

秋 田 県 公 文 書 館

# 研 究 紀 要

第 五 号

---

**【論文】**

- 「渋江和光日記」小考 …………… 煙 山 英 俊… 1
- 秋田藩における境目方支配 …………… 加 藤 昌 宏… 17
- 改正教育令期の秋田県小学校試験規則 I … 柴 田 知 彰… 35  
—試験制度の再編と過渡期的問題点—

**【史料紹介】**

- 古文書課所蔵の絵図史料について …………… 佐 藤 隆… 55

**【報告】**

- 公文書書庫収蔵資料の複製本作成について … 桜 庭 文 雄… 75

**【彙報】**

---

平成 11 年 3 月

# 「渋江和光日記」小考

煙山英俊

はじめに

- 一 「渋江和光日記」について
- 二 系図に見る渋江氏・渋江和光について
- 三 渋江家の屋敷について
- 四 『渋江和光日記』初出人名索引について  
むすびにかえて

はじめに

秋田県公文書館（以下公文書館）では、平成七年度より『渋江和光日記』の刊行事業を行っている。「渋江和光日記」（A二八九―三一九―一―九八）の翻刻事業は、田所蔵機関であった秋田県立秋田図書館（以下秋田図書館）が昭和五十五―昭和五十七年度にかけて行ったものである。平成五年の公文書館開館で、秋田図書館に所蔵

されていた古文書の原本とともに当時行われていた『御亀鑑』の刊行事業が引き継がれ、その刊行終了後平成七年度から『渋江和光日記』の刊行事業が始まった。平成十年度で六冊、原本の巻数で言えば全九八巻の内、五五巻までが刊行されたことになる。

公文書館古文書課の職員・嘱託職員は日々『渋江和光日記』の校正作業にあたっているわけだが、基本的には渋江和光個人の生活日記であって、その内容は多岐に渡る。そのため校正作業中にもその内容によって様々な分野の事項について史料・参考文献等にあたる機会が多い。そのような作業の中からわいてきた個人的な疑問・興味のある部分などについてあげたのが小稿である。したがって今回取り上げた個々のテーマには関連性は乏しく、まさに校正ノート・雑感であることをまず述べておきたい。もしこの校正ノートが『渋江和光日記』を読まれたり、史料として使用される方の参考になれば幸いである。

一 「渋江和光日記」について

「渋江和光日記」自体の説明については、刊行本第一巻、巻頭の「概説」で全般的な紹介がなされているが、ここでも簡単にその内容などを紹介しておきたい。

「渋江和光日記」は渋江氏宗家の当主であった渋江和光が文化十一年（一八一四）正月より天保十年（一八三九）十二月までの二六年間の事柄についてつづった日記である。現存する原本は九八冊で公文書館に所蔵されている。内容は秋田藩の上級家臣であった渋江和光の日々の生活ぶりについての記述がもっとも多い。第一巻が和光の妻、法池院が亡くなった直後から始まる事に象徴されるように、冠婚葬祭などの行事、学問・武芸など様々な会合の様子、それら多くの行事に関わる書簡からは、一つ一つの事柄の内容とともに、和光自身かなりのこだわりを見せる家臣団中の格式・序列といったものがうかがえる。

また「渋江和光日記」が記述された期間は、秋田藩九代藩主佐竹義和が死去、あとをついだ義厚はわずか四歳という政情定まらぬ時期と重なり、家老や寺社・勘定などの各奉行・御側御用人・「同役」と呼ばれる御相手番らとのやりとりから秋田藩政の内情が読みとれる上でも貴重な史料といえる。

ただし「渋江和光日記」の原本のうち、文政四年（一八二一）正月～六月、天保元年（一八三〇）正月～三月、天保二年～十二月の

事柄を記載した部分は伝来していない。ちなみに文政四年は幕府より国目付丹羽五左衛門・三浦甚五郎が秋田領に派遣された時期（同年五月～十月まで滞在）にあたり、また和光自身が文政四年十二月二十日に「御相手番并武芸頭取・火消頭取御免被成置、遠慮被仰付」となった原因としている「天徳寺御座奉行一件之事」についても記載された部分であったと思われる、原本が伝わっていないことは非常に残念である。

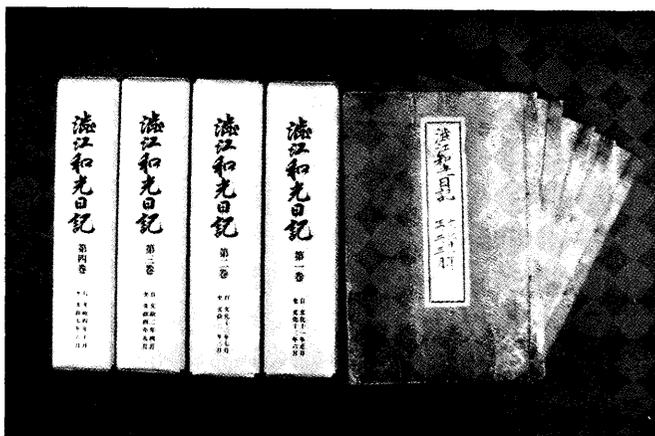


写真1 「渋江和光日記」原本（一部）・刊行本

二 系図に見る洪江氏・洪江和光について

洪江政光の出自である荒川氏が佐竹家臣団に加わった経緯、及びそれ以前の状況についてはおおよそ不明の部分が多い。政光の実父とされる荒川秀景について「新調荒川氏系図」は、

秀景 筑後守

下野小山ノ族ニシテ世々小山ニ住スニ曰天正年間小山

秀綱敗亡シテ常州古内ノ清音寺ニ潜匿ス秀景モ流離シテ

常州ニ至ル

としており、下野国の豪族小山秀綱が小田原北条氏の北関東侵攻に耐えきれず、天正三年（一五七五）居城であった祇園城を落ちて、佐竹義重を頼って常陸に入った際、荒川氏も常陸に移っていると伝えられている。このような例は佐竹氏の家臣団には珍しいことではない。ここで義重・義宣の時期に他氏から佐竹家臣団に入った系譜を持つ諸氏を、公文書館所蔵の系図類から挙げてみる。

小田氏 飯塚(義宣)〔諸〕・羽生(義宣)〔諸〕・堀尾(義宣)〔諸〕

郷〔諸〕・岡見(義重)〔諸〕・郷〔諸〕・古尾谷(義宣)〔諸〕・郷〔諸〕

後藤〔諸〕・小田(義宣)〔諸〕・郷〔諸〕・平塚(義宣)〔諸〕

菅谷(義宣)〔諸〕・伊藤(義宣)〔郷〕

宇都宮氏 芳賀(義宣)〔諸〕・郷〔諸〕・豊田〔諸〕・岡本(義宣)〔諸〕

小宅(義宣)〔諸〕・和久〔諸〕・糟谷〔諸〕・玉生(義宣)

〔洪江和光日記〕小考

〔諸〕・高山(義宣)〔諸〕・生田目〔諸〕・宇都宮(義宣)

〔諸〕・佐・郷〔諸〕・國谷(義宣)〔諸〕・築〔諸〕・山口(義宣)

〔諸〕・山口(義宣)〔諸〕・籠谷(義宣)〔諸〕・郷

近藤(義重)〔諸〕・寺崎〔諸〕・平野(義宣)〔諸〕・郷

菅又(義宣)〔諸〕・土肥(義宣)〔郷〕・野中〔郷〕

平石(義宣)〔郷〕

白川(結城)氏 結城〔郷〕・芳賀(義宣)〔諸〕・忍(義重)〔諸〕

郷〔諸〕・小高(芦名盛重)〔諸〕・郷〔諸〕・和知(義宣)〔諸〕・郷

加藤田(義重)〔諸〕・鹿子畑(義重)〔諸〕・築(義宣)

〔諸〕・郷〔諸〕・深谷(芦名盛重)〔諸〕・舟田〔郷〕・斑目〔郷〕・〔諸〕

郷〔諸〕・菅(芦名盛重)〔諸〕・舟田〔郷〕・斑目〔郷〕・〔諸〕

水谷(義宣)〔諸〕・上遠野(義重)〔郷〕

今川氏 半田〔諸〕

那須氏 沼井(義宣)〔諸〕

小山氏 太田〔諸〕・郷〔諸〕

武田氏 金丸(芦名盛重)〔諸〕

古河公方 田代〔諸〕

等間氏 野尻(義宣)〔諸〕

二階堂氏 須田(義宣)〔佐〕・郷〔諸〕・泉田〔郷〕・因分〔郷〕・長沼〔郷〕

箭田野〔郷〕

小田原北条氏 田代(義宣)〔佐〕

※秋田に転封後加わったもの・芦名氏譜代は除く。(一)内は召し抱えた人物が特定されるもの(出典:「諸」II「諸士系図」整理記号 A・二八八・五九〇)、「佐」II佐竹(宗家)家文書に含まれる系図類、「郷」II郷土資料に含まれる系図類。いずれも公文書館所蔵)

天正元年(一五七三)に佐竹氏に破れた常陸国の豪族小田氏、天正三年同じく佐竹義重に制圧された白川氏、慶長二年(一五九七)に改易された下野国の宇都宮氏の家臣団の系譜などを持つ人々が佐竹氏の家臣団に繰り込まれている。これらの諸氏がすべて佐竹宗家の側近として重用されたわけでは当然ないわけだが、この他にも現在当館所蔵の系図類に記録が残っていないもの、秋田藩草創期以前の系譜が不明な者も含め、梅津氏など義宣の側近として活躍した新参の人々がいたことは言うまでもないだろう。またこの問題は、秋田藩成立後に加わった氏族を含め、戦国から秋田転封後にかけての佐竹家臣団編成にもかかわる大きな問題でもあり、今後明らかにされていかなければならない。

荒川氏・渋江氏もまた小山氏の衰亡に伴い、佐竹氏に仕えたときれる。当時佐竹氏は義重・義宣父子による常陸国を中心とした勢力拡大、また小田原北条氏との対抗期にあたり、領国内の支配強化のため、他領からの人材を受け入れやすい状況にあったのではないか。またその時代の流れにうまく乗ったのが渋江政光であった、といえるのかもしれない。

さて、その渋江氏の系図を参照していただきたい。渋江氏は武蔵国渋江<sup>3</sup>を本貫とし、古河公方足利氏、小山氏に仕え、後に常陸に移り佐竹氏に仕えたという。「秋田藩家蔵文書」第三卷には渋江内膳<sup>4</sup>政光が所蔵していた、中世以来の史料が一〇点含まれている。それによれば、渋江氏は古河公方より偏諱を受けており、また政光の養父に当たる氏光は小山秀綱より天正三年天賀谷郷<sup>5</sup>の宛行状をうけている。

至時天賀谷郷就明所、有知行度

由承候際、任御存分

進之候、土貢以下之

様子者、園田丹波守

定而申述候、恐々謹言

天正三年乙亥

三月十五日 孝哲(花押)

渋江兵部太輔殿<sup>6</sup>

渋江氏は、小山氏とともに常陸に移った後は義重に仕えたという。

政光が渋江氏に入った経緯は定かでない部分が多いが、「新調渋江氏系図<sup>7</sup>」によれば

二年(註:文禄二年)

公命ノ政光ヲシテ渋江兵部太輔氏光ノ嗣

タラシム後國相トシ食禄 三千石ヲ賜フ

とあり、義宣の命により、渋江を名乗ったことになっている。



よく知られた話だが、佐竹義宣の側近となった洪江政光は、その寵愛ぶりから譜代の重臣に疎まれ、政光の暗殺が計画された。しかし、逆に義宣により察知され、重臣が誅殺される結果となっている。このことは佐竹義宣が秋田藩の草創期において、白らの信賴する側近を中心として藩政を行うことで、佐竹宗家の領主としての地位を確固たるものにした動きの現れとみられている。前出の、他家からの家臣召し抱えも、そうした動きの中で行われたものと考えられる。

洪江氏は代々秋田藩政の中で要職を勤める。政光の代には、義宣より先に秋田に入り、久保田の屋敷割、藩内の税制を定め、また最上氏への抑えとして刈和野支配を命じられている。また慶長十九年（一六一四）政光が大坂で戦死した後も、光久・隆光・旭光・格光・峯光・明光・厚光と、政光を入れて八人の家老を輩出している。また若くして死去した宣光（二六歳）・局光（二五歳）のうち、宣光は義宣に従って上洛した京都で死去しており、側近としての扱いを受けていたと思われる。宣光の跡を継いだ光久は佐竹東家より妻を迎え、佐竹家とのつながりをより強くしている。佐竹義隆に従って江戸に上り、武藏国下住宿で亡くなっている。この他格光・明光も江戸で死去している。

隆光・旭光の時代には新田開発が行われたことが洪江氏関係の史料からも読みとれる。寛文四年の「御国中分限帳」には

三千六百石

洪江内膳

内式千石

本田

同千六百石

開

とあり、さらに「新調洪江氏系図」の旭光の項には、正徳元年の記事として「当時開墾シテ家禄総計四千五百石トナル」となっており、新田開発が盛んに進められたことを示している。

和光の息子であり、秋田藩最後の家老の一人でもある厚光は明治元年戊辰戦争の際庄内へ出兵する軍の軍将となっている。

洪江家の当主で家老にならなかったのは、若くして死去したものを除けば敦光・和光の二人だけということになる。なぜ家老職に就かなかったのか・就けなかったのかについてはよく判らないが、それでも敦光が当主であった安永七年久保田城火災の際には、洪江家の屋敷が仮御殿となっており、和光が洪江家を継ぐ際にもその功績が、政光の功績と並び賞されるほど高く評価され、知行高がそのまま認められている。

この日記の著者である洪江堅治和光について、やはり詳しくは刊行本の第一巻概説を参照していただくとして、ここでは若干触れておきたい。前掲の「洪江氏略系図」からもわかるように、和光は洪江家の分家である洪江十兵衛光成の子として生まれた。母は貞壁圖書登幹の女、「洪江和光日記」中に頻出する「貞壁のかかさま」はこの人を指す。幼名松壽。初め光音と名乗ったが、享和三年宗家に養子として入り、同年養父である敦光の死去により、洪江氏宗家を継いでいる。文化元年には佐竹義和の偏諱を受け、和光を名乗って

いる。和光自身は家老にはならなかったものの、石塚・小場・向・梅津・須田らの諸氏とともに御相手番を勤めている。

### 三 洪江家の屋敷について

洪江家は下中城（現秋田市千秋明德町、県民会館・ジョイナス）に上屋敷、その隣に中屋敷（現秋田和洋女子高等学校側）があり、下屋敷を川口に川を挟んで二ヶ所と、濁川村に「仁泉舎」と名付けられた屋敷を持っていた。

この濁川下屋敷には、和光がよく狩猟に出掛けているため、「洪江和光日記」には度々登場するが、正確な場所までは特定できていない。その他の屋敷については当時の絵図などにより場所が特定できている。上屋敷については、梅津・駒木根・向・今宮・小田野・貞崎・貞壁といった上級家臣団の屋敷が並ぶ三之丸の西端に位置している。

特徴的なのは、これら家臣団の屋敷の内、洪江家の屋敷地だけが他家の屋敷地と接していない。またその周囲が完全に土塁で囲まれていることも特異である。この土塁は二代藩主佐竹義隆当時の絵図にも描かれており、屋敷の建設当初から築かれていると思われる。土塁が築かれたのは単に小高い丘状の土地に屋敷地があるというだけのことなのか、他の理由があるのかについては定かではないが、久保田城全体の中で、独立した出丸のような機能を持っていたこと

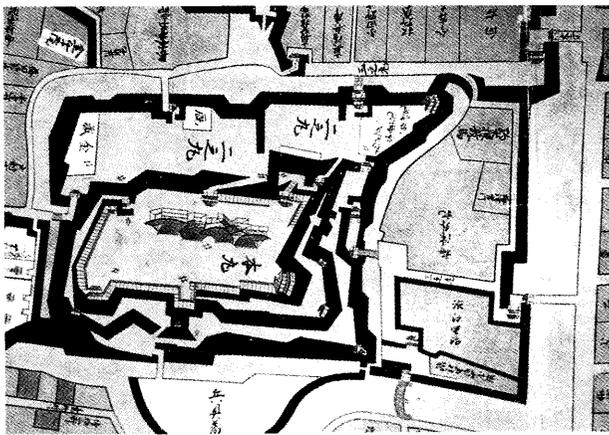


写真2 洪江堅治（和光）上屋敷  
「御国目付下向之節指出候御城下絵図」（県C-179）

も考えられる。前述したように久保田城焼失の際、ほかでもない洪江家が仮御殿となったのは、他の上屋敷などに比べて堅固な作りになっていたことも理由の一つになっていたのではないか。

屋敷地の面積については明治期の作成と考えられる「羽後国秋田郡秋田城郭之図」に上屋敷地の坪数「式千五百九拾八合五タ」、中屋敷地の坪数「六百式拾坪二合」とある。上屋敷の建物のことに関しては、「洪江和光日記」二七卷文政三年八月十一日条に坪数覚が記載されている。

洪江堅治居宅惣坪数覽

- 一 四百七坪 本屋 一 五坪半 鎮守宮
- 一 拾七坪 櫓 一 式拾貳坪 土蔵
- 一 參拾七坪 板蔵 一 五百拾七坪 長屋
- 一 四拾貳坪 厩 一 式拾參坪 小屋
- 合千七拾坪半
- 一 壹坪 竈處繫籠 一 八拾壹坪半 同所長屋
- 一 九坪 同所小屋
- 合九拾壹坪半

惣坪合千六拾貳坪

右之通ニ有之候、已上

八月

右之内ニハ、小屋分へハ下雪隠も入、長屋之分へハ荒川宗十郎居候継足之所も入申候、委曲ハ役所記録ニあり

とされ、屋敷地内の様子・屋敷の規模などがうかがえる。この建物の中で注目されるのは、もっとも坪数の多い長屋である。洪江家は当時三〇〇〇石近い大身であり、長屋門を構えていた可能性もある。この長屋には史料中に出てくる荒川宗十郎のほか、洪江家の家臣たちが生きていたと思われる。「洪江和光日記」にはよく「表番所」「内番所」という言葉が出てくるが、それぞれ洪江氏上屋敷の表門・屋敷の番所と考えられる。「洪江和光日記」二三卷文政二年九月十九日条には

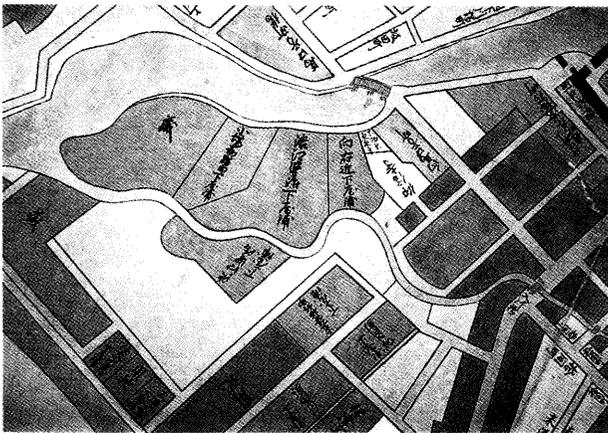


写真3 洪江堅治（和光）下屋敷（川口下屋敷）  
「御国目付下向之節指出候御城下絵図」（県C-179）

一 戸祭新十郎今日出勤致候ニ付、膳番首尾好勤候者ゆへ表番所へ入、使者・火事供斗可相勤申付候、尚右ニ付段々評義之上左之通申付候、表番所ハ戸祭新十郎・小介川軍蔵（是迄内番所也）・齋藤重四郎・小林金右衛門、内番所ハ石井忠四郎・永井与右衛門・駒野目東治（御評定所 役加勢也）・堀田井伊蔵（是迄側片付也、右筆也）・秋山恒蔵・勝村嘉藤太・隠明寺波負（是迄側二面清蔵様片付也、右筆也）・清蔵様付ハ菊池主鈴・橋本久蔵（是迄表番所也）・側小姓ハ角田宇市（詰筆也、御評定所役也）・茂木良蔵・大森伝五郎・大井百太郎（是迄清蔵様片付也、側二面也）・佐貫織部・米栖礼介・戸

祭礼吉也、清藏様付ハ我等へ申聞候事有之候得は、其時々案内なしに出候様申付候、我等櫛番ハ是迄通伊藏・与右衛門也

とあり、少なくとも表番所付に四人・内番所付として七人・側小姓として七人があてられている<sup>(17)</sup>。またここに載っている二〇人に含まれない家臣・使用人や渋江家を含むそれぞれの家族、前述した荒川宗十郎の家族・家臣なども含めると相当な人数がいたことが考えられる。これだけの人数が常時渋江家の上屋敷地で生活していたか、という点では疑問が残るが、「惣坪合下十六拾貳坪<sup>(17)</sup>」と言えども、それほど広いという印象はなく、むしろ居住空間は、宗家の当主であった渋江和光自身のものを含めても、意外に手狭だったのではないから。また櫛について、果たして城郭の櫛などと同じ意味合いで建てられたものか、それとも文化十年に就任した三番火消頭取の職務のためのものか、いずれ屋敷の凶面などは残っておらず、敷地内の屋敷配置などは当然不明であるため、想像の域を出得ない。

この他表門・裏門があり屋敷地は土塀で囲まれていた<sup>(18)</sup>。また屋敷地の中には馬場があった<sup>(19)</sup>。

上屋敷の蔵などは、土蔵が二二坪・板蔵が三七坪など、渋江氏ほどの居室の蔵としてはいささか小さいように思えるが、それを補うのが「和光日記」中にみえる「川口下屋敷」であったと思われる。「川口下屋敷」については、旭川沿いに位置しており、雄物川との合流部分にも近く、荷揚げ場、倉庫としての機能が強かったものと思われる。

#### 四 『渋江和光日記』初出人名索引について

前述したとおり公文書館古文書課では毎日『渋江和光日記』の校正作業にあたっているわけであるが、校正作業及び秋田図書館時代の翻刻事業の中で数種類の参考資料が作られてきた。刊行本第一巻概説に使用されている「渋江和光親戚関係略図」一・二などはそれに当たるが、今回紹介する初出人名索引もその一つである。これは当初、元公文書館嘱託職員竹内一朝氏が刊行本第一巻分を作成されたものを、現在の職員が引き継いでいるもので、現在第四巻までの分ができています。

初出人名索引という名前が付いているものの、注目すべき記事があった場合には、同じ名前が複数回出ることになって、書き加えることにしている。あくまでも内部資料として作成ははじめ、しかもまだとても完成品とはいえないものであり、本来このような論文集的なものに掲載すべきではないかもしれないが、『渋江和光日記』および同時代の史料を使用する際には参考になるのではないかと考え、あえて掲載した。

なお、小稿であげた人名索引表は、紙面の関係から刊行本一巻から三巻までのうち、役職・備考などに記事がある人物から主なものを抜粋した。

渋江和光日記人名索引 (抜粋)

読みか	氏名	役職	初出和暦	西暦	月	日	ページ	備考
あかさか い	赤坂 市十郎	横手給人・飛騨殿組下	文化11	1814	6	29	1-128	
あかす へ	赤須 平馬	膳番・御側御用人	文化11	1814	正	14	1-5	
あかす ま	赤須 万六	御武頭	文化14	1817	4	30	2-289	深谷宇源太代り
あかだ いちた	赤田 市太郎	大番六番	文政元	1818	8	27	2-687	赤田正吉二男
あさひ	朝日 正吉	大小姓筆頭	文化12	1815	7	22	1-460	
あしだ じ	芦田 仁左衛門	角間川給人	文政元	1818	10	24	2-724	新天流鑑・切合也
あそむら	阿曾村 新八郎	御武頭・今年火消組合	文化15	1818	正	19	2-491	
あそむら	阿曾村 新八郎	御物頭	文化12	1815	3	2	1-312	中谷地町
あらかわ い	荒川 市五郎		文化12	1818	10	11	2-716	荒川宗十郎長子、法名法雲院
あらかわ さ	荒川 才吉		文化12	1815	11	22	1-645	荒川宗十郎養子。小野崎権太夫弟
あらかわ そ	荒川 宗十郎		文化11	1814	正	8	1-4	下夕屋敷に住居也
あんどう い	安藤 伊右衛門	須田内記殿小姓	文化13	1816	12	1	2-167	橋山柳生遺ひ之由
あんどう ま	安藤 又兵衛	御勘定奉行	文政元	1818	11	27	2-750	吟味役より転役
いいた か	飯田 官藏	湯沢屋敷番	文化11	1814	10	28	1-225	
いぐち	井口 巨	馬方御用人	文化11	1814	6	20	1-122	
いしい そ	石井 惣藏	湯沢給人御金藏御番	文化12	1815	2	15	1-301	
いしづか と	石塚 主殿	御相手番	文化11	1814	正	14	1-6	石塚主殿義保
いしばし ご	石橋 五兵衛	御副役	文化12	1815	7	22	1-461	
いずみ い	泉 市右衛門	御物書	文化13	1816	12	9	2-171	
いすのぶ	一部 礼藏	梅津与左衛門内浪人	文化15	1818	2	10	2-517	
いと い	糸井 伊兵衛	奉行格・助教	文化14	1817	4	12	2-273	
いとう ご	伊藤 郷左衛門	大番也	文化11	1814	6	18	1-121	
いとう せ	伊藤 清記	根小屋膳番	文化12	1815	正	13	1-279	
いとう ひ	伊藤 兵衛	御勘定奉行	文化13	1816	11	11	2-155	
いのすけ	亥之介	譜代下男	文化14	1817	3	24	2-255	3月17日より逐電。猪之介と同一
いまみや い	今宮 伊織		文政2	1819	正	1	2-789	勘ヶ由殿へ同居
いまみや た	今宮 多宮		文政元	1818	12	17	2-770	今宮大学弟・浪人
いまみや だ	今宮 大学		文政元	1818	12	22	2-776	今宮大学殿長男より出火、表裏門共に焼失
いまみや て	今宮 鉄太郎		文政元	1818	12	15	2-766	出仕
いわき い	岩城 伊予守		文化14	1817	6	9	2-325	去月21日被御卒去候段
いわさき げ	岩崎 源内	湯沢屋敷番	文化14	1817	6	26	2-336	
いわなか し	岩中 庄介(助)	院内家来	文化11	1814	8	12	1-161	伊達家より結納使者
いわほり そ	岩堀 宗六	御記録方	文化11	1814	正	28	1-11	西根小屋町
うえだ し	上田 園生	根小屋小姓	文化11	1814	3	29	1-63	
うえだ し	上田 新右衛門	向飛騨家来	文化13	1816	正	17	1-704	
うえだ ひ	上田 彦兵衛	根小屋家中	文化14	1817	6	23	2-333	
うちうみ	内海 市右衛門	御檢地役	文化14	1817	2	17	2-229	馬場日村起返開等御竿
うつのみや た	宇都宮 帯刀	御用番・老中(家老)	文化11	1814	2	26	1-40	宇都宮帯刀重綱
うつのみや た	宇都宮 帯刀	在江戸老中(家老)	文政元	1818	9	8	2-691	
うつのみや た	宇都宮 帯刀	老中(家老)	文化13	1816	7	4	2-5	
うぬま は	鵜沼 繁兵衛	御境目奉行見習	文政2	1819	2	2	2-816	
うめつ	梅津 兵馬	御記録方御番頭	文化11	1814	正	29	1-14	
うめつ	梅津 宮門	大小姓	文化15	1818	2	1	2-507	
うめつ こ	梅津 小太郎	御相手番	文化11	1814	正	7	1-3	梅津小太郎忠信
うめつ ず	梅津 岡書	御番頭	文化13	1816	12	1	2-167	頼母より改名
うめつ た	梅津 頼母	御記録方御番頭	文化12	1815	9	19	1-555	
うめつ と	梅津 藤十郎	御学館頭取	文化11	1814	2	1	1-16	与左衛門の子。貞崎氏の親類。
うめつ ま	梅津 万藏		文化13	1816	12	1	2-167	梅津宮門嫡子、今日より出仕
うめつ も	梅津 茂左衛門	御学館頭取被仰付	文化13	1816	7	11	2-13	御相手番格
うめつ よ	梅津 与左衛門	御相手番	文化11	1814	正	14	1-6	梅津与左衛門忠融
うりゅう	瓜生 左衛門		文化14	1817	10	22	2-428	老破宇都宮松尾御事、御家臣・世之御取扱
うるの げ	宇留野 源兵衛	廻座	文化11	1814	2	16	1-32	
えばた え	江畑 永治	大山日向家来	文化13	1816	9	28	2-121	
えんどう し	遠藤 七五郎之丞		文化12	1815	4	16	1-351	(源野権五郎) 森富の4男也。遠藤家へ養子
おいかわ よ	笈川 与八郎	戸村長膳家来	文化11	1814	11	15	1-232	
おいかわ よ	笈川 与惣兵衛	戸村喜太郎家来	文化12	1815	11	11	1-637	
おおい じ	大井 文介	御勘定奉行・額山奉行兼帯	文化15	1818	3	7	2-545	初は御副役也
おおくぼ	大窪 天民		文化12	1815	5	27	1-389	田原宗也。田原に浪人。昔は時の上代
おおくぼ し	大久保 庄藏		文化15	1818	4	26	2-591	落合先生門弟・角館住居
おおこし た	大越 頼母	大武頭	文化11	1814	10	20	1-220	

読みかな	氏名	役職	初出和暦	西暦	月	日	ページ	備考
おおさわ い	大沢 猪十郎	大館組頭	文化13	1816	9	16	2-99	
おおさわ し	大沢 七五郎		文化11	1814	2	16	1-32	※1
おおさわ び	大沢 備前		文化14	1817	12	7	2-458	備前事也、御障に付名改之由
おおしま は	大嶋 早太	御小姓	文化12	1815	正	12	1-279	横笛吹也
おおた け	太田 敬蔵	梅津小太郎膳番	文化11	1814	4	19	1-79	
おおた さ	太田 左大夫	御膳番	文化11	1814	2	15	1-30	
おおた さ	太田 左大夫	膳番・御側御用人	文化11	1814	正	14	1-5	
おおた し	太田 七四郎		文化12	1815	3	28	1-332	梅津林宗之一弟子。文蔵子也
おおたわら た	大田原 多門	江戸在府、御家中也	文政2	1819	3	13	2-865	
おおつか さ	大塚 才蔵	八番大御番頭	文化13	1816	閏8	21	2-64	
おおなわ や	大縄 安太郎	引廻・御勝手方御副役	文化12	1815	7	17	1-444	
おおなわ や	大縄 安太郎	御評定奉行・郡奉行兼帯	文化15	1818	2	8	2-513	
おおぬき	大貫 小助	大御番	文化14	1817	10	24	2-430	
おおもり ろ	大森 六郎左衛門	大目付	文化13	1816	4	15	1-788	
おおやま か	大山 掃部	御曹司様御小姓加勢	文化11	1814	4	29	1-87	
おおやま ひ	大山 日向	廻座	文化12	1815	3	5	1-313	
おかもと け	岡本 慶十郎		文化12	1815	11	8	1-635	岡本又十郎息
おかもと け	岡本 慶十郎		文化14	1817	2	7	2-222	昨日出初被致候
おかもと と	岡本 東馬		文政2	1819	正	1	2-790	岡本又太郎殿同居
おかもと ま	岡本 又太郎	御家老	文化11	1814	2	15	1-31	
おかもと ま	岡本 又太郎	御用番家老	文化11	1814	正	29	1-14	岡本又太郎元長
おかや い	岡谷 伊織	詰番・廻座	文化11	1814	3	16	1-54	
おくに	小国 英左衛門	御右筆筆頭	文化12	1815	8	14	1-495	
おだの	小田野 冲負	大御番頭	文化14	1817	4	24	2-283	酒出金大夫殿之代りなるべし
おちあい	落合 文六	角間川給人之浪人	文化13	1816	4	4	1-773	蕃義中山先生之一弟子。
おぬき う	小貫 宇右衛門	廻座	文化11	1814	2	4	1-19	
おぬき き	小貫 九兵衛	御評定処御副役	文化11	1814	7	12	1-139	
おぬき き	小貫 九兵衛	御副役	文化13	1816	11	4	2-151	
おぬき と	小貫 東七郎	三番大御番入	文化11	1814	2	17	1-33	小貫及右衛門嫡子
おぬき ひ	小貫 彦九郎	大御日附	文化14	1817	11	18	2-444	
おのおか か	小野岡 数馬	廻座	文化11	1814	2	11	1-25	
おのおか や	小野岡 大和	銅山方御用引渡・御家老	文化11	1814	4	22	1-81	小野岡大和義音
おのぎき ご	小野崎 権大夫	御番頭被召放蛰居被仰付	文化14	1817	11	18	2-444	荒川才吉の実兄
おのぎき ご	小野崎 権大夫	御番頭	文化13	1816	7	8	2-10	鉄砲
おのぎき さ	小野崎 二郎	無役	文化11	1814	6	9	1-114	梅津与左衛門の母方従弟
おのぎき し	小野崎 庄九郎	御用番(文化8年)	文化11	1814	9	22	1-202	
おのでら	小野寺 桂之介	八番大御番頭	文化15	1818	3	27	2-563	大塚才蔵代
おのでら ま	小の寺 孫十郎	詰番・無役	文化11	1814	2	23	1-37	此の度之御座奉行
おば か	小場 勘ヶ由	御相手番	文化11	1814	正	14	1-6	小場勘解由敦愛
おば か	小場 勘ヶ由	大館屋敷	文化15	1818	2	2	2-508	
おば こ	小場 小伝治	九番御番頭・小筒方支配兼帯	文化14	1817	12	22	2-470	一昨日
おんみょうじ ち	隠明寺 主税	御家来役	文化13	1816	6	24	1-848	盛昌
おんみょうじ ち	隠明寺 主税	家老代	文化14	1817	8	14	2-372	
かつむら	勝村 嘉藤太	内番所之者也	文化14	1817	3	23	2-254	
かつむら	勝村 勘左衛門	目付	文化11	1814	2	19	1-34	
かつむら	勝村 嘉藤太	表板書勤	文化12	1815	6	11	1-396	勝村勘左衛門養子出仕
かとう か	加藤 勘兵衛	小野岡大和膳番	文化12	1815	11	21	1-645	
かどわき げ	門脇 元庵		文化11	1814	正	12	1-5	英春・文化3.8.20選電の記事
かどわき ぜ	門脇 全慶(庵)	医学頭側医格医者	文化12	1815	正	5	1-273	
かどわき そ	門脇 宗三	江戸老年半詰	文政元	1818	12	18	2-771	内藤南省代
かわむら	川村 今右衛門	鹿渡村津輕御小休所	文化13	1816	9	13	2-90	
きくち き	菊池 喜左衛門	鉄砲・吟味役	文化11	1814	5	12	1-96	
きくち ま	菊池 孫太郎	向飛驒組下横手給人	文化12	1815	5	22	1-382	
くにやす ぶ	国安 文兵衛	御代官	文化12	1815	4	18	1-354	
くにやす へ	国安 兵左衛門		文化11	1814	4	1	1-67	丹第助第一之門人
くめ か	久米 官蔵	給人並	文化14	1817	正	11	2-198	久米長左衛門子供
くりばやし	栗林 八郎兵衛	六郷御用所支配	文化12	1815	3	1	1-310	
くろさわ け	黒沢 監物	御評定所御副役	文化11	1814	正	29	1-13	
くろさわ ち	黒沢 長右衛門	大館家来	文化13	1816	9	16	2-97	
くろさわ ぶ	黒沢 文内	御評定奉行	文化14	1817	11	18	2-444	

読みかな	氏名	役職	初出和暦	西暦	月	日	ページ	備考
こいずみ	小泉 太郎右衛門	大館奏者	文化13	1816	9	15	2-95	
ござさ	小笹 茂吉	大番組頭	文化12	1815	11	7	1-634	
こすけがわ ぶ	小介川 武膳	大坂詰奉行・勘定奉行	文化11	1814	2	5	1-20	文化12.9.22御用人へ転役
ごとう さ	後藤 定右衛門	院内家来	文化14	1817	6	22	2-332	
こばやし き	小林 喜三郎	通丁町代	文化11	1814	2	14	1-30	
こばやし き	小林 金右衛門	表番所	文政2	1819	3	12	2-863	※2
こんどう し	近藤 四郎右衛門	大館組頭	文化13	1816	9	16	2-99	
こんどう そ	近藤 惣治	大山日向給人	文化14	1817	11	5	2-435	
こんどう り	近藤 理吉郎	御米蔵役・院内給人	文化12	1815	2	28	1-308	
ごんのすけ	権之介	御役所使	文化14	1817	正	19	2-202	猪之介子供。是迄草履取
さいとう け	斎藤 慶悦	院内家中	文化13	1816	閏8	13	2-56	盲人・浪人
さいとう ご	斎藤 五郎大夫	須田内記内	文政元	1818	5	25	2-619	
さいとう じ	斎藤 重四郎	山役	文政元	1818	11	13	2-739	
さが	佐賀 藤馬	大館本ノ役	文化13	1816	9	15	2-94	
さかいで き	酒出 金大夫	大番頭・御記録方	文化11	1814	2	1	1-17	
さかいで し	酒出 酒落		文政元	1818	11	23	2-745	酒出金大夫殿事
さたけ い	佐竹 石見		文化13	1816	9	11	2-84	西(小場)家。義幹(よしもと)
さたけ か	佐竹 河内	御名代	文化13	1816	7	4	2-5	北家。義文。
さたけ ひ	佐竹 広吉		文化13	1816	7	21	2-20	佐竹河内三男
さたけ や	佐竹 山城		文化11	1814	正	14	1-7	東家。義富。
さたけ よ	佐竹 義歳	佐竹南家	文化14	1817	6	27	2-336	佐竹義安殿之子
さたけ よ	佐竹 義惠	屋形様	文政元	1818	12	20	2-773	ヨシシケ、文政2年正月より
さたけ よ	佐竹 義安	佐竹南家	文化14	1817	6	27	2-336	
さとう こ	佐藤 恒助	壹岐守御家来	文化12	1815	9	17	1-553	
さぬき	佐貫 織部	継日出仕	文化12	1815	12	25	1-681	
さぬき	佐貫 隆治		文化12	1815	4	26	1-364	無役家中出仕以前
しおや う	塩谷 右膳	引渡	文化11	1814	2	26	1-41	
しおや さ	塩谷 才記		文化13	1816	閏8	1	2-47	塩谷伝十郎息。8月28日出初。
しおや さ	塩谷 左膳	角館廻座	文化11	1814	2	17	1-32	
しだ く	信太 内蔵介	廻座	文化11	1814	2	11	1-25	
しぶえ え	渋江 栄七郎		文化13	1816	11	25	2-165	鉄之介事
しぶえ け	渋江 敬太郎		文化13	1816	10	27	2-146	和光息。10月19日誕生
しぶえ け	渋江 堅治	御相手番	文化15	1818	4	25	2-589	渋江堅治和光
しぶえ さ	渋江 左膳	御番頭被召放替居被仰付	文化14	1817	11	18	2-444	
しぶえ き	渋江 左膳	大番頭九番也	文化11	1814	正	8	1-4	松野茂右衛門代
しぶえ じ	渋江 十兵衛	寺社奉行	文化11	1814	正	26	1-10	
しぶえ た	渋江 隆光		文化14	1817	8	14	2-372	南家生。渋江内膳光久の嗣
しぶえ て	渋江 鉄之介		文化12	1815	4	7	1-344	渋江和光の異母弟
しぶえ て	渋江 貞治		文化14	1817	11	26	2-452	次男、11月20日誕生
しもだ	下田 総七	檜山	文化13	1816	9	18	2-102	下総殿使者
すがまた く	菅又 蔵人	御評定所御物書	文政元	1818	7	30	2-667	旧知高之内拾石被返下候
すがまた く	菅又 蔵人	御評定所御物書筆頭	文政元	1818	9	2	2-689	当役御免
すがまた そ	菅又 宗三郎		文化15	1818	4	1	2-569	菅又蔵人之子
すがや	菅谷 早人	組付御刀番	文化11	1814	正	20	1-9	池田才兵衛(病死)の代わり
すけがわ	助川 東馬	御勘定奉行	文化13	1816	4	27	1-797	
すけがわ	介川 東馬	御勘定奉行	文政元	1818	8	23	2-685	保戸野愛宕町、居宅焼失
すけがわ	介川 東馬	大坂詰奉行	文化14	1817	2	22	2-231	
すけがわ	介川 東馬	産物方取担奉行	文政元	1818	11	1	2-729	
すずき	鈴木 主馬	御学館方	文化12	1815	正	3	1-272	鷹匠町
すずき	鈴木 主馬	本席・奉行格	文化14	1817	4	11	2-273	
すずき し	鈴木 正左衛門	渋江家家老	文化11	1814	3	3	1-48	窮乏。
すずき ぶ	鈴木 文七	小場家小姓	文化14	1817	9	16	2-401	
すずき ま	鈴木 又右衛門	御本方吟味役	文化13	1816	6	24	1-848	政俊
すだ	須田 内記	廻座	文化11	1814	2	23	1-37	荒川宗十郎甥
すだ	須田 内記	老中	文化15	1818	2	20	2-527	荒川宗十郎之甥
すだ と	須田 富之介	須田内記家来	文化13	1816	7	9	2-11	
すだ ぶ	須田 文八郎	根小屋家来	文化11	1814	9	22	1-202	
すだ へ	須田 平四郎	御物頭	文化14	1817	11	18	2-444	
せき は	関 半八	御評定奉行	文化14	1817	11	18	2-444	
せきぐち は	関口 半八	御留守居	文化15	1818	4	18	2-584	

読みかな	氏名	役職	初出和暦	西暦	月	日	ページ	備考
せやこ	瀬谷 小太郎	奉行	文化11	1814	正	23	1-9	
たかがき	高垣 彦右衛門	御刀番・御用人助力	文化11	1814	2	25	1-40	
たかはしか	高橋 官介	内番所之者也	文化14	1817	3	23	2-254	
たかはしか	高橋 助右衛門	御境目調役	文政元	1818	10	16	2-719	
たかはしほ	高橋 八郎兵衛	綾子村肝煎・津軽本陣	文化13	1816	9	14	2-91	
たがや	多賀谷 下総	引渡 檜山組下	文化12	1815	8	15	1-495	
たきかわ	滝川 専左衛門	古書付吟味役・膳番	文化11	1814	2	24	1-39	
たぐち	田口 喜門	匹田久馬家来	文化14	1817	4	9	2-269	田口要右衛門実弟
たぐちり	田口 良吉	岡本又太郎内	文化11	1814	5	7	1-92	
たしろす	田代 助左衛門	大小姓筆頭	文化13	1816	6	25	1-853	
だてげ	伊達 外記	無役・引渡	文化11	1814	2	26	1-41	
たてお	館尾 主税	梅津小太郎家来	文化12	1815	7	25	1-464	
たなか い	田中 伊織	御勝手方御副役	文化12	1815	3	9	1-317	
たなか い	田中 伊織	(転役) 御留守居役	文化12	1815	12	25	1-682	
たなや	棚谷 常助		文化14	1817	2	10	2-223	御台所町。火本ニ而五六軒焼失
ちば	千葉 藤	院内小姓	文化11	1814	正	15	1-7	孫右衛門息
つのだ う	角田 宇市	波江家小姓	文化11	1814	正	12	1-5	
つのだ か	角田 和右衛門	今宮大学家来	文化12	1815	3	2	1-311	改名 要右衛門
つのだ か	角田 和衛門	財用開発方片付	文化11	1814	正	12	1-5	
てらさき と	寺崎 東九郎	御番頭	文化11	1814	6	15	1-119	大樹院葬送御座奉行
どい	土井 大介	御評定御副役	文化14	1817	11	18	2-444	
とまつり へ	戸祭 兵蔵	波江家膳番	文化11	1814	3	8	1-49	
とまつりり	戸祭 隆介	膳番	文化13	1816	閏8	12	2-54	
とむら きた	戸村 喜太郎		文化12	1815	2	2	1-294	※3
とむら きよ	戸村 喜代介		文化12	1815	5	7	1-372	(戸村) 十大夫殿二男也・浪人也。
とむら ちよ	戸村 長膳	引渡	文化11	1814	正	25	1-10	横手敬信院様異父兄弟
とむら つ	戸村 筑波		文化11	1814	正	28	1-13	十大夫隠居。筑波殿と同一か
なか ち	那可 長左衛門	助教也館長也	文化13	1816	4	24	1-795	
なか は	那可 春之介		文化12	1815	3	15	1-322	那可内匠息・鍵
なかい わ	永井 和助	波江家小姓	文化12	1815	3	2	1-311	改名 与右衛門
なかがわ	中川 助内		文化11	1814	4	24	1-84	中川源左衛門息
なかがわり	中川 良太郎		文化14	1817	8	28	2-389	助内嫡子也。今日出仕
なかじま	中嶋 利昌	角開川給人	文化14	1817	11	15	2-441	隠居也、63歳
ながせ	長瀬 平右衛門	膳番・御側御用人	文化11	1814	正	14	1-5	
ながせ	長瀬 平右衛門	御膳番	文化15	1818	2	18	2-525	
ながやす	中安 主典	御用人	文化15	1818	正	16	2-490	是迄は御評定奉行
ながやまく	長山 内蔵助	刈和野組下	文化13	1816	8	28	2-45	
にしの	西野 丈助	東家臣	文化15	1818	3	18	2-555	
ねぎし い	根岸 市郎右衛門	大番頭	文化12	1815	3	2	1-312	中谷地町(焼失)
ねぎし ま	根岸 正親	公儀礼法者	文化12	1815	3	8	1-316	
ねもと し	根本 庄右衛門	御武頭・火消頭取	文化11	1814	9	18	1-194	
ねもと ち	根本 忠蔵	御兵具奉行	文化15	1818	4	14	2-580	
ねもと ち	根本 忠蔵	御評定奉行	文化14	1817	12	21	2-469	昨日転役、是迄は大目附
ねもと へ	根本 兵右衛門	大館組頭	文化13	1816	9	16	2-99	
のがみ	野上 藤蔵	御勘定奉行	文政元	1818	11	1	2-728	
はしもと き	橋本 久蔵	山役	文化11	1814	2	11	1-25	
はしもと り	橋本 領介	御副役	文化12	1815	10	15	1-607	
はすめま	蓮沼 仲	郡方奉行秋田郡也	文化12	1815	5	4	1-369	
はすめま	蓮沼 仲方	壹人扶持拜領	文化13	1816	8	18	2-38	
はたげ	畑 源介	医学頭	文化11	1814	正	29	1-15	
はやし	林 喜内	刈和野惣代	文化15	1818	2	30	2-540	
はやし ぎ	林 儀左衛門	御殿指引役	文化13	1816	閏8	29	2-74	
はやし し	林 庄兵衛	御武頭・火消頭取	文化11	1814	9	18	1-194	
ひきた	匹田 久馬		文化14	1817	3	16	2-249	匹田斎息。家督
ひきた	匹田 松唐		文化15	1818	2	30	2-540	隠居也。(匹田) 斎殿の事也
ひきた い	匹田 斎	御家老	文化11	1814	3	19	1-56	匹田斎定綱
ひきた い	疋田 斎	江戸詰老中	文化12	1815	正	20	1-285	
ひとみ	人見 藤内	御小姓	文化11	1814	2	4	1-19	梅津兵馬1軒おき
ひの	日野 林太郎	梅津小太郎組下角開川給人	文化13	1816	2	8	1-726	
ふかわ	布川 万六	御馬医	文政元	1818	9	9	2-691	

読みかな	氏名	役職	初出和暦	西暦	月	日	ページ	備考
ふくおか	福岡 慶左衛門	大目附	文化14	1817	12	22	2-470	
ふくち	福地 要蔵	御納戸役	文化11	1814	2	19	1-34	
ふくはら	福原 藤七郎	貞崎兵庫内	文化12	1815	2	25	1-306	戸祭兵蔵姉婿
ふくはら か	福原 嘉八郎	岡本又太郎小姓・本庄者	文化11	1814	5	6	1-91	
ふくはら ひ	福原 彦大夫	編輯方	文化11	1814	2	1	1-17	
ふせ	布施 要人	江戸物入番	文化12	1815	6	2	1-391	初下り也
ふなお	船尾 宇兵衛		文化11	1814	6	7	1-113	和光の奥母方の従兄。当時養居中
ふなき	舟木 才治	小場家小姓	文化14	1817	9	12	2-398	
ふなき	船木 才治	小場家小姓	文化14	1817	8	16	2-376	
ふるうち く	古内 蔵人	大館	文化11	1814	正	25	1-10	
ほり	堀 主馬	貞壁左膳家来	文化11	1814	5	11	1-95	
ほりこし	堀越 久治	梅津小太郎殿家来	文化13	1816	7	1	2-3	
まえごや	前小屋 伝右衛門	大館家来	文化13	1816	9	16	2-97	
まえだ	前田 因斎	院内茶道	文化13	1816	8	14	2-35	
まかべ か	貞壁 掃部介	引渡	文化11	1814	正	14	1-7	
まかべ さ	貞壁 三郎		文化11	1814	5	8	1-93	貞壁掃部介蔵之弟也(実弟)
まかべ た	貞壁 為之介		文化12	1815	正	5	1-273	掃部介殿嫡子・出仕已前也
まさき す	貞崎 駿河		文化11	1814	正	29	1-14	隠居・御相手番勤労
まさき ひ	貞崎 兵庫大	御番頭	文化14	1817	11	22	2-450	小野崎権大夫殿代り
ますだ	益田 治右衛門	郡奉行(北郡)・御境目奉行兼郡	文化14	1817	12	21	2-469	転役・是迄は御兵具奉行
ますだ	益田 治右衛門	御兵具奉行・御境目奉行兼郡	文化14	1817	10	19	2-427	
ますど じ	益戸 重兵衛	御馬方御用人	文化12	1815	3	28	1-333	
まちだ だ	町田 大之進	御膳番	文化11	1814	6	3	1-107	
まつだ し	松田 新蔵	信太内蔵介家来	文化13	1816	正	14	1-702	
まつだ じ	松田 仁三郎	丹取見習	文化13	1816	閏8	20	2-62	
まつのも	松野 茂右衛門	大筒方支配・大番頭	文化11	1814	2	2	1-18	寺社奉行転役
まつもと た	松本 丹下	御副役	文化12	1815	12	4	1-656	
みながわ	皆川 勘十郎	御檢地役	文化14	1817	2	17	2-229	馬場目村起返開等御下
むかい こ	向 駒之介		文化11	1814	2	15	1-31	向飛驒息・鍵
むかい ひ	向 飛驒	御相手番	文化11	1814	正	14	1-6	向飛驒政申
むとう だ	武藤 伝七	小頭	文化13	1816	閏8	20	2-62	閏8月16日より逐電
むとう と	武藤 東右衛門	御用人	文化12	1815	7	3	1-417	
むも げ	武茂 源五郎		文化14	1817	11	28	2-453	左衛門弟、宇都宮四郎兄弟(文政2-12-21)
むも ご	武茂 権大夫	引渡	文化11	1814	2	26	1-41	
もてぎ じ	茂木 順治		文政元	1818	10	18	2-720	家督
もてぎ ち	茂木 筑後	十二所所預	文化14	1817	正	4	2-195	
もてぎ り	茂木 良蔵	渡江家小姓	文化11	1814	3	15	1-54	鈴木正左衛門実弟
もろ	茂呂 善左衛門	膳番・御側御用人	文化11	1814	正	14	1-5	
やぐち	矢口 久治	根小屋小姓	文化11	1814	2	25	1-40	
やすだ	安田 宇市	御膳番助力・御納戸役	文化13	1816	正	7	1-696	
やたの	箭田野 銀治	角館住居御付	文化12	1815	9	23	1-568	八郎息
やたの	箭田野 清治	廻座	文化11	1814	正	26	1-11	小場勘十由同居、勘十由次男
やたの	矢田野 八郎	引渡	文化11	1814	2	26	1-41	
やな は	梁 隼人	組頭	文化11	1814	正	19	1-8	
やなきはら い	柳原 市松	牛島郷士也	文化11	1814	3	2	1-46	牛島郷士也
やまがた ひ	山崎 彦八郎	御目付	文化13	1816	正	15	1-704	渡辺五右衛門に代わり
やまぎき て	山崎 伝内	大番	文化13	1816	3	26	1-760	儀兵衛の伯父也。隠居也
やまぎき て	山崎 伝内	大番之隠居	文化11	1814	3	17	1-55	渡辺永蔵伯父
やまと	大和 主鈴	御納戸役・御膳番	文化11	1814	3	9	1-49	
わだ か	和田 掃部介	寺社奉行	文化12	1815	7	3	1-417	始めは大番頭後寺社奉行
わたなべ こ	渡辺 五右衛門	御膳番	文化13	1816	正	15	1-704	

※1 戸村十大夫実弟。大沢家建置。横手住居。大沢備前家跡

※2 大井八右衛門病死の為、内番所より表番所へ番入

※3 戸村和生か(「新調」戸村二男系図」A288.2-379)

## むすびにかえて

今回は過去あまり取り上げられることのなかった渋江氏自身のことについて、渋江家を含む秋田城下の武家屋敷について、また、日々の校正作業の一端としての資料作成について、それぞれ考えていることを羅列してみた。最初にも書いたが、あくまでも小稿は私的「校正ノート」の一部である。従ってそれぞれの課題については何ら解決したわけではなく、散漫なレポートになったことをまずお詫びしたい。だが今回取り上げた他にも、「渋江和光日記」を取り巻く環境には多くの謎がある。それらの事項について今後とも注意しながら、気長に渋江堅治和光と付き合っていくつもりである。

さて当館の翻刻・刊行事業は、『渋江和光日記』全一二巻の完成を旨し、今後も継続される予定である。日々の史料整理・史料保存に関する意識の普及と実践・秋田県域に関連する史料の情報収集・史料調査・史料の内容に関する研究など、歴史資料に関するさまざまな使命とともに、所蔵史料の刊行化は当館にとって重要な任務となっている。

現在、各自治体・歴史研究団体などからさまざまな史料集が刊行され、また加速する情報公開の動きと相まって、公文書・古文書など歴史資料に対する保存への意識が高まっている。あくまでも史料は活用されることが大前提であり、そのために史料保存という視点には欠かせない、ということを経験したことを史料保存に携わる人間は忘れてはなら

ないと思う。当然、公文書館にとって、史料の活用と保存を両立するシステムへの模索を絶えず行う事は必要だが、それとともに、史料の活用を図る上で刊行事業は意義のある仕事と考える。そのことによって史料の活用と保存に対する理解が広まり、深まることを期待する。

## 註

- (1) 「渋江和光日記」三〇巻 文政四年十二月二十日条
- (2) 「新調荒川氏系図」(A H 二八八、二二五)
- (3) 埼玉県岩槻市渋江
- (4) 「秋田藩家蔵文書」第三卷一小山高朝書状」(A 二八〇、六九)
- (5) 『小山市史』史料編 中世
- (6) 「秋田藩家蔵文書」第三卷一孝哲(小山秀綱)書状」(A 二八〇、六九、二二七)
- (7) 「新調渋江氏系図」(A H 二八八、二二五)
- (8) 「義宣家譜」慶長八年九月三日条『佐竹家譜』
- (9) 「御国中分限帳」(A 三二七、三)
- (10) 「御亀鑑」秋府三〇 享和三年六月二十日条
- (11) 秋田市榎山登町・榎山川口境
- (12) 秋田市濁川
- (13) 「御国目付下向之節指出候御城下絵図」文政四年・県C 一七九
- (14) 「出羽国秋田佐竹修理大夫居城絵図(下絵図)」(県C 一七五)
- (15) 「羽後国秋田郡秋田城郭之図」(県C 一五四)
- (16) 「清蔵様」は渋江清蔵(和光の養父渋江敦光の弟)

(17) 「渡江和光日記」二七卷文政三年八月十二日条

(18) 土堀・裏門補修の記事が「渡江和光日記」第三九卷 文政七年九月七日条などにある。

(19) 「渡江和光日記」第一二卷 文化十三年七月五日条他に「内馬場」とある。

(古文書課主事 けむやま ひでとし)

# 秋田藩における境目方支配

加藤 昌 宏

はじめに

一 藩政前期の境目方について

1 慶長と元和期の境目方

2 境目奉行の設置

3 享保と寛保期の境目方

二 藩政後期の境目方について

1 境目奉行の性格の変化

2 寛政と文化期の境目方

3 天保期の境目方

おわりに

はじめに

秋田藩は、北は津軽藩、東は南部藩と境界を接するため、慶長七年（一六〇二）、初代藩主佐竹義宣の秋田入部とともに、両藩との

藩境確定が大きな課題となった。また由利郡には、元和九年（一六二二）に亀田藩と本荘藩が設置され、寛永十七年（一六四〇）に生駒氏が矢島に入部すると、由利、仙北、平鹿地域でも、入会や境をめぐる争論が頻繁に生じるようになった。とくに仙北郡大沢郷周辺は秋田、亀田、矢島の三領に属する村々や入会地が複雑に入り組み、天保期にいたるまで境争論がくり返された。

境争論については、小早川欣吾氏が近世訴訟制度の研究のなかで、訴訟を論所、公事、本公事、身分に関するものの四類型とし、境争論を地境論に含め、水論とともに論所と規定し、詳細な分析を加えている。丹羽邦男氏はこの訴訟制度について、十七世紀半ばに展開した沖の島・篠山争論を契機に、幕府が大名に対する従来の仲裁的立場を捨て、公儀の土地をめぐる公儀の百姓の争いに対して公儀が裁定する原則を確立したものと<sup>1)</sup>した。また、高木昭作氏は沖の島争論を含む数例をもとに、争論の過程のほとんどで藩が主導的な役割を果たし、しかも藩の指導には幕府要路者の介在があったことを指

摘し、境争論を百姓を表にたてた藩相互の争いととらえた。

一方、今野貞氏は亀田藩と本荘藩との間で展開された貞木山争論の事例をもとに、在地農民間において、藩権力の秩序とは相対的に自律的な山論の秩序と自立の世界が存在していたことを明らかにしている。山本幸俊氏もまた、近世初期の段階で、藩権力による裁許が在地的秩序に規制される場合があることを明らかにしている。

さらに最近では、境争論時に作成される裁許絵図や立公絵図などの絵図資料の検討・分析をもとに、当時の交渉の実態を解明する研究がすすめられている。

このように境争論については、幕府と藩、あるいは藩と在地領民との両者間交渉に主眼を置いた上で、境争論の性質に言及しているものが多い。しかしながら、藩権力がこれらの境争論にどのような体制で臨んだのか、例えば領民との連絡体制、検分や評定の体制、幕府との交渉の体制については、いまだ不明な部分が多い。

幸いなことに、秋田県公文書館には多くの境争論関連史料が残されている。これらの史料をもとに、本稿では、境争論の性質や展開については先行研究に依拠しながら、秋田藩がこれらの境争論に対し、いかなる体制で対処したのかについて、すなわち秋田藩の支配機構の一部である境目方支配について、その一端を明らかにすることを目的とする。その上で、境目方支配の特質をみるとともに、藩政全体のなかで境争論がどのようにとらえられていたのか、可能な限り考察を加えることとする。

## 一 藩政前期の境目方について

### 1 慶長〜元和期の境目方

佐竹氏入部後まもなく問題化したのは、南部藩との境争論（以下、南部境争論）である。この争論は、秋田領である比内地域と、南部領である鹿角郡との境界をめぐる、秋田藩でも最も古くから展開した境争論である。解決までの期間は、延宝五年（一六七七）六月の幕府裁許にいたるまで、実に七〇年以上にわたる。

本節では、この南部境争論をとりあげ、藩政初期における藩の対応をみることにする。

#### 史料 1

如尊札良久不得貴意御床敷奉存候、初春之頃ハ内々鳴兵四与玄鑑同道仕、以參上相積申儀可申上と存候処、急用御座候而早々罷帰候故、年頭之御礼ニも參上不仕、慮外下方奉存候、依比内十二所と鹿角と境目之儀被成下候、如尊翰山之峠を越、十文字野と申処界之旨申伝候、比内より召連申者申候、定比内ニ有之古き百姓とも可存候、然者何比可為御下向候哉、永々御在府御苦勞奉察候、爰許御用之事於被仰付者可忝候、恐惶謹言

秋田城介

弥生 日

定安判

進上

義宣様

## 史料2

宣政ニ賜フ書

此元相替儀無之候、中略、先達貞崎兵庫下候ニ申遣候南部津輕之境、何とあなたより境目へ押入候而慮外仕候とも、留守中ニは少もかまひ候ハぬやうに可申付候態、比内へ人を遣し此中の模様聞届候、而具ニ可申上候態、急度可申上候、様子ニより其書状兵四郎殿などへ為見申儀も可有之候間、南部津輕之境之事斗り書候而別書ニ申のほせへく候、白鳥有次第差のほせへく候、其時分鮎も式三十程のほせ尤ニ候、外略

十一月五日

向 右近殿

## 史料3

一半右衛門所より、去廿七申ノ刻ノ日付にて、今廿八申ノ刻參着、様子ハ、古人共しんさいニ極候ハんと存候へハ、太館之和泉より外ニ、罷出、しんさいの相手にも可罷成と申者無之由、其段 申上候へハ、かち候ハんと存詰たる古人さへ、境目之儀ハしんさい・神慮などにてハあぶなき儀ニ候、尚以しんさい不好古人を申付、出し候ハ、心ちかひ、まけ候ハん事ハ可為存候間、御ふしやうを可被有候間、江戸より嶋田治兵衛殿・加藤いおり殿御状之こと、談合そくニすまし、罷帰候へと、御意ニ候、其段返答致候

秋田藩における境目方支配

慶長十四年（一六〇九）、佐竹義宣は、織豊期に比内周辺地域を支配していた前領主秋田実季に南部境を問い合わせている。この返状として実季から義宣へ送られた書状が史料1である。実季からは、すでに家老職にあったと推測される渋江内膳政光あての書状も同時に届けられている。この両書状のなかで実季は、秋田と南部の境は「山之峠を越」えた「十文字野」という地である旨、また地元比内の「古き百姓」が詳細を把握している旨を記している。

南部境では、佐竹氏の入部以降、伐材や採鉱をめぐる領民同士の争いが絶えず、慶長十一年には赤沢探鉱、同十三年には沼山採鉱をめぐる争いが発生し、同十三年には両藩家老による実地検分が行われ、秋田藩からは渋江が赴いている。実季への境確認は、これらの争いの解決に向けた対応策の一つであったと考えられる。そして、書状の交換が直接領主間で行われたことから、南部境争論には、藩主義宣白らが深く携わっていたと考えられる。

また、実際に論地へ検分に赴き南部藩との交渉にあたるなど、境争論に関する実務に携わったのは、家老の重職にある渋江政光であった。渋江は、慶長十五年には幕府に提訴を行うなど、江戸と秋田の両地で常に境争論の実務の中心として活躍した。そして、渋江の死後実務を行ったのも家老職の者であった。

史料2は、元和三年（一六一七）、江戸在府中の義宣から、秋田に下向した家老右近宣政にあてた書状である。このなかで義宣は南部境争論への対応に関し、自身が下向するまでは南部領民の侵入

に構わないこと、ただし江戸へは報告することの二つの指示を出している。また、同四年六月の史料<sup>3</sup>でも、比内に赴き、仲裁による決着を図ろうとしている家老梅津半右衛門憲忠に対し、仲裁での危険性を指摘し、あくまで話し合いのうえでの解決を求める義宣自身の指示が、憲忠の弟政景を通じて伝えられている。

このように、藩の機構がまだ確立していない藩政初期には、藩主が主導し、家老が実務に携わる体制で境争論に対応していたことが確認できる。

ところで、藩主義宣の指示内容について検討したい。

史料<sup>3</sup>をみると、義宣から憲忠による指示の中に「江戸より嶋田治兵衛殿・加藤いおり殿御状之ことく、談合そくニすまし、罷帰候へ」という文言がある。また史料<sup>2</sup>は、南部境争論に関する藩情報報が、義宣を通じて「兵四郎殿などへ」伝えられる可能性をうかがわせている。

この「嶋田治兵衛」「兵四郎」とは、当時幕府の町奉行を勤めていた嶋田利正である。嶋田は町奉行であると同時に、なお公事裁許に<sup>(1)</sup>関わる幕府重職であり、秋田藩と幕府との仲介、取次の役を担っていたと考えられる。

義宣からは、彼の意向に従うべき旨の指示が数多く出されていることが確認できる。嶋田の意向を簡単にまとめると、両藩主・卜向のうえ、互いに妥協し、話し合いにより解決を図るというものである。これは、大名相互の交渉で解決することを望み、白らは仲裁的態度

をとった幕府の意向そのものであるといえる。つまり、義宣の指示は幕府の意向に基づくものであったと言い換えることができる。

以上、南部境争論に対する秋田藩の動向から、藩政初期には、幕府の意向に沿いながら、藩主の主導のもと、家老級の者が隣藩との交渉に直接出向き、境争論の解決にあたったことがうかがえる。

## 2 境目奉行の設置

次に境目奉行が設置された寛文から延宝にかけての時期をみる。

南部境争論が解決の様相をみせないまま、岩城氏、生駒氏の由利郡入部にもない、新たに秋田、亀田、矢島の三領による境争論が頻発するようになった。とくに仙北郡大沢郷付近では、数回境争論、強首境争論、八卦通境争論など次々に境争論が発生し、秋田藩では南部境とともにこれらの争論への対応を余儀なくされた。

また寛文期の秋田藩では、裏判奉行、寺社奉行、郡奉行などが新設され、寛文十二年（一六七二）の評定所開設により、合議体制への移行が進展した。さらに延宝期にも、番方体制が整備され、支配機構が充実し、しだいに職制が整備された。

一方では、幕府の訴訟制度がしだいに整い、全国的に多発した境争論に対し、数多くの裁許絵図が発給されはじめた時期でもあった。

境目奉行が設置されたのはこのような時期である。

境目奉行については、「国典類抄」では、山方太郎左衛門泰護日記の延宝二年（一六七四）三月二十一日条にある「一 御境目奉行ニ小川九右衛門」の記述が初見である。しかし、小川は延宝二年よ

り以前、すでに境争論における中心的役割を果たしている。これについて次の史料をみることにしたい。

#### 史料 4

(前略) 寛文九年己酉、蝦夷蜂起ニ依テ 命シテ松前ニ到シメ、其動静具ニ見聞セシメ、直ニ東都ニ到テ御老中エ言上ス  
十年庚戌、軽率ノ頭ト為ル、御境目奉行ヲ兼ス  
十一年辛亥秋、命シテ東都ニ使シ、將軍家ノ安否ヲ窺シム、九月十一日登 營シテ熊皮五枚ヲ献ス  
延宝元年癸丑、南部境争論ニ仍テ、家業ニ命シテ東都ニ使シ、八月九日御老中土屋候（土屋）但州エ絵図ヲ以其旨趣ヲ達セララル  
五年丁巳九月十三日、菜地百石加賜、南部境御論地御利運、家業功有ヲ以也  
八年庚申九月、亀田境争論ニ依テ従東都御檢使北野日村下着、家業中川宮内ト同彼地ニ到、(後略)

この史料 4 は、文化七年(一八一〇)に藩に提出された小川九右衛門家系図の、小川九右衛門家業についての記載である。<sup>13)</sup>

小川の境目奉行就任年をみると、寛文十年に「軽率ノ頭」、つまり物頭となり、同時に境目奉行に就任しているのである。これは『国典類抄』の記載より四年ほど遡る。しかし、史料上みられる小川の活躍は寛文十一年の検分使者としての比内派遣からであり、寛

文十年の就任であれば、延宝二年以前の実務も不自然ではない。

そこで、先に境目奉行の役割についてみた後、設置時期についてはあらためて検討することとしたい。ここでは小川と、『国典類抄』で延宝三年に境目奉行に就任したとされる井口織部についてみる。

#### 史料 5

一 藪台論所江、江戸より御檢使衆御下ニ付、小川九右衛門・黒沢甚兵衛兼而被 仰付罷出候苦候処ニ、九右衛門事病氣ニ候故、生田日隼人、甚兵衛同前ニ参候様ニと被 仰付候

#### 史料 6

一 屋過、小川九右衛門召列、根岸惣内案内ニ而、但馬守様江罷出候処、八ッ程 御城より御婦被為逢候、其上南部御論地上形・三判絵図をも御覽被成、 屋形様より之御口上をも申上候、八ッ半過 帰候

まず、彼らの役割のひとつは、論地の検分である。小川は、寛文十一年の比内検分使者を始め、翌十二年にも南部境に関する書状を家老に披見するなど、度々論地に向向しているのが確認できる。

また、幕府から検使が派遣される場合の文会も彼らの役割であった。寛文十二年、藪台と強首の両境争論に対し、幕府から検使が派遣されることとなった。このとき立会いを仰せつけられたのが家業

と黒沢甚兵衛であることが史料5にうかがえる。同様に、延宝五年の南部境争論の幕府検使派遣時には井口が、延宝八年の八卦通境争論の幕府検使派遣時には、史料4にもみられるように小川と中川宮内が立会いを命じられている。

なお、黒沢と中川については後述する。

次に、幕府役人との交渉の役割が挙げられる。史料6は、当時の家老である多賀谷隆家の日記である。このとき、家老に同行した小川は、幕府老中土屋但馬守に対し、上形と絵図をもって南部境争論に関する説明を行うという非常に重要な役割を果たした。幕閣に対する説明を任されるほど、小川は南部境争論の中心的役割を担っていたと考えられる。直接論地に赴き、在地の給人や領民などと交渉することにより、相当量の情報が彼に蓄積されていたのであろう。また延宝四年、幕府から翌年に検使を派遣する旨の仰せを受ける際、呼び出されたのは小川と井口の二人であり、江戸でも幕府との交渉に活躍していたことがうかがえる。

以上、境目奉行の役割としては、論地検分、それにとまなう在地領民などとの交渉・情報収集、幕府役人との交渉などが挙げられる。これらは基本的に従来家老が携わった実務を引き継いだものであり、新たな権限は付されていない。

ところが、これらの役割、いわゆる境目方の役割に携わったのは、境目奉行だけではない。郡奉行が小川や井口とほぼ同様の役割を果たしているのである。

郡奉行は寛文十一年に設置され、宇留野源兵衛と中川宮内の二人が任命された。以後天和三年（一六八三）に廃止となるまで、黒沢甚兵衛（延宝元）、黒沢多左衛門（延宝八）、黒沢味右衛門（天和三）が就任している。町奉行、寺社奉行、勘定奉行、裏判奉行などととも評定寄合に参加し、またその下に検地役、郷廻役、山川役など多くの支配役をもつなど、当時の要職のひとつであった。

先の黒沢と中川はこの郡奉行であり、前述のように検地や幕府検使の立会いなど、境目奉行とほぼ同じ役割を果たしている。つまり当時の境目方は、境目奉行と郡奉行が担っていたといえる。

しかし黒沢は、郡奉行に就任する延宝元年以前に、すでに境争論に携わり検分や立会いを行っている。しかも系図を確認しても、郡奉行就任の年が延宝元年を遡ることは考えられない。黒沢は郡奉行就任以前にすでに境争論の実務に携わっていたのである。

ここで境目奉行の設置について再び検討すると、次のように考えられる。

寛文十年、境争論の実務を委ねる旨の仰せが小川に下された。仙北地域でも境争論が頻発し、家老が直接実務にあたる体制では対応しきれない現実や、整備が進む幕府訴訟制度への対応などが新たな体制を構築させたのであろう。小川はこの時点から実務に携わり、主に南部境争論を担当する中心的役割を担う。そしてこの業務を担当する役割が、「境目奉行」という形で藩の支配機構に組み入れられ、あらためて小川が任命されたのが、延宝二年であったのである。

つまり境目奉行は、延宝二年に設置された役職であるが、境争論に対する体制は設置前から整備されつつあり、設置時点ですべてに機能していたと考えられる。

ただし、史料が限られているため、設置当初の藩政機構内での詳細な役割は明らかではない。そこで、具体的な役割について、時代はやや下るが、享保期前後の事例をもとにみることにする。

### 3 享保く寛保期の境目方

享保期の秋田藩では、家老今宮大学義透を中心とした財政・行政改革が断行され、元禄期に開始された公所政治の廃止、本方奉行の廃止などにより家老専決の新体制が築かれた。

この前後における境目方の役割を、当時発生した二つの境争論を対象にみることにしたい。ただし、両争論ともに幕府出訴にはいたらなかった事例であり、主に発生時における動向や、藩の意向が決定する経緯を中心に見ることとする。

まずひとつめの境争論は、享保十三年（一七二八）に発生した金山沢堤論である。これは、秋田領金山沢村の領民が、洪水で破損した堤を修復したところ、亀田領江原田村、矢島領木売沢村の両村から大勢の領民が訪れ、堤は以前から両村のものであることを主張し、修復後の堤にさらに修復を加えたことに端を発する。

この事件は、事件発生の翌日である八月五日、当時境目奉行であった田代源太、鷲尾彦九郎のもとに、金山沢村の惣人長兵衛、長百姓惣三郎の二人から伝えられた。知らせを受けた二人は、まず再度惣

人同士で交渉をさせている。しかしともに譲らないため、その旨を含め、御用所へ報告をしている。

報告を受けた御用所では、家老今宮大学が、当地の代官から江原田・木売沢両村の代官に対し書状で通達を出す旨を命じる。これに対し境目奉行は「先今年八百姓共ニ御預之方可然候、役人贈答被成候而ハ如何敷段しみて中上候」と述べ、あくまで在地に解決を委ねる方向を主張している。しかし結果的には「御代官より状付いたし候外有之間敷」とする今宮の主張が、その後の評定でも認められ、金山沢村披の代官杉山与一右衛門が、亀田・矢島の代官との交渉にあたることになった。

評定の結果は境目奉行から金山沢惣人長兵衛らに伝えられた。また代官杉山から両藩に届けられる書状は、境目奉行による確認を経て、それぞれ届けられた。ところが互いの主張が異なり、交渉は一向にまとまらない。その間、両藩との交渉は代官により続けられ、境目奉行は兵具蔵の裁許絵図や文書類を検討し、また幕府出訴になった場合に備えて惣人との打ち合わせをくり返している。

翌年五月、代官同士での交渉では埒があかないとみた亀田藩から、郡代松館五郎兵衛が秋田に派遣された。このとき家老今宮から松館との直接交渉を任せられたのは、境目奉行の田代と鷲尾であった。事前に今宮との間に交渉の方向性を確認して臨んだ二人と松館との間では、主張の食い違いを認めながらも、内済による解決を望む姿勢で一致した。そして、堤破損の際には、金山沢村から江原田・木売

沢岡村へ連絡をした上、岡村は普請に必要な惣人数の「五ヶ一御手伝」とする証文が交わされ、内済となったのである。

次にみる境争論は、寛保三年（一七四三）に発生した寺館新畑出入である。これは、秋田領と矢島領の相給村である寺館尻引村の入会地で、双方新開を行わない約束にも関わらず、矢島側が新畑や新屋敷を築いているとの訴えから生じたものである。

#### 史料7

一御老中御部屋江罷出、御用番左兵衛殿、御列座帯刀殿・大宇殿・齋殿・右近殿・内膳殿江、次第具ニ申上候処ニ、段々被為聞候而、兎角弥兵衛屋鋪事ハ具ニ御金藏等之古キ帳面可左之か、各ト御檢地役其場所江被參候而、悉ク吟味被致、当御領畑ニ相決候ハ、贈答文通成共可被致事ト存候、何辺吟味ハ第一之事与存候、御絵図始メ具之事ハ、役人中江も対談致、相談可致ト被仰候（後略）

閏四月五日、寺館の抛人三人がこの件について、当時の境目奉行信太又左衛門、岡見織部のもとに訴え出た。同十七日、信太と岡見がこの訴えを家老に報告すると、財用奉行、町奉行、勘定奉行を含めた合議を開いて対応を決める旨が申し渡された。十八日には御用所で評定が開かれたが、すでにこの前後に、検地役の小松三左衛門が金藏で永帳を吟味し、また境目奉行の二人も安楽院役所において文書類の吟味にあたっているのが確認できる。そして、同二十六日

に家老から出された仰せが史料7である。

要するに、境目奉行と検地役で論地の検分を行うこととなったのである。これは、翌日の評定で確認され、境目奉行の信太・岡見、物書の沢部、検地役小松・川井・井上、絵師の武田が検地へ向かうこととなった。ちなみにこの検地は、境目奉行の「久々不相廻候故」との申し出から、秋田藩と亀田藩の境界線を一通り検分する、いわば巡見となった。

論地の検分は五月十一日に行われ、その結果、論地は寛文の幕府裁許の際、新開が禁じられた場所ではないこと、矢島側ばかりではなく秋田領民による新開の跡もあったことが確認された。境目奉行からの報告書では、寺館尻引の事情を理解し、今後の対策として矢島側に入会地の新畑を荒らし、もとの状態に復させ、以後の新開を停止する旨の証文を交わすことを提案している。

しかし報告を受けた家老は、秋田側でも新開を行っていた事実があったこと、また矢島への抗議が公事、つまり幕府裁許につながる恐れがあることから、抗議自体を中止するとの判断を下し、評定でもこの判断が認められた。そして、境目奉行から抛人へその旨が伝えられ、結果的には境争論になる前段階で訴えが差し戻されたかたちになったのである。

以上、争論の経過から、当時の境目方の体制として次の点が挙げられる。

まず、境争論の発生時、抛人からの連絡は境目奉行へ伝えられる

点である。境目奉行が境に関する窓口となり、直接廻人の訴えを受けている。ところが、訴えを受けた境目奉行は、御用所への報告前に、再度廻人同上で解決を図る指示を出している。つまり彼らは、在地秩序あるいは在地論理と呼ばれるものに基づく在地の意向を尊重し、藩権力の介入前に事態の收拾をはかっているのである。

在地意向の重視は、御用所への報告や評定の際、在地領民に争論の解決を委ねようとする意向や、領民の要求をかなえようとする姿勢を示したことからうかがえる。そこには、境目奉行と廻人との間に、単なる連絡体制にとどまらない、在地の意向に対する共通理解が存在した上での支配体制が築かれていた様子がうかがえる。

結果的には家老の意向が重視、優先されるのだが、少なくとも評定の場で在地の意向も考慮される機会が与えられたといえる。

次に設置当初からの役割であった、境目奉行による論地検分がみられる。ここでは検地役とともに検分を行っているのが確認できる。同じように、定期的な巡見が役割のひとつであることもうかがえる。

また代官との関係については、代官が基本的に天和三年に廃止された郡奉行による村方の職務を引き継いだ役職であるため、境目奉行との関係は、郡奉行とのそれとほぼ同様であったといえる。しかし、他藩との交渉を代官が担い、絵図や文書、あるいは廻人からの情報収集を境目奉行が担うという分担がみられる。ただやはり、直接交渉に臨んだのは代官ではなく境目奉行であり、情報の集約などの点からも境目奉行の役割が大きかったといえる。

また境目奉行の動向については、二つの境争論以外に、境争論に関する絵図・文書などの資料整理や保存・管理に携わっていること<sup>22</sup>や、家老である今宮大学を中心に展開された見当山調査や領内調査においてもみることが出来る。

例えば、享保三年（一七一八）から四年にかけて行われた見当山調査の際、見当山から見ることができた隣藩の山々について、何郡何村に存在する山であるかを隣藩役人に確認する役割を、境目奉行が担っている。ところが、新庄藩、津軽藩、仙台藩との交渉は境目奉行が行ったが、南部藩との交渉だけは、十二所給人で山役人を勤める忍六郎右衛門と宍戸又左衛門が担っているのである。<sup>23</sup>南部境争論に関する膨大な記録を残したのも、大館周辺で活躍した山役人と推測され、秋田藩の境目方において、この付近の山役人には、かなりの権限が委ねられていた可能性が高く、重要な役割を果たしていたといえる。この点については今後の検討が必要である。

## 二 藩政後期の境目方について

### 1 境目奉行の性格の変化

秋田藩では、延宝・天和期の職制改革、元禄期の会所政治開始、享保期の今宮大学による改革など、寛政期にいたるまで数度にわたる藩機構の改革が行われた。しかし境目方に関しては、延宝二年に境目奉行が設置され、家老が担っていた境争論の実務が委ねられて

以来、基本的に大きな改革はなかったといえる。

ところが、寛政七年（一七九五）に再設置された郡奉行に、在地支配に対する大幅な権限が委任されるにともない、境目奉行の役割は制約を受けることになった。

郡奉行は、寛文から天和にかけて一時期設置された役職であるが、寛政七年に再設置された郡奉行は、領内農村における荒地再開墾と殖産興業推進のため、大幅な権限を持って秋田藩内の六郡に各一人ずつ任命された重職であった。当時の郡奉行制に関しては金森正也氏、高橋務氏などによる研究があり、農民支配体制の実態やその推移などについて明らかにされている。ここでは郡奉行と境目奉行との関係についてふれ、境目方の変化についてみることにする。

#### 史料 8

一御境廻人御塚目方ニ而申付候節、又ハ呵等申渡候儀等ハ、此末拙者共江御境日奉行申談候事ニ被仰渡候間、此旨可被相心得候

#### 史料 9

一御境目墨引より三間迄ハ、御境日奉行是迄之通取担候間、此旨可被相心得候、当時御境可被分置候得共、新ニ其向立会被仰付候而者、勞煩・物入も可有之事故、御用序連々被分置候、右三間下り以下、麓郷村之肝煎取担被仰付候、長百姓・小人共迄一村申会守護致候様ニ被仰渡候

#### 史料 10

##### 一 覚

六郡村々郡境並村境・山廻共ニ、郡奉行吟味役・御検地役・林取立役、右三役之内を以、御吟味之上被改置候分ハ、其節被指出候而々、御境目方江罷出、右御用筋之儀御境日奉行江可被申聞候、（後略）

史料 8 から史料 10 は、寛政七年から十一年にかけて代官や郡方吟味役へ宛てた法令を収めた「御用留書」の一部である。

境目奉行と郡奉行は、ともに寛文・延宝期に設置された当初からどちらも境争論に関する職務に携わっており、郡奉行の廃止後も、郡奉行の職務を引き継いだ代官や、郡奉行の支配役のひとつであった検地役などとともに境目方の役割を担っていた。

しかし寛政期、両者の支配分掌が細かく定められたのである。まず寛政七年九月、廻人支配に関し、境目奉行が廻人を任命する際、または賞罰を与える際には、境目奉行から郡奉行へ報告、連絡が必要とされた。これにより、従来境目奉行がほぼ一手に担ってきた廻人支配に関し、郡奉行の影響を受けるかたちとなった。

つぎに寛政九年二月、他藩との境界線から三間以内を従来通り境目奉行の支配管轄とし、それ以外については、木山・直山・能代方・薪山にいたるまで、ことごとく郡奉行の管轄とされたのである。境界から三間以内を従来通り境目奉行の管轄とした理由については、

「新二其向立六云被仰付候而は勞煩・物入も可有之事故」とされてい  
る。要するに、引継ぎに要する労力負担が大きいためであるが、こ  
れは境目奉行の担う役割の複雑さ、扱う情報量の多さなどを表して  
いる。こうして、支配管轄の分掌化が進められた。

ただし寛政十年八月には、郡境や村境に關し、郡奉行の支配役で  
ある郡方吟味役・檢地役・林取立役が行った吟味や檢分については、  
境目奉行にその旨を報告することが定められている。

以上の内容から、境目奉行と郡奉行との間に、境界線から三間を  
基準に分掌が決められ、また相互に情報を交換する規定が定められ  
たことがうかがえる。

しかし、郡奉行による支配体制が確立するにしがたい、境目奉行  
の役割に、特に抛人支配の面で大きな制約が生じる（後述）。もし  
て寛政十二年、境目奉行自体がその性格を変えている。

## 史料 11

但御境目奉行之儀は、以前より御物頭内より兼帯被 仰付候得共、  
御用向も多端ニ相成不取纏ニ付、此度御用所江御取纏、是迄之任  
形ニ不泥簡易ニ取扱候様被 仰渡、且是迄は壹ヶ年役ニ物書而已  
被 仰付候得共、駄輩諸士之内より御境目方取次役被立置、鈴木  
監物・木部五郎右衛門両人被 仰付、御合力銀式百目宛被下置候  
(後略)

三月二十四日、それまで境目奉行を兼帯していた物頭の黒木権右  
衛門、石井有伸、岡見徳平の三人が兼帯を免じられた。かわって評  
定奉行を務める関口半八、目付から評定奉行に転役となった梅津良  
兵衛の二人が境目奉行を兼帯することとなった。そして、物書一人  
だけであった支配役に、境目方取次役が設置され、鈴木・木部の二  
人が仰せつけられたのである。

史料11は、このときの記事の但書の一部であるが、変更の理由に  
ついては、境争論に関する用向きが多くなったため、その業務を御  
用所へ移し、より迅速に処理をしていく方針となったことが記され  
ている。

以上、寛政期の境目奉行は、郡奉行再設置の影響を受け、しだい  
にその役割を制限されたといえる。そして物頭の兼帯から評定奉行  
の兼帯となり、支配役に新たに取次役が設置されたのである。

この変化が実際の役割に与えた影響について、次節でみることに  
する。

## 2 寛政の文化期の境目方

ここでは、八卦通と高尾山をめぐる亀田藩との間で展開された両  
争論をもとに、主に境目奉行と郡奉行の支配分掌の実態をみる。

まず八卦通境争論であるが、これは延宝八年（一六八〇）の幕府  
裁許により秋田領と矢島領の入会地とされた八卦通をめぐる、秋田・  
矢島両寺館尻引村と、入会地に隣りあう亀田領北野目村との間に発  
生した三領による境争論である。

天明八年（一七八八）十月六日、入会地と北野目村の境界付近へ立木伐採に向かった向寺館尻引村領民が、北野目村領民に手傷を負わせられた旨が、寺館尻引村と峰吉川村の掬人から、境目奉行井口亘に報告された。

十五日には、井口ともう一人の境目奉行茂木内藏之丞により論地検分が行われた。その結果領民の訴え通りであるとして、亀田と矢島へ遣わす書状の草稿と、延宝期の裁許絵図の写しの作成が、境目奉行に仰せつけられている。

ところが、矢島役人山科理左衛門が秋田を訪れ、井口・茂木との間で直接交渉が進められた。山科は矢島側の見解として、幕府へ訴えるしかないと主張し、その前に亀田へ一通り説明する必要があると述べた。これに対し、秋田側では、亀田藩とは格別の間柄であり内々に済ませたい旨を述べている。この交渉により、その後の亀田藩との交渉は、基本的に秋田藩に委ねられるかたちとなった。

しかし、寛政八年を過ぎてても解決した様子はみられず、しかも亀田側から、論地となつている入会地を、北野目村にも利用させてほしいという願いが秋田藩に出され、交渉が難航していた。

寛政九年（一七九七）六月二十五日、当時の境目奉行真崎五郎右衛門と川井角助は、御用番家老から北野目村の入会参加について、内々に掬人に意見をうかがうよう命じられた。二十七日に掬人に意見をうかがったところ、翌二十八日、入会は断りたいとの意見が掬人から境目奉行に提出された。

ところがこのとき、実は代官からも同じ内容のうかがいが出され、しかも矢島領民と相談するよう命じられていることが、掬人から境目奉行に伝えられたのである。当時は、郡奉行がすでに設置されていたが、那方吟味役は未設置で、代官が郡奉行の属役として機能していた時期である。二人が「御代官を以村方御吟味被成候事ニ候得ハ、拙者共取扱之義ハ御境一ト通之儀ニ候得ハ、甚被仰含之御趣意取受候次第トハ相違候」として、翌日代官若屋清兵衛に尋ねたところ、郡奉行から命じられたことであつた。

この件について御用番へうかがうと、確かに郡奉行にも仰せつけたとのことであり、しかも「御百姓共吟味之儀ハ、郡奉行ニおゐて吟味ニ相及不申候得ハ難相分事故」、境目奉行は、北野目入会により境目に問題が生じるか否かを掬人にうかがうようにと改めて仰せられたのである。結局、再度掬人と相談し、新たに北野目入会としても、以前の通り境目が据え置かれれば、境については特に問題がないとの意見を得て、七月二日に御用所へ報告している。

この事例からは、郡奉行の設置後、藩が境目奉行と掬人との交渉から求める情報は、境目に関するものだけに限られていることがわかる。そして、入会とすることによる田地や草刈りへの影響などについては、郡奉行あるいは代官がそれを報告するものとされ、両者に求められるものは明確に区別されている。

この後、八卦通境争論は文化二年（一八〇五）に幕府に上訴される。しかし、老中戸田采女正の取りなしによる和談となり、同六年

に三藩検分のうえ証文が交わされ、ようやく決着となった。この検分には、秋田からは境目方取次役益田治右衛門が立ち会っている。

この間、亀田・矢島との手紙による交渉は、ほとんど境目奉行の手により行われた。また、文化三年の幕府出訴の直前には、境目奉行二人が直接江戸へ登り、幕府との交渉にも携わり、和談証文を交わした当事者にもなっている。

次に高尾山境争論についてみる。これは、秋田領女米木村と亀田領君ヶ野村との間で、高尾山の帰属をめくり展開された争論であるが、時期的には境目方に変更があった寛政十二年以降の事例となる。

享和三年（一八〇三）二月、女米木村惣人権太郎から、境目奉行の関口半八、梅津良兵衛に対し、境界付近を亀田の足軽や領民が大勢で通っているらしいとの訴えがあった。

#### 史料12

一郡奉行諸橋文太夫江為懸合ニ相及候ニ者、昨日女米木村より御境通亀田御領之もの多人数往來致候趣訴申出候ニ付、致吟味候得共、何之為往來致候意不相分候、乍去従道等付置候も難斗候間、此方取次役成差遣可申候得共、御手元江茂御訴申上候筈故、御足軽也被差遣候哉為問合候所、手元江者申出茂無之候得共、左様之儀ニ候ハ、一ト先手元見廻役差遣吟味為致可申候間、見廻役共江能々被仰含可差遣挨拶故、今一左右有之迄者、此方取次役者不差遣候事ニ申会候

従来であれば、御用所へ報告に向かうのであるが、関口と梅津は史料12にみられるように、郡奉行である諸橋文太夫を訪れている。

そして、境目方取次役と郡方の役人として論地の確認に向かうことを提案し、話し合いの結果、まず郡方見廻役が吟味に向かい、境目方はその報告を待つこととなったのである。

見廻役による吟味では特に不審な点はなく、また三月に行われた境目奉行の関口・梅津、取次役の鈴木・会田、絵師武田の五人による巡見でも、この地域では特別何もない様子であった。

しかし、四月二十七日未明、新道を切り開いていた亀田側の者と秋田領民との間に争いが生じ、亀田足軽の龍蔵が捕らえられという事件が起きた。連絡を受けた関口と梅津は、早速御用番家老へ報告し、取次役を現地に派遣する旨を承諾してもらう。そして、四月二十九日には、御用番からの呼び出しにより、関口と梅津、副役の杉山嘉左衛門、評定奉行の井口巨が、今回の件の担当に命じられた。こうしてはじめて、境目奉行が高尾山境争論の実務に携わることが正式に認められるかたちとなったのである。

#### 史料13

一亀田御役人神谷半治・玉山治左衛門・三好岡平より、郡方御役人中様之宛所ニ而文通有之、女米木村ニおゐて被召捕候山廻龍蔵被返付候様ニ申来候所、当時郡奉行諸橋文太夫廻在ニ付、同役金宇平治より為取合有之候間、根元より之次第申談、半八・良兵衛相

揃、右米書御用番小膳殿江及御沙汰、猶返書之儀ハ文大夫廻在中故、郡方吟味役より取担之筋ニ無之候間、御境目奉行江文通為懸合候様ニ申達、可然申合候趣共ニ御伺申上候処、御承知之旨御指揮有之候ニ付、右之趣意案文致、川辺郡取扱之吟味役因安小左衛門江草稿相渡候

この史料13により、足軽龍威の返還についての亀田役人からの書状が、郡奉行のもとへ届けられていたことが確認できる。しかし、すでに境目奉行をはじめとする担当が定められており、境目奉行へ書状を遣わして交渉をしてほしい旨の返答がされたのである。

この後、亀田藩との交渉は、境目奉行の手により行われている。これは八卦通境争論の場合と同様である。そしてこの高尾山争論自体も、八卦通境争論と同様、文化二年に幕府出訴するも、老中戸田采女正による取りなしで和談となり、同六年に高尾山一帯はすべて秋田領とする証文が互いに交わされたのである。

以上、二つの境争論から境目奉行と郡奉行との関係を見ると、郡奉行の設置当初、従来境目奉行に一任されていた廻人支配に関して、郡奉行からも廻人に命令が伝えられ、境目奉行に戸惑いが生じているのが確認できる。しかし、両者の支配分掌が確立するなかで、境目、あるいは廻人支配に関する相互補充も生まれ、互いに連絡を取りあうかたちで争論へ対応する体制ができていく。

一方、境目方の体制が変化したことにより、検分が取次役に委ね

られ、境目奉行は他藩との交渉が主業務となっていく様子が見受けられる。とくに、検分が取次役の業務となることで、境目奉行により在地の意向が評定の場で反映される機会が著しく減少しているのである。これは、高橋務氏が指摘する郡奉行と郡方吟味役に見られた状況によく似ている。

そしてその流れは、天保期に入りさらに顕著となる。

### 3 天保期の境目方

文化二年に八卦通と高尾山の両境争論が和談により解決すると、同十年までに、秋田藩と亀田藩との境界付近の村々で一斉に境の確認が行われ、証文が取り交わされた。しかし、矢島を含む三領が入り組む大沢郷周辺では、文政期に入っても争論が発生し、秋田藩では最後まで境争論が展開された地域となった。

この大沢郷村替一件をもとに、当時の境目方についてみる。

文政十一年（一八一八）、亀田領北野目村と矢島領皆別当村との間で、入会地の馬草刈場をめぐる争論が発生した。三領人合でもあったことから、翌十二年にかけて、矢島役人小助川治郎右衛門と秋田藩境目奉行の益田治右衛門との間で内済にむけた交渉が持たれたが、六月には交渉が決裂し、十三年、矢島から幕府に訴えが提出されたのである。

ところで当時境目奉行を勤めた益田であるが、彼は境目方取次役から境目奉行見習いを経て、文化十年に正式に境目奉行に就任し、さらに同十四年に郡奉行に就任している。つまり、益田は郡奉行兼

境目奉行として大沢郷村替一件に携わっているのである。寛政七年の郡奉行再設置以来、境目奉行と郡奉行との支配分掌がしだいに定められたが、境目方に精通した益田が郡奉行に就任することにより、境目奉行と郡奉行の職掌を一括して担当するかたちが成立したといえる。

さて、亀田を相手に幕府へ出訴したはずの矢島から、論地が三領入会地のため、訴えの中で亀田の岩城氏とともに佐竹氏の名前も出したとの連絡が、江戸の秋田藩留守居のもとへ伝えられた。しかし江戸詰の秋田役人は、突然の連絡に事情がまったく理解できず、国元へ矢島との事情を尋ね、今後の矢島との交渉を国元と江戸のどちらで行うのかについて問い合わせている。

#### 史料14

一惣して御境目論所之儀、其筋役人中懸合にて其上相分兼候ハ、各其領主より進達ニ可相成筋之様ニ被存候処、百姓共より及直訴候義如何致ものに有之候哉、前々御振合度可有之候条、取扱之者為意得委曲被仰越候様致度候、以上

史料14は、江戸詰の副役鈴木五助から国元の同役へあてた御用状の一文である。

これにより、当時の秋田藩の境争論に関する認識は、まずは境争論の担当者同士で交渉し、それが不調であった場合に、それぞれ藩

主から進達、つまり幕府へ働きかけて解決を図るというものであり、決して領民が幕府に直訴する性格のものではないとしていたことがうかがえる。つまり大保期の秋田藩は、境争論はあくまで藩により解決するものと認識していたといえる。

天保二年（一八三一）三月二十四日、江戸留守居田代新右衛門は、幕府勘定知行制係の内藤甚十郎より、矢島から老中水野出羽守に大沢郷の村々を幕府領と交換したい旨の内意があったことを伝えられ、内密に矢島願書の文面を手に入れる。この件はすぐさま国元にも伝えられ、幕府領となる大沢郷村々を秋田の領地とするよう幕府へ働きかけることとした。しかし、水野出羽守家老上方縫殿助から、秋田藩は以前に領地を受けたことがなく、先例がない場合は承諾できないと伝えられたため、秋田藩は下野領の一部との領地引き替えを幕府に申し出ることとしたのである。

五月十三日、江戸に届けられた秋田御用状では、村替一件の御用係に江戸詰では清水良八、国元又左衛門、田代新右衛門の三人を、国元では勘定奉行介川東馬を任命している。このとき境目奉行である益田と藤本野内の二人は、特別担当に任命はしないが境目に関する事であるとして、係と同様の役割を請け負うこととなった。

しかし、江戸での幕府との交渉がうまくいかないと、九月には介川が江戸に登り、留守居田代とともに幕府交渉を行っている。八卦通・高尾山の両境争論では、幕府出訴の直前、直接境目奉行が演説書を携え江戸に登っているが、大沢郷村替一件に関しては、その役

割は介川と田代に委ねられたのである。

近世後期の留守居役は、幕府の先例や古格に動揺、弛緩がみられはじめたのを捉え、白藩の利益のため、藩主の家格向上や預所統治についての交渉にあたり、その成否に決定的な影響を与えたとされる。これに基づくように、秋田藩の幕府交渉も江戸留守居の田代らの活躍に頼る部分が大きかったのである。

また秋田藩は、享和期には郡奉行を勘定奉行の兼任とし、勘定方の意向が在方支配に直接的に反映される体制へと変化している。勘定奉行介川が村替一件の御用係に任命されたのは、このような事情をあらわしたものであろう。反対に、境目奉行が取り扱う情報などが重要視されず、すでに在地の意向を考慮するような体制ではない状況で当時の境争論が展開したといえる。

この村替一件は、秋田藩が村替願を提出した直後、亀田藩からも大沢郷に関する村替願が提出され、結局は天保三年、大沢郷を中心とした秋田・亀田の村替というかたちで決着した。

以上、天保期の大沢郷村替一件を通じて境目方についてみると、当時境目奉行が郡奉行の兼任となっていたが、境争論自体は主に勘定奉行や江戸留守居による幕府交渉を中心に展開された。そして在地とはかけ離れたところで、藩の論理により解決されたのである。最後につけ加えると、境目奉行は、慶応期には砲術所との兼任をしている例が確認でき、その役割を多様化させた様子<sup>30</sup>がうかがえる。そして、明治まで廃止されることなく置かれ続けたのである。

## おわりに

以上、秋田藩の境目方についてまとめると次のとおりである。

まず前提として、秋田藩の境争論に対する姿勢が、藩政期を通じて一貫して内済重視であったことが挙げられる。それは当時の訴訟制度にみられる、内済重視という幕府の意向に沿ったものと見なすことができる。

延宝三年に境目奉行が設置され、それまで家老が担っていた実務が委ねられる。そして、明治にいたるまで境目方の中心として活躍するのであるが、その性格は寛政期を境に変化を見せる。

当初は、境界そのものの確定、越境への対応などのため、論地検分と抛人支配を主に担った。そこに求められたのは、検分による在地の実態把握と、抛人支配による在地の意向の理解であり、境目奉行には、それらを藩の評定の場合などにおいて報告する役割が求められたと考えられる。

しかし寛政期以降、藩経済再建にともない郡方や勘定方が重視されるにしたがい、境目方の役割がしだいに制約を受けた。また、境目奉行が物頭の兼役から評定奉行の兼役、郡奉行の兼役へと変化し、さらに支配役に取次役や請払役などがおかれた。そしてそれは、郡奉行による抛人支配への制約、論地検分の下役への移行などにより、境目奉行が在地の意向を反映させ難くなり、藩の意向が在地のそれ

からしだいに乖離するという結果につながったといえる。

要するに、時代ごとに境目方の役割が変化することもない、内済の実現という表面上は一貫している藩の姿勢も、内実は当初の在地の意向に理解を示すかたちから、藩事情を優先するかたちへと変化したといえる。

ただし、ひとつひとつの事例に対する考察が不十分であり、ひととおり藩政期全般を眺めた上での推論に過ぎない。また、藩政初期における職制整備の実態や、境目方における上・所の役割など、今後明らかにするべき点も多くみられた。

これらの課題に取り組むことで、秋田藩の境目方、そして秋田藩の職制についてさらなる考察を重ねたい。

## 註

- (1) 小早川欣吾「増補 近世民事訴訟制度の研究」(名著普及会、一九八八年)参照。
- (2) 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」『日本の社会史』第二卷、岩波書店、一九八七年)参照。
- (3) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年)参照。
- (4) 今野真「近世前期の山論―出羽国由利郡真木山をめぐる争論から―」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、一九九二年)参照。
- (5) 山本幸俊「近世初期の論所と裁許―公津藩を中心に―」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年)参照。
- (6) 阿部俊夫「元禄年間における高倉山争論の特質―山野利用と陸奥・出羽両国の困境―おほか沢」(『福島県歴史資料館』研究紀要)

秋田藩における境目方支配

- (7) 第六号、一九九四年)、同一論所裁許と立会絵図(寛文九年)刈田郡湯原村与伊達郡茂庭村与山境御論所絵図)の検討(『福島県歴史資料館』研究紀要』第二〇号、一九九八年)、本田伸「近世の北奥と藩領域―八戸藩・盛岡藩境絵図の検討を通して―」(『弘前大学国史研究』第一〇五号、一九九八年)など参照。
- (8) 「秋田城之介書状写」(整理記号・番号 県B―四四七)参照。ただし、他の簿冊に写された書状では「弥生・日」のものが多く。また「定安」についても、単なる写し間違いか、あるいは何らかの意味があるのか、現時点では明らかではない。
- (9) 「御記録所御書物之内御境目御用」(A三二―三三三)元和三年十一月五日条参照。
- (10) 「大日本古記録 梅津政景日記」第三卷(岩波書店、一九五五年)元和四年六月廿八日条参照。
- (11) 『国史大辞典』一三(吉川弘文館、一九九二年)、「町奉行」参照。前掲(2)丹羽論文参照。
- (12) 南部境争論とはほぼ同時期に展開された津軽との境争論は、家老就任以前の政景が論地検分や交渉を担当している。しかし、これは家老梅津憲忠が仙北郡に赴いていたための家老代行といえる。この津軽境争論でも、談合による解決を求める幕府の意向に基づく藩主義官からの指しが政景に伝えられているのが確認できる。
- (13) 「小川氏系図」(A二八八、二九二)二番目の「系図」参照。前掲(8)寛文十一年三月三日条参照。
- (14) 前掲(8)寛文十二年七月廿九日条参照。
- (15) 前掲(8)寛文十二年七月廿九日条参照。
- (16) 前掲(8)延宝元年八月十一日条参照。
- (17) 前掲(8)寛文十三年三月三日条、同十二年閏六月廿二日条、同年七月廿九日条などに「黒沢甚兵衛」の名前が確認できる。例えば延宝四年(一六七六)の職制一覽(『秋田県史』第二卷近世編上など)には、延宝二年に設置されたはずの境目奉行が見当た
- (18)

らない。史料に残らなかった役職がまだ数多く存在したのか、あるいは史料に残らない何らかの理由があったのかなど、疑問点が残る。当時の職制については、概要をまとめた『秋田県史』の他には、現状ではほとんど検討が加えられていない。職制整備の目的や整備過程などについて明らかにしていく必要があると思われる。

- (19) 『金山沢村堤論寛書』(県A 六五) 八月十六日条参照。
- (20) 前掲(19) 八月十六日条参照。
- (21) 『仙北郡寺館尻引村矢島領寺館村新畑出入留書』(県A 一六三) 閏四月廿六日条参照。
- (22) 拙稿「史料紹介 秋田藩における境争論関連史料について」(秋田県公文書館『研究紀要』第四号、一九九八年)
- (23) 「見当山御国絵図御用拔書帳」(県A 七二二) 享保三年七月十六日条など参照。
- (24) 前掲(22) 拙稿
- (25) 金森正也「秋田藩「郡方」支配考 寛政く化政期の農民支配体制」(『秋大史学』三〇・三二、一九八四年)、高橋務「秋田藩における寛政郡奉行制について―その推移と特質―」(『秋大史学』三二、一九八五年) 参照。
- (26) 県A 一三三
- (27) この見解は、明和四年(一七六七)に郡奉行の再設置が検討された際にもみられる。内儀において、郡奉行設置にともない「境目奉行は当分是迄之通りに可被成置事」とされ、その理由として「前々境目方共に郡奉行担に被仰付候得共、当時境目方御用入組繁雑に相成候故、多用を被相省候」との見解が示されている。(『秋田県史』第二冊参照)。
- (28) 「御亀鑑」秋府十七(A S 二八九一・八、一七) 寛政十二年三月廿四日条参照。
- (29) この他、文政期には「境目方請払役」が設置されているのが確認できる(「数代山谷地」(三方入念) 件記録」(県A 一三三))。文政十二年三月十二日条参照)。ただし、いつの時点で設置され、どのような役割を担ったのかについては不明である。
- (30) 「亀田北野目村と御領矢嶋領御境八卦通一件」(A 三二二・一八) 寛政九年六月廿八日条参照。
- (31) 前掲(30) 寛政九年六月廿九日条参照。
- (32) 「河辺郡女米木村亀田君ヶ野御境一件」(落、一三七八) 文化元年十一月十一日条、同二年六月廿四日条参照。
- (33) 「河辺郡女米木村亀田君ヶ野御境一件」(落、一三七七) 享和三年二月廿二日条参照。
- (34) 前掲(33) 享和三年五月三日条参照。
- (35) 前掲(25) 高橋論文参照。このなかで高橋氏は、寛政再設置後の郡奉行について、当初は「在地の「御役屋」に駐留し、事務決済も行った」ものの、「郡方吟味役を設置した頃から在地をしだいに離れ、中央の藩の要職化し、実務面は下級役人に担わせるようになっていった」と述べている。
- (36) 「数代一件記録」(県A 一四二) 文政十二年六月廿三日条参照。
- (37) 服藤弘司「大名留守居の研究 幕藩体制国家の法と権力Ⅲ」(創文社、一九八四年) 参照。
- (38) 前掲(25) 高橋論文参照。
- (39) 「熊谷直之助御境日奉行見習被仰付に付十太夫兵庫宛書状」(A T 三、一九八六) 参照。

(古文書課主事 かとう まさひろ)

# 改正教育令期の秋田県小学校試験規則

## I

### 試験制度の再編と過渡期的問題点

柴田知彰

はじめに

#### 一 試験制度変遷上での改正教育令期

- 1 「学制」以降の試験制度変遷
  - 2 過渡期としての教育令期
  - 3 改正教育令期の試験制度の特徴
- 二 秋田県の試験制度再編過程
- 1 学制期・自由教育令期の試験規則
  - 2 明治十五年の「本県小学校教則并試験規則」制定過程
  - 3 明治十六年の「小学校試験規則」改正過程
  - 4 比較試験的要素の組み込み

小 結

はじめに

本稿は、改正教育令期の小学校試験制度につき、秋田県の場合を

事例に過渡期的な特徴と問題点を解明する試みである。

学制期には、欧米の近代的試験制度が導入され、小学校の進級卒業時に厳正な試験が実施された。徹底した能力主義に立つ「学制」に於いて、試験制度は等級制の維持のため必要不可欠であった。しかし、「学制」廃止以降、能力主義が次第に緩和されるにつれ、試験制度も徐々に変容していった。明治三十三年に至り、小学校教育から試験が廃止されている。十三年から十八年までの改正教育令期は、試験制度変遷上では過渡期に位置していた。故に、この時期に編成された試験規則には過渡期的な性格が見られたと考えられる。

秋田県小学校試験制度は、改正教育令実施の一環として、明治十五年から十六年にかけて再編された。ところが、試験規則の改正後、教員に依る試験不正が県内各地で発生した<sup>1)</sup>。県教育課は、十八年の「教育令」再改正に至るまで不正対策に追われている。

この問題については、改正教育令期が試験制度の過渡期に在ったことを背景に考えてみたい。そこで先ず、本稿を第一部として、試

試験制度の過渡期的な特徴と問題点を明らかにし、秋田県の試験制度再編の場合を分析してみる。そして、次稿を第二部とし、試験不正の発生と過渡期的な問題点との関係を考察したい。

### 一 試験制度変遷上での改正教育令期

#### 1 「学制」以降の試験制度変遷

最初に、先行研究に基づき、明治期の教育基本法令等の試験規程から小学校試験制度の変遷を整理してみよう。

明治五年の「学制」頒布により、欧米の近代的学校制度が日本に初めて導入された。この時に、近代的試験制度も理念型に近い形で取り入れられた。「学制」には「生徒及試業ノ事」の項目が有り、第四十八条から五十一条にかけて、次のように規定されている。

第四十八条 生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムル事ヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス

第四十九条 生徒学等ヲ終ル時ハ大試験アリ

小学ヨリ中学ニ移リ中学ヨリ大学ニ進ム等ノ類

但大試験ノ時ハ学事関係ノ人員ハ勿論其請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨席スル事アルヘシ

第五十条 私学私塾生徒モ其義前二章ニ同シ

第五十一条 試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ与フル事アルヘシ

齊藤利彦氏は、「学制」について「きわめて厳格な試験制度による進級と卒業のシステムを当初から採用していた」と述べている。

明治十年、文部省の学監モルレーは、東大の卒業式で講演を行い、近代的試験制度の理念型を示した。第一に生徒を等級に分けること、第二に試験を以て進級を行うこと、第三に試験時に生徒の奨励手段を必要とすること、第四に卒業試験合格証を上級学校への入学資格とすることである。天野郁夫氏は、モルレーの講演が、十九世紀半ばの欧米での正当な試験観を代弁したものだたと述べている。また、山本信良氏は、「学制」の試験規程がモルレーの試験理念型と極めて類似することを指摘している。

天野、山本両氏は、学制期に試験の競争的側面が強調され、教育の整備と水準向上が図られたことに着目している。天野正輝氏も、学制期の試験制度につき「教育行政的管理的な施策の性格」を特徴としている。試験制度の理念型は、こうした目的を達成するため、厳正な競争を維持する役割を果たしていたと考えられる。

さて、「学制」に始まった近代的試験制度は、その後、教育基本法令等の改正に依り数度の変遷を見る。「学制」で導入された試験理念型は、制度の変遷過程で徐々に崩されていった。山本氏の論考から、明治十二年の「教育令」と二十四年の「小学校教則大綱」と三十三年の「小学校令施行規則」が変遷上のエポックと考えられる。同氏の論考に基づき、次に各エポックの意義を整理してみたい。

明治十二年の「教育令」は、第四十七条で父母後見人の試験観

につき規定したのみである。等級制や進級卒業時の試験、官吏の臨試や褒賞については、条文中で一切規定されていない。その後、「教育令」は二度改正されたが、試験に関する条文は殆ど変わっていない。学制期の試験理念型は「教育令」により崩されたと言える。

明治二十三年の「小学校令」頒布により、翌二十四年に「小学校教則大綱」が制定された。山本氏は、その第二十一条を以て、従来の試験観の転換点としている。「学制」以来、試験合格が等級制に於ける進級卒業の必要条件とされてきた。これに対し第二十一条では、試験実施の目的が、教授上の参考と卒業認定のため生徒の学業程度を調べることに変わった。更に第十二条では、校長や首席教員による課程修了の認定で、卒業証書が授与されることとなった。試験合格が進級卒業の必要条件から外されたのである。

また、山本氏は、「教則大綱説明書」で試験の競争的側面が明確に否定されたことにも着目している。卒業判定に占める試験の比重が半減したため、競争も必要性を失った。同氏は、進級制度の等級制から学年制への移行を、その背景として考えている。

そして明治三十三年、「小学校令」再改正に拠り「小学校令施行規則」が制定された。その第二十三条で、小学校の各学年修了と全科卒業の判定を、試験ではなく考査を以て行うことが定められた。以降、小学校生徒の進級卒業は、教師が行う考査により判定されることとなった。三十三年は、学制期以来続いた試験制度が、法規上、小学校で完全に廃止された一大エポックと言える。

試験制度変遷上のエポックを整理すると、明治十二年は試験理念型の放棄、二十四年は競争主義と進級試験の否定、三十三年は試験制度自体の廃止の年と言えるだろう。本稿の論考対象は改正教育令期の秋田県であり、右の変遷区分では明治十二年と二十四年の間に入る。「教育令」により試験理念型は崩れたが、等級制のもと、進級試験が行われ競争主義が継続していた時代である。山本氏は、明治期小学校の試験制度の変遷について、「競争的公開的なものから日常的教育的なものへの推移」と定義している。十二年と二十四年のエポック間は、推移の過渡期と捉らえることが出来る。

この時期は教育令期とほぼ重なる。次節では、教育令期の試験制度につき、過渡期としての特徴を明らかにしてみたい。そのため、文部省の「教育令」作成時の試験規程に対する扱いと、各府県の試験規則に対する指導内容を分析する。文部省の試験制度に対する方針が分かる筈である。

## 2 過渡期としての教育令期

明治十二年に頒布された「教育令」では、試験に関する規程は次の条目のみである。

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

「学制」に於ける試験規程の内容は、全く姿を消している。何故、ここまで試験規程が簡略化されたのか。文部省内の学制改革過程から考えてみたい。

「学制」は、欧米の近代的学校制度の完全移植を目指したものであった。そのため、理想的に過ぎ日本の実情にそぐわない内容が多く、明治十年より文部省内で学制改革の動きが具体化している。学制改革案は、田中不二麿を中心に文部省の高等官会議で検討された。また、ほぼ同時併行で、学監モルレーを中心とし別個に改革案作成が進められていた。田中らの改革案は、漸進主義と現実主義に立脚し「学制」を簡略化したものであった。これに対し、モルレー案は「学制」の内容を大きく変えるものではなかった。そのため、明治十年にモルレーが提出した「学監考案日本教育法」は不採用となり、翌年に田中らが提出した「日本教育令案」が採用された。田中案は、太政官や元老院での修正を経て、十二年に「教育令」として公布された。

井上久雄氏はモルレーの「学監考案日本教育法」につき、「教育制度を全面的に詳細に規定する点」に於いて「学制の方式を承継し、それをいっそう克明にしたもの」と評している。しかし、同氏は「教育法としての善美を期することは改革緊急の要務ではない」と述べ、学制の小修正と多少の緩和に留まったモルレー案を的外れのものだったと指摘している。

学制改革の方針は、モルレー案を捨て田中案を採用することで固まった。このことは、文部省が欧米の近代的学校制度の完全移植を、この時点で放棄したことを意味する。井上氏は「最高水準を小範するのではなく、最低水準を確保するところに田中の学制改革の眼目が

ある」と述べている。田中らの学制改革案を元に作成された「教育令」では、「学制」で導入された様々な近代的学校制度の理念型が現実的な形に簡略化された。

「学制」中の試験規程も、欧米から導入された近代的学校制度の理念型の一つであった。「教育令」での試験規程の簡略化は、「学制」中の諸規程が現実的に修正された一環として考えられる。次に、モルレー案と田中案の試験規程を比較してみたい。

モルレーの「学監考案日本教育法」での試験規程は、次の条文の通りである。

第九十七章 各公学ハ其生徒業ヲ卒リ最後試問ニ於テ得第スルト

キハ其証トシテ文部所定書式ニ憑準セル卒業証書ヲ授与スヘシ此卒業証書ヲ得タルモノハ該地方ニ於ル次ノ優等学校ニ入ルコトヲ得ヘシ文部直轄学校ノ卒業証書ヲ有スルモノハ全国内ニ於ル次ノ優等学校ニ入ルコトヲ得ヘシ然レトモ只高等学校ニ入ルニハ何人ヲ論セス必ス入学試問ヲ受クルヲ法トス

ここでは、公立学校での卒業試験の実施を義務付け、試験合格による卒業証書授与を上級学校への進学条件としている。

また「学監考案日本教育法説明書」には、「生徒ノ等ヲ分チ級ヲ斑ツハ生徒ヲシテ互ニ競起セシメ且生徒ヲシテ定式ノ試験ヲ経テ漸時上級ニ進マントスルノ志気ヲ高聳セシムルノ効驗アリ」と書かれている。試験による進級システムの効用が、競争主義の立場から賞揚されている。モルレー案では、「学制」と殆ど変らぬ形で進級・

卒業試験が等級制の中に整然と位置付けられた。

モルレー案での試験規程の緩和は、対象より私立学校を外したごとと、官吏の臨試を明文化しなかったことの二点である。これ以外では、「学制」同様の試験理念型が貫かれた。天野郁夫氏は、モルレーを評し、「試験制度をもっとも純粹な、理想的な形で、この早急な近代化をめざす東洋の島国に移し植えようと考えていた」と述べている<sup>20</sup>。モルレーの信念からして、学制改革においても試験理念型の保持は譲れないものだったと推察される。

これに対し、田中らの提出した「日本教育令案」では、試験規程が次の通り大幅に簡略化されている。

第六十二条 学科ヲ卒業シタル生徒ハ試験ノ後卒業証書ヲ受クル

コトヲ得ヘシ

第七十八条 生徒試験ノ時ハ父母或ハ後見人等其学校ニ臨席スル

コトヲ得ヘシ

「学制」中の試験理念型は、卒業試験と卒業証書の規程以外みな姿を消している。これは田中の漸進主義に立った簡略化と見られる。更に、明治十二年に参議伊藤博文が修正上申した教育令案では、卒業試験と卒業証書の規程も削除されている<sup>21</sup>。試験規程は父母後見人の臨席許可のみとなった。その後、元老院での修正でも試験理念型が復活することは無かった。「教育令」は、前掲の通り、第四十七条で試験時の父母後見人の臨席について規定するのみである。以上のことより、「教育令」の作成過程で試験理念型の貫徹が放棄され

たものと考えられる。十三年の「教育令」改正、十八年の再改正時に於いても試験規程は殆ど変わらず、学制期の試験理念型の復活は見られない。

斉藤利彦氏は「教育令」第四十七条につき、一般人の試験参加を全国一律の法令で規定したと評価し、「試験の重視とその統制の傾向」が見える<sup>22</sup>と述べている。しかし、前述した通り、「教育令」のエポックとしての重要性は、試験理念型の完全移植が放棄された点に有ると思われる。「教育令」により、試験が重視され国家統制が強化されたとは必ずしも言い難い。

「教育令」で試験理念型が崩された主要な理由は、前述の田中による漸進主義の改革方針に有ったと考えられる。またその他、学制期に各府県の小学校で試験競争が過熱するなど弊害が現れたことも関連が無いとは言い切れない。明治十一年に福島県の比較試験を視察した文部省官僚は、その弊害につき疑問と懸念を述べている<sup>23</sup>。

さて、「教育令」で試験理念型が崩された影響は、各府県の小学校試験規則の上にとどのような形で現れただろうか。明治十二年からの所謂「自由教育令」の時代には、文部省が各府県の教則や試験規則につき指導することは無かった。十三年末に「教育令」が改正されて以後、文部省の干渉督励主義に立つ教育政策が本格化する。十四年五月四日には、文部省達第十二号で「小学校教則綱領」<sup>24</sup>が制定され、教則の全国画一化の指針となった。続いて二十一日には、小学校試験規則に関して、次の文部省達第十七号<sup>25</sup>が出された。

小学校生徒試験ノ儀ハ小学校教則綱領ノ旨趣ニ基キ定時試験臨時  
 試業等ノ別及其方法取調可伺出且改正変更候節モ同様伺出此旨相  
 違候事

この布達以後、各府県は試験規則の制定改正時に、文部省への伺い  
 出を義務付けられた。改正教育令期は、各府県の小学校試験規則の  
 「再編期と考えることが出来る。

「文部省日誌」<sup>26)</sup>には、各府県からの小学校試験規則の伺い出と文  
 部省の回答が多数掲載されている。その殆どが明治十四年文部省達  
 第十七号以後のものである。「文部省日誌」は十八年二月に廃刊に  
 なっており、それ以後に伺い出られた試験規則は掲載されていない。  
 しかし十四年から十五年までの「文部省日誌」には、全国の過半数  
 に及ぶ二八府県の小学校試験規則が掲載されている。「文部省日誌」  
 掲載分を分析することで、改正教育令期の小学校試験規則の特徴を  
 明らかに出来ると思われる。

表は「文部省日誌」掲載の各府県小学校試験規則につき、試験形  
 態を整理したものである。これを見ると、各府県の試験形態はAの  
 卒業試験存置型とBの廃止型に大きく分かれている。Aタイプの試  
 験規則では、月次・定期・卒業の三試験形態がほぼ基本になってい  
 る。Bタイプでは、月次・定期の二試験形態が基本である。Aタイ  
 プは学制期の試験形態と同じであるが、Bタイプは改正教育令期に  
 なり初めて登場したものである。Bタイプの場合、半年ごと各級修  
 了時に行われる定期試験が小学校での最高試験となる。「教育令」

が卒業試験につき規定しなかったため、卒業試験を廃した試験規則  
 を作成する府県も出てきたものと推察される。

ところが、文部省は、A・B両タイプの試験規則に対して「伺之  
 通」と回答している。Bタイプの試験規則を認可したことは、卒業  
 時の試験実施と合格証授与を進学に必要な条件から外したことを意味  
 する。「学制」や「学監考案日本教育法」では、等級制の中で進級  
 試験と卒業試験が整然と組織され、合格証授与が進級進学の条件と  
 されていた。文部省は、この試験理念型を卒業試験の実施に於いて  
 崩している。欧米の近代的試験制度に於いて、卒業試験は進学等の  
 資格を認定する重要な役割を持たされていた。故に、文部省が卒業  
 試験廃止型の試験規則を認可したことは、試験制度の変遷上、非常  
 に大きなエポックであったと言える。

しかし文部省には、卒業試験を積極的に廃止する意図は無かった  
 ものと考えられる。それは、文部省が卒業試験存置型の規則も認可  
 している事実から分かる。明治十四年の文部省達第十七号は、試験  
 規則の伺い出を各府県に義務付けたが、試験形態の全国統一を目指  
 したものはなかった。

「文部省日誌」を見ると、文部省の各府県試験規則に対する修正  
 指導が認可の但書として掲載されている。千葉、石川、岐阜、静岡、  
 愛知、滋賀、広島、鹿児島が文部省より指導を受けている。  
 しかし、試験形態に関して指導を受けた県は皆無である。文部省の  
 主に重視したのは、試験が「小学校教則綱領」に則って確実適切に

表 「文部省日誌」掲載の府県小学校試験規則（教則）

府県小学校試験規則(教則)	伺 出	『文部省 日誌』	月 末	進級時	卒業時	そ の 他	タイプ
青森県小学校高等科試験規則	15. 9. 9	15年55号	小試験	定期試験	大試験		A
岩手県小学生徒試験規則	15. 1.16	15年35号	月次試験	小試験	大試験		A
宮城県小学試験法	14.12. 7	15年33号	月次試験	学期試験	全科試験		A
山形県小学試験法	14. 8.20	14年33号	月次試験	定期試験			B
福島県小学試験規則	14.10.31	14年31号	月次試験	定期試験	全科試験		A
埼玉県小学生徒試験規則	14. 9.14	14年36号	月次試験	毎級 卒業試験	全科 卒業試験		A
千葉県小学校生徒試験規則	14. 9. 1	14年21号	小試験	定期試験			B
東京府小学校試業規則	15. 9.19	15年54号	月次試験	定期試験			B
神奈川県小学試験法	15. 2. -	15年17号	小試験	定期試験	大試験		A
新潟県小学試験規則	11. 6.27	15年19号	小試験	大試験	卒業試験		A
石川県小学校生徒試業法	11.10.28	15年 2号	小試験	定期試験	大試験		A
福井県小学試業法	15. 6.27	15年46号	月次試験	定期試験			B
岐阜県小学校試験規則	15. 3.20	15年23号	月次試験	定期試験			B
静岡県小学試験法	15. 1. 4	15年 4号	小試験	中試験	大試験		A
愛知県小学試験法	14.12.28	15年18号	小試験	中試験	大試験		A
滋賀県小学試験法	15. 5.17	15年42号	月次試験	定時試験		臨時試験(比較試験)	B
京都府小学校試験規則	14.12.22	14年32号	小試験	中試験	大試験		A
鳥取県小学生徒試験規則	15. 3.23	15年52号	月例試験	卒業試験		奨励試験(比較試験)	B
島根県小学校試業規則	15. - . -	15年 4号		改級試験	卒業試験	臨時試業	A
岡山県小学校諸規則	15. 1.11	15年13号	恒例試験	進級試験	卒業試験	臨時試験(比較試験)	A
広島県小学校試験規則	15. 2. 3	15年12号	月次試験	定期試験	大試験	奨励、優等試験(比較試験)	A
山口県小学校諸則	- . - . -	15年49号	月例試験	改級試験	進等試験	臨時試験	A
愛媛県小学生徒試験規則	14.10.28	15年 1号	月次試験	卒業試験		臨時試験	B
福岡県小学試験規則	15. 2.24	15年22号	小試験 (隔月)	定期試験	大試験	集合試験(比較試験)	A
長崎県小学校試験法	15. 3.27	15年26号		定期試験	全科試験		A
熊本県小学教則	14. 6. 1	14年15号	小試験	大試験			B
大分県小学校試業規則	14.12.26	15年 8号	小試験	定期試験	大試験		A
鹿児島県小学校諸規則	15. 2.14	15年18号	小試験	定期試験	卒業試験	入学試験	A

行われるか否かであった。石川県と鹿児島県は、修身科の試験に日常行状点を入れることを指導されている。千葉県と広島県の場合は、初等科第五級六級の幼少生徒に対しても修身科の試験を筆記で行うべきことを指導された。改正教育令により修身が筆頭科目となったため、文部省はその試験方法に厳しく指導している。また、静岡県の場合は、高等科の問答に農商学を加え、読方から物理を削除することを指導されている。この指導も、文部省制定の教則綱領に、県の試験規則を合致させるためだったと推察される。

「教育令」の主要な改正点の一つに、教則の自主編成を否定し、府知事県令の編成にしたことが挙げられている。改正教育令では第二十三条で、小学校教則は文部卿が頒布する綱領に基づき府知事県令が編成し、文部卿の認可を得ることが規定されている。そのため、各府県で全国画一に近い教則が編成された。

「小学校教則綱領」では等級編成が大きく変わり、初等・中等・高等の三段階となった。また、改正教育令の趣旨を体现し、筆頭科目の修身を始め、地理、歴史、博物、物理などの新科目についても、各等級の教授内容が示された。小学校教則は、改正教育令期に再編期を迎えたとと言える。

明治十四年五月四日に「小学校教則綱領」が制定された直後より、教則に関連した文部省達が相次いで出されたことに注目したい。先ず、五月五日に文部省達第十五号で、町村立私立学校の設置の際、文部省への教則の開申が義務付けられた。九日には第十六号で、綱

領に基づく教則の編成と教科書の開申が義務付けられた。そして、二十一日に試験規則に関する第十七号が出されている。これらは、教則綱領徹底を目的とした一連の施策と考えられる。

文部省達第十七号は、試験規則自体の整備よりも、試験規則への教則綱領の徹底に重点を置いたものである。文部省は各府県の上申した試験規則に対し、卒業試験の有無に構わない姿勢を取った。「教育令」は、法文上でも現実政策上でも、「学制」の試験理念型を崩したと言える。また、文部省の官僚達が学監モルレーに比べ、試験理念型に然程の執着を持たなかったことを窺わせる。

### 3 改正教育令期の試験制度の特徴

改正教育令期は試験制度の再編期であり、同時に制度変遷上の過渡期に位置していた。この時期の大きな特徴として、先ず、学制期の理念型が卒業試験の実施に関して崩れたことを指摘出来る。明治十四年以降に再編された各府県の試験規則は、卒業試験存置型と廃止型の二形態に分かれることとなった。

次に、学制期以来の競争主義が根強く残っていたことを挙げたい。学制期と教育令期の進級制度は、等級制に拠ったため、試験に依る進級落第の判定を必要とした。それ故、競争主義が継続したのは当然と言える。

改正教育令期に試験規則を作成した府県の中には、通常の試験の他に、競争的性格の強い比較試験を設定した所が幾つか有る。前節の表で「文部省日誌」掲載の各府県試験規則を纏めたが、この中で

は、滋賀、鳥取、岡山、広島、福岡の五県が比較試験を実施している。掲載分二八県中の五県であるから、割合は決して小さくない。そして、文部省は右五県の試験規則を認可している。

改正教育令期には、この比較試験を始め、定期試験や卒業試験に於いても競争主義が依然支配的であったと考えられる。天野郁夫氏と斉藤利彦氏は、明治十年代後半から二十年代にかけ全国的に試験競争が過熱したことを紹介している。改正教育令期には、「小学校教則綱領」の徹底が重大な教育政策の一つであった。府県の中には、教則の早期定着を目指し、学事振興のため試験の競争的側面を利用する向きも有ったと推察される。

一方、改正教育令期の試験制度については、教育評価の動きとの関連も研究されている。天野正輝氏は、改正教育令下の試験法について、開発教授法による授業改良との関わりを論じている。同氏は「小学校教則綱領」につき、地理や博物、物理や化学などの科目が、観察や実験を重視した点で開発教授法と結び付いたことに着目している。ペスタロッチの直観教授論に基づく開発教授法は、明治十年代に入りその影響を拡大していた。

天野氏は、明治十八年の長野県「改正試業法」につき、開発教授法の授業をより効果的に行うため、出題内容と評価方法に注目すべき変革が有ったことを指摘している。また、新しい教則と試験規則が全国的にほぼ出揃った明治十六年頃から、教育会雑誌に教育評価論としての試験論が掲載され始めたことにも着目している。

以上から、改正教育令期の試験制度につき、試験理念型の放棄、競争主義の継続、教育評価との関わりの上点を特徴と見ることが出来る。このうち試験理念型の放棄は、学制期の厳格な試験秩序を崩したと言える。その一方、改正教育令期の試験制度は競争主義が継続過熱するというアンバランスな面も持っていた。試験制度変遷上、本稿では、これを「過渡期のひずみ」と仮に呼ぶこととする。

「ひずみ」の生じた背景として、教育制度自体が過渡期に在ったことを考えるべきである。教育令期は、「学制」の徹底した能力主義が日本の現状に合せて変容していく過渡期に在った。「学制」下の試験制度は、能力主義に基づく等級制の維持システムと見做せる。故に、「学制」廃止が維持システム内部のバランスを崩す結果となり、制度に「過渡期のひずみ」を生んだのである。

府県によっては、「ひずみ」が試験の実施に影響を及ぼした可能性も有り得る。また、試験に依る教育評価の動きを考えると、「ひずみ」の影響は無視出来ない。次章では、改正教育令期の秋田県を取り上げ、小学校試験制度の再編過程を分析し「ひずみ」が生まれた原因を解明したい。

## 二 秋田県の試験制度再編過程

### 1 学制期・自由教育令期の試験規則

最初に、学制期から自由教育令期にかけての秋田県的小学校試験

制度を整理してみた。

明治五年の「学制」頒布に依り、小学校で進級卒業時の試験実施が義務付けられた。文部省は同年に「小学教則」を、翌六年に「改正小学教則」を制定している。文部省の示した教則には、「学制」に準拠した試験規程も含まれていた。「学制」の試験理念型は、文部省の教則を通して、各府県の小学校教則に反映されたと考えられる。

明治六年に秋田県で制定された「本県小学略教則」にも、試験につき若干の規程が見られる。下等から上等小学、更に中学へ進学する際の「大試業」、月末の「小試」と半年ごとの「大試」の実施が定められている。「大試」落第者は原級留置と定められた。これらの内容は、文部省の「改正小学教則」とほぼ同一である。「本県小学略教則」は独立の試験規則ではないが、秋田県最初の試験規程を含むものであった。

明治八年、「改正秋田県下等小学教則」が正式な教則として制定された。この中にも試験規程が見られるが、内容的には六年の「本県小学略教則」と殆ど変わらない。試験合格による進級と落第による原級留置、「大試験」合格による進学許可を記したのみである。具体的な試験手続や試験内容については、何も定められていない。この時点まで、試験規則は教則から未分離の状態であった。しかし、秋田県でも学校制度の整備に従い、小学校での試験実施方法を具体的に定める規則が必要になったと考えられる。

翌明治九年になり、試験規則が教則より分離している。この年九月に「改正下等小学教則」及び「上等小学教則」、十一月に「小学生徒試験手続」及び「小学生徒試験方」が制定された。「試験手続」と「試験方」は教則の施行細則として、試験に関する事項を詳細に定めている。この時、秋田県で初めて独立の試験規則が誕生したと言える。

「試験手続」は全九条から成り、試験区分と試験実施上の事務的な手続が定められている。これにより各段階の試験は、月末実施の「小試験」、進級時の「定期試験」、卒業進学時の「大試験」に名称を確定された。そして、定期試験時の学区取締の臨席と、大試験時の第五課学務掛員及び太平洋学校訓導の臨席が初めて規定された。更に臨試出願の文書手続きや、試験終了後の成績書類の提出についても詳細に定められている。「学制」の試験理念型を体現し、厳格な臨試監督体制が敷かれることとなった。

「試験方」は、「月末小試験心得」全七条と「小試験通則」、及び「定期試験心得」全十一条と「定期試験通則」から成る。大試験に関する心得と通則は無い。「試験手続」には「但大試験方ハ追テ選定」とあり、何らかの事情で編成が遅れていたことを窺わせる。「心得」は会場での具体的な試験実施方法や、試験後の成績算出方法などを詳細に規定したものである。特に成績算出方法では、生徒の日常行状点を正確に反映させるため、精緻な計算式が設定された。「通則」では、各科目ごとの配点と採点方法が定められている。

この後、遅れて明治十一年に「大試験心得」と「大試験規則」が制定された。「心得」は全七条である。この中では、大試験の実施時期が一級定期試験時と明記された他、試験成績の算出方法も定められた。「規則」は全二条で、「定期試験通則」に準拠し、大試験の設問数と配点及び採点方法を定めている。

この他、試験規則を補う形で、明治九年から十一年にかけて、試験成績優秀者の賞与規程が整備された。十一年には、賞与辞令の様式が定められている。一方、十一年から十二年にかけて、比較試験実施に関する規則も制定された。秋田県の試験制度は、十二年時点では完成されたと言える。通常の小・定期・大試験と、選抜生徒による比較試験の四試験が実施される形態になった。九年から十二年までの四年間を秋田県の試験制度編成期と見ることが出来る。この時期には、「学制」の試験理念型を実現する形で、規則が整備された。

しかし、秋田県が試験制度を完成した明治十二年は、皮肉にも「学制」廃止の年であった。同年九月の「教育令」制定により、県が学制期に整備した試験制度は、ほぼ御破算になったようである。「文部省第七年報」の「秋田県年報」には、「教育令」制定後の県内小学校の試験実施につき、次のように記している。

教育令発行後ハ各地各校ノ適宜ニ任セ敢テ法ヲ設ケ関涉セス然レトモ他日試験法ヲ設ケ臨時官吏ヲ派出シ試験スル事アラントス  
「教育令」制定以降、各小学校が任意の方法で試験を実施していた

ことが分かる。県学務課は、新たな試験規則の制定も考えていたらしい。が、実際に規則が制定されたのは、「教育令」改正後の十五年三月であった。このことは、十二年九月から十五年三月まで約二年半、秋田県の試験制度に空白期があったことを意味する。この間毎年定期的に実施されていたのは比較試験のみであった。

自由教育令期から改正教育令期の初めにかけて、秋田県では小学校試験規則の存在しない状態が続いた。この間、自由教育令期の混乱と相俟って、試験秩序も混乱していたものと推測される。明治十四年の文部省達第十七号により、各府県で教則綱領に則った試験規則が作成されることとなった。改正教育令期の秋田県は、何れにしろ試験制度の再編が必要な状況にあったと考えられる。

改正教育令期の秋田県では、明治十五年に試験規則が制定され、翌十六年に全面改正された。その後、十七年と十八年に部分改正があったが、十六年の規則を修正する形で行われたものである。秋田県では、十六年までに改正教育令期の試験制度の根幹が出来上がったと考えられる。故に、十五年の試験規則制定と十六年の全面改正過程の分析で、秋田県の試験制度再編の特徴を、或る程度明らかに出来ると思われる。試験制度の「過渡期のひずみ」は、秋田県では十五年から十六年の間に生じた可能性が高い。次節では、先ず明治十五年の試験規則再編の事情を明らかにしてみたい。

## 2 明治十五年の「本県小学校教則并試験規則」制定過程

明治十四年五月二十一日の文部省達第十七号により、各府県は小

学校試験規則の制定改正時に文部省への伺い出を義務付けられた。これ以降、各府県において試験規則の編成が始められた。

秋田県の場合は、小学教則と試験規則が併せて編成された。その過程は、明治十六年六月二十六日に教育課学務掛小湊光章が起案した「小学校教則并試験規則改正追加之件」<sup>(16)</sup>を分析することで辿れる。この件名には、教則と試験規則の制定過程で作成された十四年から十六年までの起案文書が纏められている。

明治十四年六月十一日、県学務課は小貫乙三郎と岡田好成の二名を小学校教則取調委員に任命した<sup>(17)</sup>。その後、委員二名の作成した教則と試験規則は十一月五日に教育課へ提出された。しかし、同課で検討して体裁に不満足な点があり、直ちに第二次案の作成が検討された。十一月十六日に秋田師範学校長田中精一に教則と試験規則の再調査が依頼され、十二月九日に第二次案が提出された。「小学校教則」全四章二四條、「小学校試験規則」全二章八條の構成である。教則に比して試験規則は極めて簡略であった。しかし、この田中案が採用され、十二月十九日に文部省へ認可申請された。

翌明治十五年に入り、一月二十五日に教育課で文部省への回答督促につき起案が行われている。起案文には「目下至急之場合ニ付」と記され、教則及び試験規則の認可が急がれていた様子が見える。文部省の認可は、それから約一カ月を経た二月十三日に下りた。しかし、「書面何之通」の但書には、教則と試験規則、教科書選択に對する若干の修正が指示されていた。教育課はこの指示に従い、師

範学校長の田中精一に再び修正案を作成させた。

文部省への再上申は三月十一日に行われた。そして十七日に、乙第二十九号で「本県小学校教則并試験規則」<sup>(18)</sup>が管内に布達されている。秋田県は、文部省の認可を待たず、見切り発車で教則と試験規則を布達したのである。四月六日には、教則と試験規則の印刷本を各府県に配付する方法も起案された。教則と試験規則は、新年度四月から管内小学校での実施段階に入っていたと考えられる。

文部省は、四月二十一日に秋田県の再上申に対し回答をしている。「本県小学校教則并試験規則」が布達されて、既に一箇月以上が経過していた。しかしながら、文部省の回答は認可ではなく、教則の不分明な箇所に関する照会であった。試験規則に関する照会は無く、三月の再修正時点で認可されたものと考えられる。教則に対し文部省の最終的認可が下りたのは六月十六日である。これを承けて、七月三日の乙第六十二号で「本県小学校教則并試験規則」が改正追加された。

秋田県は教則と試験規則の施行を急ぎ、文部省の認可を待たずに管内布達を行った。これは、十五年度からの教則と試験規則の管内一斉実施が、予めタイム・スケジュールに上がっていたためと考えられる。しかも、制定の過程と状況を見ると、スケジュールは絶対に動かせないものだったと推察される。何故、十五年度の開始に合せた教則と試験規則の実施が、斯くも重大視されたのだろうか。

明治十五年の「秋田県年報」には、改正教育令の実施段階について

て次のように記されている。

：故ニ昨十四年ニ於テハ本令ニ就テ諸法規ヲ草シ終伺ノミニ止メ本年一月小学区画ノ指定ヲ実施着手ノ始トシ爾來徐々ニ法規ヲ敷キ其功ヲ一時ニ希望スルモ：

十四年は諸法規の草案作成から上申までの段階、十五年は実際の施行段階として位置付けられている。

明治十五年は、改正教育令の内容を県内各学校で実施するため、関係諸法規が次々と施行された年であった。先ず一月二十日に、甲第四号で小学校設置区域が指定され、甲第五号で「学務委員薦挙規則」が定められた。二十五日には、甲第七号で「就学督責規則」が定められ、乙第二号で小学校の設置基準が示された。二月十五日には、乙第十八号で「学務委員事務取扱要項」が定められた。一月から二月にかけて、改正教育令に関わる重要法規が相次いで布達されている。小学校教則と試験規則も、十五年一月頃の布達を予定されていたと推測される。秋田県は、十五年度から本格的に改正教育令体制に入る計画で、一月から重要法規を布達したのであろう。

小学校教則の制定は、改正教育令体制での学校授業内容に関わる重大事項であった。明治十五年四月からの新体制移行を考えれば、制定の急がれた事情が分かる。乙第二十九号「本県小学校教則并試験規則」は、前述の通り、教則に比して試験規則が簡略に作られていた。乙第二十九号では、試験規則よりも教則の制定実施の方に重点が置かれたと考えられる。

しかしながら、明治十五年の試験規則制定により、秋田県の小学校試験制度が改正教育令体制に入ったのは確かである。簡略な規則であったが、そこには試験形態の大きな変化が見られる。規則の第一章「試験区分」第一条には、「試験ヲ分テ月次試験定期試験トス」と記されている。卒業時の大試験に関する記述は一切無い。秋田県は卒業試験廃止型の試験規則を編成したのである。これは、学制期の試験理念型が崩れたことを意味する。卒業時の大試験が消え、秋田県の試験制度は、月次・定期試験と比較試験の三試験形態となった。

六月三十日には、「本県小学科生徒賞与規則」が文部省へ上申された。これは、初等・中等・高等科の卒業時に試験成績優秀な生徒に対し賞与する規則である。この規則は、乙第二十九号の試験規則に賞与規程が無かったため制定されたと考えられる。その内容を見ると、当時の秋田県の学務担当者が、試験の役割に対し如何なる意識を持っていたか分かる。

規則では、等科と成績段階による賞状様式の区分が詳細に定められている。先ず、高等科が紅色、中等科が青色、初等科が黄色の花紋輪郭である。更に試験点数と年齢相当により、一等（成績拔群）・二等（成績優勝）・三等（成績佳良）が判定され輪郭が区分される。一等賞状は三重輪郭、二等は二重輪郭、三等は一重輪郭である。賞状の様式に、一目で判る格差が設けられていた。賞状用紙には上等な鳥ノ子紙が使われ、書面には秋田県令の名と印も入れられた。

『秋田県教育史』では、この賞状につき「あたかも、一般人の勲章崇拜に似た感情を醸すことにもなった」と記されている。美麗で権威的な賞状は、授与された生徒には「勲章」となり、周囲の生徒には羨望の的となる。生徒の競争心を刺激し勉学に励ませるには、格好の小道具であった。

このことは、当時の学務担当者が、学制期と同じ競争主義の観点から試験制度を考えていたことを証明する。乙第二十九号の試験規則は、秋田県の試験制度から卒業試験を廃し学制期の理念型を崩した。が、学務担当者の意識は、依然として学制期以来の競争主義に浸かっていた。ここに、試験制度の「過渡期のひずみ」が見て取れる。

### 3 明治十六年の「小学校試験規則」改正過程

明治十六年八月の試験規則改正への動きは、既に三月から県庁文書の中に見られる。「十七年度県会ニ関スル決議書類」には、十六年度予算案に関する文書が綴じられている。予算案の内、地方税を以て支弁すべきものは、県会に掛ける前に諮問会で検討された。三月の諮問会では、教育費と町村教育補助費も地方税で支弁される予算として検討され、町村教育補助費が全額削除された。町村教育補助費は、教員と生徒を奨励するため設定されたものである。

諮問会での削除に対し、教育課長頓野馬彦は三月中旬に「小学校教員生徒并学務委員賞与之義」を上申している。頓野は、削除された町村教育補助費に代え、教員生徒学務委員賞与金を教育費中に差し

加える案を提出した。その趣旨は、次のように説明されている。

目今教育令ニ依リ各学校試験規則等一定シタルヲ以テ是迄ノ比較試験ヲ廢シ春秋期日ヲ定メ郡吏県官及師範学校教員立会巡回教員等ヲシテ定期ノ試験ヲ施行シ其優等拔ノモノハ大々之レヲ賞与シ大ニ奨励スル所ノモノアラントス

教育課に於いて、試験制度の改正計画が三月以前から検討され、賞与予算を付ける所まで具体化していたことが分かる。比較試験を廃した上で、定期試験での官吏臨試と賞与を充実する新しい試験体制が構想されていた。

その後三月二十一日に、町村教育補助費が庶務課会務掛の再調整で復活し、県会の常置委員会に地方税支出予算議案として回された。四月二日に、教育課長頓野馬彦が「試験規則更正之義」を起案している。規則改正作業が本格的に動き出した。頓野は起案の中で、規則改正の必要性を次のように述べている。

本県小学校試験規則之義者十五年乙第廿九号達ニ依施行致来候処右者甚短簡ニ過キ各郡ニも施行方区々相渡リ不都合少カラス哉ニ被存候条更生之義左之通御達相成可然哉相伺候也

やはり、余りに簡略な規則を布達したことが、各郡での解釈に違いを生じさせ問題になっていたのである。

各郡内で起きていた「不都合」とは、どのような事態であったのだろうか。明治十六年六月十四日、仙北郡第八学区学務委員伊藤兵吉他三名が、小学生定期試験に関し県令宛てに建言書を送っている。

る。建言書には「本県小学生徒定期試験ノ如キ一定ノ秩序ナキヲ以テ」と記されている。簡略過ぎる試験規則が、学校現場に秩序の混乱を招いていた。具体的には、試験問題を選定する際、生徒の習熟した箇所偏るなどの弊害が報告されている。試験秩序の乱れは重大であり、新しい教則の定着をも妨げる危険性を孕んでいた。

四月二十日の通常県会の予算案審議で、教育費中の巡回訓導費と町村教育補助費が全額削除された。しかし、試験規則の改正作業は進められた。四月二十七日に乙第四十五号で「比較試験法」が廃止され、五月三日には文部卿へ「小学校生徒試験規則改正ノ儀」が上申されている。改正案の試験規則は全二七条で、第一章「総則」、第二章「試験区分」、第三章「試験手続」、第四章「試験問題」、第五章「採点法」から成る。前年の試験規則に比べ、格段に内容が充実整備されていた。但し、「試験区分」では卒業時の大試験は復活していない。

五月二十八日に、文部省普通学務局より県に対し、規則の不明晰な点数箇所が照会された。この照会で、規則第六条中「臨時定期試験」の語句に文法上の矛盾が有るとして、「定期試験」の名称が「学級試験」に変えられた。この場合の「学級」はクラスではなく、等級を意味したと考えられる。

照会に対する修正案は六月二十六日に文部卿へ上申され、その後七月十三日に規則改正の認可が下りた。そして、八月一日に乙第九十号で「小学校試験規則」の改正が布達されたのである。規則は、

修正を経て全五章二六条の構成となった。秋期学級試験直前の九月二十五日には、郡書記等を学級試験に臨席させることが、丙第三百三十六号により各郡役所に通達された。

さて、明治十六年の試験規則改正は、秋田県の改正教育令実施の段階上で、どのように位置付けられるだろうか。十六年の「秋田県年報」には、次のように記されている。

本県学規ノ如キハ前年ニ於テ畧緒ニ就キ本年ニ至テ漸ク其基礎定リ正ニ実施ニ着手シ普通教育ノ進路ヲ開カントスルニ当レリ故ニ本年ニアリテハ教育課員ヲシテ管内ヲ巡回セシメ学校ノ準備児童ノ就学学区ノ適否学事表簿ノ整合等主トシテ実施上ニ注意セリ十六年は、前年に制定された諸法規の基礎が固まり、その実施に力が置かれていた。教育課員の管内巡回による実施監督も考えられていた。試験規則については、十五年に弊害が出ていたため、実施重視の年に当り全面改正が行われたものと推察される。

明治十六年の改正に依り試験規則が詳細に整備され、試験制度の秩序立て直しが行われた。試験は教則の定着手段として重要であり、その秩序確立は忽せに出来ないことであった。しかし、「比較試験法」の廃止に依り、前年の三試験形態が月次・学級の二試験形態に移行した。改正教育令期には、これ以降、試験形態に変化は無い。秋田県の試験制度は、卒業試験廃止型に固まったのである。学制期の試験理念型の崩れは確定となった。

その一方、明治十六年の規則改正で、教育行政による管理が強化

されたことにも注目したい。規則の第十三条では、学級試験の成績表を全管内分取り纏め、その比較表を各小学校に配付することが定められている。学級試験の成績を行政が集計管理すると同時に、学校間の競争意識を高め学事を振興する意図だったと推察される。全管内比較表を導入したことは、学級試験に比較試験的要素が組み込まれたことを意味する。これに因り、試験の競争的性格は従来より遥かに強められた筈である。

次節では、十八年の試験規則に比較試験的要素が組み込まれるに至った事情を明らかにしてみよう。

#### 4 比較試験的要素の組み込み

自由教育令期の比較試験に関しては、拙稿「明治十三年の比較試験法改正について」で、その背景と目的を明らかにした。自由教育令期の秋田県では、公立小学校の教則が自由化で安易な内容に流れ、その一方で変則学科の私学が横行していた。明治十三年に改正された「比較試験法」は、教則内容のボーダーラインを示し、且つ変則私学を普通教育の枠より締め出す役割を果たした。また、試験の際、地域内の各小学校が連合区に纏められ、郡役所と連合本部校を通して成績が中央集権的に管理された。自由教育令期の比較試験は、府県主導による政策試験として管内教育引き締めを目的に実施されたのである。

明治十四年の「秋田県年報」では、「教育令」頒布後に学事が「萎靡衰頹ノ状況」を呈し、比較試験の実施により「稍々旧時ニ復

スルノ情況」が現れたと報告されている。文中では、学事挽回の成理由が全て比較試験の実施に帰されている。

しかし、明治十四年の「小学校教則綱領」で教則が統一されると、自由教育令期の「比較試験法」は急速に存在意義を失った。教育課長頓野馬彦は、教則の統一で「比較試験法」編成の趣旨が不用になったとしつつ、「比較試験ハ無論年々施行ス」と述べている。比較試験は、学事の奨励を主目的に実施が続けられた。しかし、十四年の比較試験では問答科が試験科目より外されている。「小学校教則綱領」で問答科が消えたため、暫時の移行処置が採られたのである。教則綱領の内容に合せた規則改正が必要となっていた。

明治十四年の段階では、月次・定期・比較の三試験体制が「教育上実ニ鴻益アルヤ信シテ疑ヲ容サル所ナリ」と考えられていた。しかし、この年より「比較試験法」の改良を求める声が、小学校教員の間からも出始めた。十二月三十日、鹿角郡花輪学校連合各小学校教員総代の小山善五郎が、比較試験優劣表の調整方法を建言している。その趣旨は比較試験自体の否定ではなく、優劣判定に学齢適当点を加え、より正確な比較を行うことであった。教育課では「其理由頗ル当ヲ得候」として、参考とする旨を回答している。

明治十五年三月七日には、湯沢町学務委員芳賀格之助ほか教員七名が、「比較試験之儀ニ付献言」を提出した。この中では比較試験の弊害として、教員が「敏捷伶俐ノ児童」のみを最良とする事、試験内容が書算に偏り読物が疎かになっている事、会場により試験問題

の難易度に差が有る事の二点が挙げられている。芳賀らは改善方法として、優秀生徒の選抜受験をやめ全校生徒の受験とする事、全県統一問題で試験を実施する事の二点を提案している。

芳賀らの批判は、第一点目で比較試験による競争の弊害を鋭く突いていた。しかし芳賀らは、比較試験の競争性自体に対しては肯定的な姿勢を取った。建言中で、比較試験による競争を「其功益教員ト生徒トニ及ンテ各自ノ業ニ精力ヲ益スハ僅少ニアラサルヘシ」と評価している。芳賀らの批判は、より平等公正な競争を求める方向に展開し、その結果、従来より統一的目的且つ管理的な試験方法を提案するに至った。比較試験に対する肯定的姿勢は、小山善五郎の建言にも相通ずる。当時、比較試験による学事奨励が、教員の間で依然支持されていた様子を窺わせる。

二月二十四日、教育課から芳賀らへ、建言を参考として留め置く旨が通達された。御達案の起案書には、その理由が記されている。

…右（比較試験）施行方ノ義ニ付テハ種々ノ弊害有之趣ハ昨年派遣ノ臨試官ヨリ縷々陳述ノ次第モ有之殊ニ今回教則其他ノ改正ニ依リ本年ヨリハ更ニ其方法ヲ改正スルノ見込ニ付此建言書ハ其参考書トシテ御留置…

建言書が提出された当時、教育課でも「比較試験法」改正が予定されていたことが分かる。この時点で教育課が、「比較試験法」の廃止ではなく、改正を考えていたことに着目したい。十月六日の乙第九十一号で、十五年度の比較試験は、「詮議ノ次第之有」として十

六年三月まで延期された。この約半年間に、「比較試験法」の改正が検討されたものと推測される。

明治十五年の「秋田県年報」では、新しい教則及び試験規則につき、「幾多ノ進歩ヲ遮リシモノナキヲ保チ難ク且実地適否ハ未タ容易ニ判定ヲ下タスヘカラス」と記されている。教則と試験規則を施行したものの、県の学務担当はその効果に未だ自信を持てずといった様子である。その後には、「先年以來毎年施行セシ奨励法中稍其効驗ヲ現出セシハ比較試験ニシテ」と続く。教則及び試験規則への不安と対照的に、従来の比較試験に対する信頼の強さが窺える。そして、十五年度の比較試験延期を遺憾とし、「十六年ニ至ラハ一層方法ヲ改良シ益奨励誘掖ノ計画ヲ講求セント欲ス」としている。十五年当時、比較試験の改良実施に依り、新体制下での学事振興が構想されていた可能性も有り得る。少なくとも、比較試験が廃止される雰囲気ではない。

明治十六年三月には、前節で紹介した通り、教育課長頓野馬彦が比較試験の廃止と試験制度の改正に関わる予算案を上申している。前年十月からの半年間に、教育課の方針は「比較試験法」改正から廃止へと変わった。しかし、前年中に比較試験を廃止する動きは見られず、却って学事振興の「切り札」としての期待が窺われる。一方、頓野の上申には「是迄ノ比較試験ヲ廃シ春秋期日ヲ定メ…定期ノ試験ヲ施行シ」と記され、比較試験が定期試験の改良に伴って廃止されたことが分かる。

比較試験の廃止と定期試験の改良には、何らかの關係が有ったものと推測される。明治十六年四月二日に頓野により「試験規則更正之義」が起案され、二十七日には「比較試験法」が廃止されている。また、十六年改正の試験規則では、前述した通り、試験成績の全管内比較表の配布が規定された。これは明らかに「比較試験法」の影響である。十五年の芳賀らの建言書では、全校生徒を対象に比較試験を実施することが提案された。教育課は、それに対して参考とする旨を回答した。しかし、県内全生徒を対象とした比較試験は、実施の上で不可能に近かったと思われる。十六年の試験規則では、各校の全生徒が受ける学級試験について、成績の全管内比較表が配布されることとなった。全校生徒が比較試験を受けることに代えて、学級試験に比較表が導入されたと考えられる。

明治十五年度半ばから十六年三月にかけて、教育課では、「小学校試験規則」と「比較試験法」の改正が同時に検討されていた。その過程で、比較試験的要素が「小学校試験規則」に組み込まれ、「比較試験法」の廃止に至ったと推測される。比較試験改良の課題だった全校生徒の受験は、管内比較を学級試験で行うことに解決を見出した。一方、試験規則の改正に於いては、前述した通り、試験秩序の立て直しが課題とされていた。十六年度から新たな試験秩序を敷くに当り、学事を振興する目的で比較試験的要素が導入された可能性が高い。教師と生徒を試験競争で奮起させ、学校現場への新教則の定着を進める計画だったものと推察される。

自由教育令期の学事挽回に於いて、比較試験は非常な効果を認められた。前述の通り、明治十五年当時も県の学務担当は、比較試験に対し絶大な信頼を寄せていた。十六年の試験秩序立て直しの際にも比較試験的要素が取り入れられたのは、極自然な成行だったと言えるだろう。しかし、それは、学務担当が学制期の競争主義を未だ信奉していたことを意味する。その結果、比較試験的要素を通常の試験に組み込み、学校間の競争を一般生徒の段階にまで広げている。十六年の規則改正で、試験制度の「過渡期のひずみ」は、前年に比べ遥かに大きくなったのである。

## 小 結

ここまでで、改正教育令期の試験制度につき、秋田県を事例とし、過渡期的な特徴と問題点の存在を明らかにした。秋田県では、試験制度の再編過程に於いて「過渡期のひずみ」が拡大した。そして、明治十六年十月、改正規則下で最初の学級試験が実施されるや、管内で教員による試験不正が多発したのである。第二部に於いては、不正発生と試験規則の問題点との關係を分析し、「過渡期のひずみ」の影響を考えたい。

## 註

(1) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部志番

- (2) 太政官第二百十四号(明治五年「法令全書」所収)
- (3) 齊藤利彦『試験と競争の学校史』(平凡社、一九九五年) 四八頁
- (4) 天野郁夫『試験の社会史』(東京大学出版会、一九八三年) 一〇五頁、山本信良『試験と明治期小学校』(『地方教育史研究』9 全国地方教育史学会、一九八八年)
- (5) 天野、前掲書 五〇七頁
- (6) 山本、前掲論文
- (7) 天野郁夫『試験の時代』6「学監モルレー」(朝日新聞、一九八二年十一月一日)、山本、前掲論文
- (8) 天野正輝「教育令期(1879～1885)における授業改良と試験法」(『京都大学教育学部紀要』34、一九八八年)
- (9) 太政官布告第四十号(明治十二年「法令全書」所収)
- (10) 文部省令第十一号(明治二十四年「法令全書」所収)
- (11) 文部省令第十四号(明治三十三年「法令全書」所収)
- (12) 山本、前掲論文
- (13) 『明治以降教育制度発達史』第三卷(龍吟社、一九九七年) 一〇五頁(14) 井上久雄『増補「学制論考」』(風間書房、一九九二年) 三〇〇～三二七頁
- (15) 『明治文化資料叢書』第八卷教育編(風間書房、一九六二年) 五一～六五頁
- (16) 『明治以降教育制度発達史』第二卷(龍吟社、一九九七年) 一四一～一四九頁
- (17) 井上、前掲書 三二七頁
- (18) 同 三二二頁
- (19) 『明治文化資料叢書』第八卷教育編 七五頁
- (20) 天野、前掲書 七頁
- (21) 『明治以降教育制度発達史』第一卷 一四九～一五四頁
- (22) 齊藤、前掲書 六六頁
- (23) 『文部省第六年報』(官文堂書店、一九六六年) 四二頁
- (24) 明治十四年「法令全書」所収
- (25) 同
- (26) 秋田県公文書館には「文部省日誌」全一九二号の内、一七九号分が保存されている。
- (27) 『国史大辞典』第四卷(吉川弘文館、一九八四年) 二六三頁
- (28) 明治十四年「法令全書」所収
- (29) 同
- (30) 齊藤、前掲書 六一～六五頁 齊藤氏は、比較試験を「選抜や褒賞を目的として成績の優劣そのものを競わせる試験」に区分し、競争試験の最たるものとしている。
- (31) 天野、前掲書 九〇頁、齊藤、前掲書 一七〇～一七二頁
- (32) 天野正輝、前掲論文
- (33) 文部省番外(九月八日)(明治五年「法令全書」所収)
- (34) 文部省第七十六号(明治六年「法令全書」所収)
- (35) 『秋田県教育史』第一卷資料編一(秋田県教育委員会、一九八二年) 二八六番
- (36) 同 二八七番
- (37) 同 二八八番
- (38) 明治九年「本県達書留」所収
- (39) 太平学校は秋田県師範学校の前身である。
- (40) 乙第二百二十三番(明治十一年「本県達書留」所収)
- (41) 乙第二百二十三番(明治九年「本県達書留」所収)、乙第九百九十五番(明治十年「本県達書留」所収)、乙第八百八番(明治十一年「本県達書留」所収)
- (42) 明治十一年「第一課学務掛事務簿」教員生徒進退之部五番
- (43) 拙稿「明治十一年の比較試験法成立に関する若干の史料」(秋田県公文書館『研究紀要』創刊号 一九九五年)

- (41) 明治十二年『文部省第七年報』(宣文堂書店、一九六六年) 二二七頁
- (42) 拙稿「明治十二年の比較試験法改正について」(秋田県公文書館『研究紀要』第二号 一九九六年)
- (43) 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部三番
- (44) 明治十五年「教育課学務掛事務簿」学事之部三番、『秋田県教育史』第七卷年表統計編(秋田県教育委員会 一九八六年)
- (45) 文部省に認可された教則や試験規則は、修正等の但書が付けられた場合でも「文部省日誌」に掲載されている。然るに、秋田県の「小学校教則并試験規則」は、明治十五年刊行分の「文部省日誌」に掲載されていない。理由は不明である。
- (46) 明治十五年「本県達留」所収
- (47) 明治十五年『文部省第十年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 五一二頁
- (48) 明治十五年「本県布達留」所収
- (49) 同
- (50) 明治十五年「本県達留」所収
- (51) 明治十五年「本県布達留」所収
- (52) 同
- (53) 明治十五年「本県達留」所収
- (54) 同
- (55) 明治十五年「官省上中指令書留」、「文部省日誌」第四十五号、この規則は七月十五日に文部省の認可を受けたが、秋田県の布達集の中には発見出来ない。
- (56) 『秋田県教育史』第五卷通史編一(秋田県教育委員会、一九八五年) 四三〇頁
- (57) 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部二番
- (58) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部壹番
- (59) 明治十六年「本県達留」二所収
- (60) 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部二番
- (61) 同
- (62) 同
- (63) 明治十六年『文部省第十一年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 四五七頁
- (64) 天野正輝、前掲論文、天野氏は明治十五年の『文部省第十年報』より、「教則ハ完全無瑕ナリト雖モ試業法宜シキヲ得サルトキハ為メニ生徒ノ学力ヲ達成セシムル能ハス」を引用している。
- (65) 明治十四年『文部省第九年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 四三四頁
- (66) 明治十四年「教育課学務掛事務簿」学事之部全
- (67) 乙第七十四号(明治十四年「本県達留」所収)
- (68) 明治十四年『文部省第九年報』二冊 四三五頁
- (69) 明治十一年「教育課学務掛事務簿」教員以下進退之部一番
- (70) 同
- (71) 明治十五年「本県達留」所収

(公文書課主任 しばた ともあき)

# 古文書課所蔵の絵図史料について

佐藤 隆

はじめに

- 一 古文書課における史料整理の現状と再整理の方針について
- 二 古文書課における目録刊行事業について
- 三 絵図目録の作成過程と凡例について
- 四 古文書課所蔵の絵図史料の概要について  
おわりに

はじめに

秋田県公文書館は、県庁・県立図書館・県立博物館の三機関から史料の移管を受け発足したが、県庁移管史料を廃藩置県の明治四年（一八七二）を境に分割し、秋田県発足以降を公文書課の所管とし、古文書課にはそれ以前の秋田藩時代の県庁旧蔵史料と、県立図書館旧蔵の秋田藩関係史料（いわゆる佐竹文庫及び郷土資料の主なもの等）及び個人文庫、県立博物館旧蔵の個人の私家史料の大半が一括

して納められた。

藩政期・明治期を取り混ぜ、様々な機関から様々な史料が集められたため、未だ史料全体の整理ができていない。当課の史料整理については研究紀要の創刊号以来いわれ続けていることであり、屋上屋を重ねるくらいはあるが、当面の最大の課題であるため、本稿でもまずその点について、絵図目録刊行に関連してまとめておきたい。

## 一 古文書課における史料整理の現状と

### 再整理の方針について

当館開館にあたり、秋田県内の県機関が所蔵する秋田藩関係の史料は、ほとんどが移管され一括管理されることとなった。県外には千秋文庫（佐竹宗家）・国立史料館（佐竹南家）をはじめとして、まだかなりの史料があると思われるが、そちらは現在調査中である。いずれは当館所蔵史料との関連を明らかにしていく必要があると思

われるが、現在のところ、当館に移管された史料群の構造分析が急務の課題となっている。

所蔵史料の再整理の課題については、すでに当館研究紀要創刊号で菊池保男氏（現秋田南高校教諭）が触れているところであり、その後第四号に至るまで伊藤勝美氏（現秋田北高校教諭）も毎回主張してきたところである。

特に問題となるのは、秋田藩関係の史料群の機能的位置づけであり、その前提として、図書館の分類によって完全に原秩序が破壊された部分の復元である。そのための一つの方針として菊池氏は、図書館移管史料の郷土資料とくに「混架資料」と呼ばれる雑多な史料群の点検が必要であるとし、さらに伊藤氏は、出所原則に基づく史料の伝来過程の解明が不可欠であるとしている。

また、菊池氏は史料の再整理の前提として、次の三点の解明をあげている。

①藩政期に、どのような文書が、どの役所で作成され、どのような保管・管理されたか。

②廃藩置県後、佐竹氏からの文書の引継は何を基準にして行われ、どのような性格の文書が、県に移管されたか。

③廃藩置県後の佐竹家の文書管理は、どのようにして行われたか。これらの視点は、いわゆる史料管理史の分野であり、同時に県立図書館をはじめとする前所蔵機関における文書の整理過程の究明を必要とする。

ちなみに県立図書館における当館移管史料の受入整理状況を年代を追って見てみると、表1のようになっている。この他に、県庁からの貸出によるものや、古書店から様々に購入した分に含まれたものなどがある。

例えば、佐竹文庫の北家史料（整理記号AK）として整理されている史料群は、まず角館北家の当主から譲渡された分に、後に古書店から購入した中に含まれていたものを追加して、現在の形に整理された。すべて十進分類法で整理されたため、元の秩序はわからない。

明治三十年代から長い年月を経て順次収蔵されていったものが、独自の基準（十進分類法と郷土資料分類基準）で再編成されたのである。これらの再整理過程を明らかにすることは、不可能に近い。

重要なことは、どのように現在の分類ができあがったかではなく、あくまでも元の秩序はどうであったかを明らかにすること、すなわち菊池氏のいうところの前提①である。少なくとも秋田藩における文書管理史を解明することが、秋田藩関係の史料群の構造分析の手掛かりとなるであろう。それが、史料再整理の重要なポイントとなることは、開館以来言われ続けてきた通りである。

しかし、現状を考えると、その点の解明なくして目録作成ができないのであるとすれば、現在の人員配置・仕事量から見て、

表1 県立図書館における当館移管史料の受入・整理過程

明治35	秋田に関する図書収集費500円を計上し、「菅江真澄遊覧記」、「久保田領郡邑記」、「作例類語」などを個人蔵書家の篤志により収集
36	佐藤信淵の直筆著書を東京織田完之氏より購入 → 郷土資料一括購入のはじめ、「弥高文庫」
40	根本通明遺愛の漢籍等貴重書2,557冊購入
42	平田篤胤直筆著書81冊購入（東京・平田家）→「平田文庫」
昭和10	宇都宮市樋口家から秋田藩家蔵文書写本40冊寄贈→家蔵文書「樋口本」
昭和20	東山太三郎氏蔵書・稿本類6,171点寄贈（東山藤悦氏）→「東山文庫」
26	佐竹元侯爵家の記録類5,797点譲渡→「佐竹文庫（AS）」
〃	元大館佐竹家当主佐竹義燿氏、家蔵の文書1,394点寄贈→「同（AO）」
27	角館町佐竹敬次郎氏から旧蔵文書866点譲渡→「同（AK）」
29	※郷土資料分類基準→佐竹文庫の整理開始
33	横手城代戸村家旧蔵文書3,471点譲渡→「戸村文庫」
35	山本郡ニッ井町田口忠降氏、同菊池保太郎氏、同秋林雄左衛門氏から各家の旧蔵文書記録寄託→「菊池文庫」「田口文庫」「秋林文庫」
36	狩野義徳氏から旧蔵書175部810冊寄贈→「狩野文庫」
38	秋田市上川口の加賀谷家から旧蔵文書2,409点寄贈→「加賀谷家文書」
42	秋田市児玉栄一郎氏から先代庄太郎氏蔵書661冊寄贈→「児玉文庫」
46	仙台市鈴木保氏から石井忠行家文書23点寄贈→「石井忠行文書」
47	秋田市故湊貞輔氏の子息湊貞之氏から同家の文書類1,197点寄託→「湊文書」
〃	長岐エイ子氏から長岐家旧蔵文書1,529点寄託→「長岐文書」
48	※未整理文書類2,508点を整理→「落穂文庫」
49	雄勝町安東季明氏から同家文書90点寄贈、37点委託→「安東文書」
〃	秋田市大窪キヨ氏から同家文書37点寄贈→「大窪文書」
50	秋田市山崎抱一氏から父真一郎氏愛蔵書及び稿本1,250点寄贈→「山崎文庫」
51	渡部正治氏から渡部斧松家蔵の文書7,427点寄贈→「渡部斧松文書」
52	※一般郷土資料に元禄家伝文書2,495点を混架して整理
53	秋田藩家老疋田家の子孫から家蔵の古文書約80点寄贈

※は史料整理に関する記述

表2 古文書課全体業務の中での史料整理の位置づけ

〈全体業務図〉	
1 史料の整理・保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整理 → ※</li> <li>②装備（酸性紙表紙の取り外し、中性紙封筒・保存箱及び中性紙段ボール箱への収納・配架）</li> <li>③史料状態調査・修復（リーフキャスト）</li> <li>④複製化             <ul style="list-style-type: none"> <li>絵図 → ダイレクトプリント</li> <li>文書 → マイクロ撮影、写真帳作成</li> </ul> </li> </ul>
2 史料の翻刻・刊行	<ul style="list-style-type: none"> <li>①翻刻 「北家御日記」の翻刻</li> <li>②刊行             <ul style="list-style-type: none"> <li>「洪江和光日記」の校正・刊行（年2巻）</li> <li>冊子体目録の発行（年1冊）</li> </ul> </li> </ul>
3 史料の利用・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者サービス             <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンター業務</li> <li>レファレンス業務</li> </ul> </li> <li>②普及             <ul style="list-style-type: none"> <li>「館だより」の発行（年2回）</li> <li>企画展示（年1回）</li> <li>古文書解読講座の実施</li> <li>県内の各種講座への講師派遣</li> </ul> </li> </ul>
4 史料の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内史料保存機関との連絡調整（協議会の実施）</li> <li>②史料所在調査             <ul style="list-style-type: none"> <li>県内（年10市町村）</li> <li>県外（年1～2ヶ所）</li> </ul> </li> <li>③研究紀要の発行（年1回）</li> </ul>
-----	
※史料整理作業 全体図	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 移管史料の総合目録作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)各種整理作業の促進                 <ul style="list-style-type: none"> <li>史料の確認</li> <li>史料名の適正化</li> <li>請求記号の補正</li> </ul> </li> <li>(2)目録編成の全体計画と内容の立案・検討・試行</li> <li>(3)仮目録の作成作業</li> <li>(4)冊子体目録の刊行計画と刊行準備</li> </ul> </li> <li>II 寄贈史料の整理・目録作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)寄贈史料の荒仕分けと一次整理</li> <li>(2)目録編成の計画立案・内容検討</li> <li>(3)仮目録の作成作業</li> </ul> </li> </ul>

古文書課の職員は、課長以下四名である。現在の古文書課業務全体の中での史料整理の位置づけについては、表2の古文書課全体業務図を参照していただきたい。全体業務の中で史料整理に割ける時間が甚だしく少ないことがわかりただけであろう。

全体業務中かなりの時間を費消するのは、カウンター業務と「波江和光日記」の校正作業である。

前者は、四名のローテーションで、四日に一度の担当となる。開館時間の関係で、平日担当の二度に一度は午後七時までの勤務となる。また、土日も開館であるため、二週に一度は休日勤務がある。概して全業務の内四分の一はカウンター業務となっている。

また後者については、年二巻発行で一卷約九〇〇ページ（原本の丁数では一ページ二丁として約一・八〇〇丁）であるため、一人あたり四五〇ページ分（原本九〇〇丁分）の校正を担当する計算になる。校正は三校まで担当者を変えて行うので、全員がほぼ全部を校正する形となる。単なる印刷物の校正とは違い、翻刻史料の校正であるため、どの段階の校正でも原本との照合が必要となる。感覚的には全体業務の過半をこの作業が占めていると言ってよいかもしくない。

ちなみに年二巻発行は昨年度からであり、職員五名体制の時に開始されたが、今年度より職員一名減員となり、業務中に占める校正作業の割合は確実に高まっている。

さらに今年度は課毎に隔年で実施する企画展示の担当年にあつた

ており、年度前半はその準備に追われた。

言い訳めくが、全体業務の四分の一以下の時間とエネルギーで、カウンター勤務・校正作業・企画展示以外の残りの業務すべてをこなさねばならないのが現状である。文書館の主要業務である史料整理は遅々として進まない。

史料整理とはいっても、その業務をまとめてみると、表2下図のように多岐にわたる内容となる。これらの内容を少しずつでも進めていくためには、いわゆる段階的整理が求められるであろう。その一案として、表3-1のようなやり方を掲げておいた。

以下、段階的整理については目録刊行と関連して、次章で述べる。

## 二 古文書課における目録刊行事業について

現在の目録（仮）は、旧所蔵機関のものをそのまま使っているため、図書館旧蔵史料の十進分類法と、県庁・博物館旧蔵史料の通し番号（原秩序を示したものではない）との不統一性が甚だしく、ともに史料の機能を反映させたものとはいえない。これらを再整理していく上で、特に必要とされるのは、前章でも述べたように藩の機構（職制）の解明である。

これまで秋田藩の職制については、藩政初期の段階の一部が示されているにすぎず、時代推移に伴う職制の変遷の全容は全く明らかにされていない。これは歴史研究の進展に俟つことが大きく、藩政

表3 史料整理年次計画（案）について

I 古文書課の収蔵史料の段階的整理

第1段階：	旧蔵史料日録の点検
↓	→ 史料一点ずつの確認作業
第2段階：	仮目録の作成
↓	→ 旧蔵機関における整理過程の点検
第3段階：	史料群ごとの目録の作成（刊行）
↓	→ 秋田藩の職制・藩政史料の伝来過程の解明
第4段階：	総目録の作成（刊行）

II 仮目録作成計画案 → H14までに公開分、未整理分とも終了する

	公 開 分	未 整 理 分
～H9	図書館移管分 (佐竹、戸村、岡、狩野)	加賀谷家文書
H10	博物館移管分、県庁移管分	吉成家文書
H11	図書館移管分つづき (文庫：東山、山崎～)	開館後受入分 (児玉、鎌田ほか)
H12	図書館移管分つづき（文庫つづき）	伊沢家文書
H13	” （郷土資料=A記号）	↓
H14	” （混架資料）	〈目録刊行〉

※文庫は全部で残り18 → これを2年計画で整理する

郷土資料、混架資料 → 史料群としての位置づけが問題となるため  
1年ずつ整理期間をとる

III 冊子体目録の刊行

(既刊分)

H7.3	第1集「加賀谷家文書目録」 → 未整理史料群の1次整理段階での史料1件毎の目録
H9.3	第2集「秋田藩家蔵文書目録」 → すでに知られている史料群の2次整理段階での文書1点毎の目録
H11.3	第3集「絵図目録」 → 所蔵史料の全体の中からテーマに基づいて抜き出した主題別目録

史料の構造分析の前提を欠いているといわざるを得ない。また、史料の伝来過程の解明にとどまらず、藩の歴史編纂機関である史館等の役割とそこでの史料管理の方法の解明、すなわち秋田藩における文書管理史の解明が必要となるであろう。

どこまで文書館の仕事として妥当であるのか、疑問な点は多々あるが、それらの前提をクリアした上での史料群の構造分析となると現在の状況からすると一つのことになるのか見当もつかない。一方で日々の利用者を抱えている現状からすると、利用者の便宜を考えていかなねばならない。そのような二律背反的な状況を踏まえて、どのような目録作成ができるのかを考えていく必要があるだろう。

目録には整理の段階に応じていろいろなものがあり、最終的には館蔵史料全体の総合目録（総目録、ガイド）の作成が目標である。しかし、現在当面の課題としては、仮目録の作成と年一回発行予定の冊子体目録の刊行である。

仮目録作成の現状は、ほんの一部に手が着いたままであり（図書館旧蔵の二八文庫中四文庫、佐竹文庫・戸村文庫・岡文庫・狩野文庫のみ）、今後は表3―IIのような計画案での作成を考えている。

また、当館における冊子体目録は、所蔵古文書目録として現在二冊が刊行されているのみである。年一冊刊行予定が、実際には二年に一冊のペースとなってしまう（表3―III参照）。

刊行済みの目録は、第一集は図書館から未整理のまま移管された加賀谷家文書の目録（H7・3）、第二集は秋田藩が採集した県内

唯一の中世史料である秋田藩家蔵文書の目録（H9・3）である。

今後は利用の頻度・便宜を優先させて、第三集で絵図目録の刊行（H11・3）に向けて準備しているところである。

第三集までの冊子体目録を見てみると、目録の段階がすべて違っている（表3―III参照）。

しかし、今後の目録刊行を考えると、現在のように利用の便のみを優先させて、様々な段階での目録を混在させている状況では、最終的な目録である総目録完成へのプロセスを踏んでいるとはいえない。きちんとした史料整理計画を踏まえた目録作成作業が必要となるであろう。

### 三 絵図目録の作成過程と凡例について

絵図はその地域の人々にとっての身近な歴史情報を一目で見せてくれるものであり、閲覧請求の多い史料の一つである。また、絵図は歴史学の分野においても、文字には含まれない様々な歴史情報を包含する史料として近年とみに注目されてきている。

一方、絵図は大型のものが多く、一般の閲覧に適さない面があり、その情報は実際に見ないとわからないため、折り畳まれた状態のもの、その折り目の劣化が甚だしい。そのため、実際に開かなくともわかる程度の情報を盛り込んだ目録づくりが必要となる。

古文書課所蔵の絵図は、県庁移管史料のうち絵図類は明治四年以

降のものを含めて県Cとして一括整理されており、保管されていた順番に通し番号がつけられているが、全体として内容に統一性がある訳ではない。また、図書館移管史料では十進分類法に基づいているため、地誌や地図や地域ごとの分類などそれぞれに分類されていたり、また個人文庫のものは別分類となっていたりして、絵図としての統一性はない。さらに、博物館移管史料は家分けの通し番号であり、絵図はその中に入っているため、その全体像は明らかではない。

したがって、絵図目録をまとめることは利用者の便宜だけでなく、史料管理の上からもきわめて意義の高いものと考えられる。特に秋田藩における絵図作成の歴史的意義、秋田県内各地域の歴史的段階での地誌的状况を知るための材料の提供という意味を持つと考えられる。

絵図の整理のためには、まず絵図とは何かという検討が前提となる。絵に描かれた図であればすべて含まれるとなると、いたずら書きのような意味不明のものまで含まれてしまう。また、手書きではなく木版や印刷のもの扱い、道中記のような部分的なもの、描線のみを図の場合はどうするかという問題もある。

また、絵図のみでは、場所が特定できないもの、史料名が特定できないもの、年代が不明なものも多く、どこまでの情報を目録に反映させるかという問題もある。絵図の持つ機能すなわち作成の目的、作成者、作成の意義づけ等がどこまでわかるかという点も重要である。

論点となるであろう。

ちなみに絵図の定義は、広辞苑によると次のようになっている。

絵図（えず）…①絵。画像 ②家屋・土地などの平面図

この解釈では、時代や描かれている内容によらず、画像史料はすべて含まれることになる。

また、平凡社の日本史大事典では次のように解説している（執筆者・黒田日出男）。

絵図（えず）…近代以前の地図の一般的呼称。

とあり、時代を限定した地図すべてと考えればよいようであるが、それに続いて「多種多様な地図類を緩やかに包含している用語であり、従来、明確な定義がなされているわけではない」と解説されており、右記の定義も必ずしも決まったものではないことになる。

さらに日本史大事典では、次の竹内理三氏の分類案を示している。

- ① 政治絵図
  - a 国絵図
  - b 田図
  - c 荘園絵図
- ② 案内図・道中図
  - a 日本図
  - b 辺境図
  - c 町・村絵図
  - d 名所絵図
  - e 街道図
- ③ 信仰絵図
  - a 境内図
  - b 宮曼荼羅図
  - c 社寺参詣曼荼羅
- ④ 設計・見取絵図
  - a 設計・目論見図
  - b 城郭図

また、川村博忠氏は、絵図は「あくまで絵画的手法によって地物を表現した地図であって、古絵図の同義語ではなく、より限定的にとらえており、一方等を指す、他方を指す、という区別を必要とする」と述べている。

を示している。しかし、時間的制約から、一点ずつの絵図について、ここまで踏み込んだとらえ方はできなかった。

一方、金田章裕氏は、「近世以前の地図類を指して絵図と総称することが多」く、「絵図の語と古絵図の語がほぼ同義に使用されている」として、絵図を彩色画とする定義（竹内理三）や、絵図を「絵師が描いた絵画的な表現を交えた」図として限定的に把握する見方（吉田敏広）を紹介し、「絵図という用語を包括的呼称として用いるのは不適当」とした。

すなわち、絵図の定義については定説がなく、対象時代が近世以前という点のみ共通しており、とりあえずは「印刷を含む近世以前の地図類の総称」と考えてよからうと思われる。

これらを踏まえて、まず絵図の概念を幅広くとらえ、近世以前に限定すると過半数以上の絵図が漏れるため時代を限定せず、その数を確定する作業から始めた。

当館所蔵の絵図は、一・五〇〇点あるいは二・〇〇〇点といわれ、その実数すら明らかでなかった。たしかに、前所蔵機関ですらそれぞれの数を把握していなかったのであるから致し方なかったといえるが、そのためにはまずその数の確定の作業が手始めとなる。

史料名に「〜絵図」あるいは「〜図」としているものだけでは、すべてを網羅したことにならない。例えば、収蔵史料五〇、八九六点中、「絵図」という語が史料名にあるのは一、一七五点にすぎず、「図」という一字のみでは実に四、五五〇点が検索されてしまう。

しかも、絵図とも図とも史料名にない絵図があるため、結局はすべての史料を点検し直すということになった。後の検討の際の材料とするため、絵図と思われる史料はすべて写真撮影した（これらの写真は、レファレンスの際に今後利用が可能であり、どのような絵図かを知りたいときにはカウンターに申し出てもらえれば、写真による検索ができる）。この作業に昨年度一年間を要した。

今年度に入って、一点ずつの検討を加え、①道中記を含め単なる線画であっても絵図と思われるものはすべて含むこと、②明治期以降のものも含めること、③木版のみならず印刷のものも含めること、④簿冊に挟まれた絵図も極力一点ずつ採ること、等を基準として目録登録絵図史料を確定していった。

その結果、最終的に「図」の語が史料名につかない史料一〇九点を含め、二、六五〇点が絵図目録に掲載されることに確定した。収蔵史料五万点余の五%を占めることになる。

なお、藩に提出されたものは地元で控として残されている場合が多く、県内各地には藩政期の絵図がかなりの数が存すると思われるが、その実態は不明である。

以下、今春刊行予定の絵図目録の整理上の問題点について触れる。絵図に含まれる情報は、実際に見てみないと分からない訳であるが、整理上の要点としては、次の点をあげた。

- |           |           |         |
|-----------|-----------|---------|
| 1 史料名     | 2 年代      | 3 地域    |
| 4 内容による分類 | 5 大きさ（寸法） | 6 彩色の有無 |

- 7 原本・印刷の別
  - 8 表題・端裏書・裏書など
  - 9 現状・状態
  - 10 複製の有無
  - 11 その他特記事項
- これらの項目に基づいて、一点ずつの絵図を点検し、データを集めた。

これをもとに、目録では所蔵絵図をまず、それぞれを県全体、現在の郡ごと、その他に分けて分類した。二つ以上の地域にまたがる場合は、それぞれの地域に重出させることにした（重出点数は三八点）。地域分類項目は次の十七項目である。

- 1 秋田県全域
- 2 鹿角地域
- 3 大館・北秋地域
- 4 能代・山本地域
- 5 男鹿・南秋地域
- 6 秋田・河辺地域
- 7 本荘・由利地域
- 8 大曲・仙北地域
- 9 横手・平鹿地域
- 10 湯沢・雄勝地域
- 11 日本全土
- 12 北海道・北方領土
- 13 東北地域
- 14 関東地域
- 15 その他（中部以西を含む）
- 16 六十余州切絵図
- 17 地域なし・不明

次に、それぞれの地域別を、年代別に大きく藩政期と明治期以降に分けた。さらに絵図に描かれている内容によって、分類項目を設けた。内容による分類は以下の十二分類とした。

- 1 地域図（いわゆる地図、国絵図・縁絵図を含む）
- 2 地籍図等（沽券地図など地租改正に関連して明治初年につくられた絵図類）
- 3 戊辰戦争関係絵図
- 4 城図
- 5 合戦図・陣立図
- 6 建物平面図
- 7 社地平面図
- 8 鉱山図

- 9 境界図
- 10 山林図・官林図等
- 11 その他（1～10にあてはまらないもの、座敷図・祭礼図・刀剣図・旗図・箆筒図など）
- 12 不明（内容がよくわからず分類できないもの）

ちなみに、川村氏は、地図の種類として、トポグラフィック・マップ（地形図）またはコログラフィック・マップ（地誌図）、市街図・屋敷割などのプラン（平面図）、一筆ごとの土地割を図示したカダストラル・マップ（地籍図）などがあり、さらに地形図には一般図と主題図の区別がある、と紹介している。その分類によれば、上記の内容分類の1は地形図の一般図、2はカダストラル・マップ、4・6・7・8がプラン、その他は一般図の主題図と分けることができるよう。

また、金田氏は、古絵図の機能と表現対象について、次のように分類している。表現対象を世界・国・小地域の三つのスケールに分け、世界には世界図・アジア図、国には日本図・国絵図・郡図、小地域は細かく土地把握と施設・都市把握に分け、さらに前者を個別対象(①)と領域対象(②)、後者を位置・配置(③)と都市(④)に分け、それぞれに順に①検地図、②所領図、村絵図・山絵図、相論絵図、境図、③内裏図・屋敷図・城郭図・参詣図、道中図・航路図・川絵図・用水図、④市街実測図、都市図(城下絵図・町絵図)という例を挙げている。

世界は地域分類の15、国は地域分類の1・11・16、小地域つ1は

地域分類の2・10、②は内容分類の8・10、③は内容分類の4・6・7、④は地域分類の各地域の中に入れた。内容分類の3・5・11が金田氏の表現対象には含まれていない。

#### 四 古文書課所蔵の絵図史料の概要について

絵図目録所収の地域別及び年代別の内訳数は、表4の通りとなっている。

地域別の内訳を見ると、県内が二・二〇七で八二・一％、県外が四八一で一七・九％となっている。圧倒的に県内分が多いが、この他に江戸藩邸保管分（現在所在不明）や佐竹宗家保管分（現在千秋文庫所蔵）を考慮する必要がある。

時代別の内訳は、藩政期が四〇％、明治期以降が六〇％である。

藩政期の絵図で年代がわかるものは三〇三点である（藩政期絵図一・〇五八点中二九％）。それらの絵図を年代別にすると、表5のようになっている。表からは次の三点がいえると思われる。

①元和から慶応まで満遍なく江戸期の全年代で作成されている。  
②元禄、享保、寛政の三年代が三〇以上となっており、他年代よりかなり多くなっている。

③江戸後期特に幕末期は、各年代とも一〇以上作成されている。

（文化以降、万延を除く）

全体の三割弱からのみでは明確にいえぬ部分もあり、年代不明

のものを一点でも多く年代を確定し、さらにその年代ごとの内容に踏み込めば、年代ごとの絵図作成の意図や時代相が見えてくるかもしれないが、今回はそこまでできなかった。秋田藩における絵図作成についての今後の研究成果を俟ちたいと思う。

内容別の内訳は、地域図三〇・三％、地籍図等四〇・八％で、この二項目で七一・一％となっている。他に建物平面図七・三％、社地平面図六・九％で、前記項目と併せて四項目で八五・三％を占める。特に明治期以降の内、地籍図関係が三分の二（六八％）を占めている。

また、道中記は七点を採用し、地域別は江戸道中であれば関東地域に、内容別ではその他に分類した。道中図・道程図は前章で述べたとおり、絵図の分類として一応認められている。

内容別に分類するとはいえず、すべての主題を網羅しているわけではないので、次のような点に注意してもらいたい。

例えば城図は内容の一つとして別枠にしたが、城下絵図は地域図として分類しているの、まとまてはいない。城下絵図は、秋田一八、大館四、横手二の計二四である（表6参照）。これらは特にまとまてはいないが、該当する地域の藩政期の地域図のかたまりから見つけることができる。他の場合も同様に、内容分類は便宜的なものと考えて、内容にとらわれず、まず地域で探してもらいたい。次に現状別の内訳を見ると、軸装は二〇九、簿冊は七六、巻物は二七で、それ以外いわゆる一紙物が二・三三八となっている。

表4 絵図目録内訳

※総数2,650（地域別では重出38あり）

○地域別内訳

地域／年代	藩政期	明治期以降	計	%
1 秋田県	111	34	145	5.4
2 鹿角	11	238	249	9.1
3 大館・北秋	82	112	194	7.2
4 能代・山本	66	45	111	4.1
5 男鹿・南秋	51	399	450	16.7
6 秋田・河辺	151	299	450	16.7
7 本荘・由利	48	107	155	5.8
8 大曲・仙北	94	66	160	6.0
9 横手・平鹿	47	102	149	5.6
10 湯沢・雄勝	19	123	142	5.3
11 日本全土	1	9	10	0.4
12 北海道・北方領土	52	1	53	2.0
13 東北	23	16	39	1.5
14 関東	136	19	155	5.7
15 その他	66	15	81	3.1
16 六十余州切絵図	69	0	69	2.6
17 地域なし・不明	59	17	76	2.8
	1086	1602	2688	

○分類別内訳

分類／年代	藩政期	明治期以降	計	%
① 地域図	688	115	803	30.3
② 地籍図等	0	1081	1081	40.8
③ 戊辰戦争関係	0	29	29	1.1
④ 城図	72	8	80	3.0
⑤ 合戦図・陣立図	23	0	23	0.9
⑥ 建物平面図	135	58	193	7.3
⑦ 社地平面図	22	160	182	6.9
⑧ 鉱山図	5	62	67	2.5
⑨ 境界図	0	25	25	0.9
⑩ 山林図・官林図等	32	11	43	1.6
⑪ その他	70	34	104	3.9
⑫ 不明	11	9	20	0.8
	1058	1592	2650	

表5 藩政期絵図の年代別内訳（年代のわかる303点中）

慶長	0	延宝	9	延享	2	文政	10
元和	5	天和	3	寛延	1	天保	17
寛永	0	貞享	7	宝暦	5	弘化	10
正保	3	元禄	42	明和	2	嘉永	13
慶安	0	宝永	7	安永	2	安政	18
承応	3	正徳	3	天明	3	万延	0
明暦	1	享保	35	寛政	35	文久	15
万治	1	元文	4	享和	1	元治	6
寛文	12	寛保	3	文化	19	慶応	10

註) 2つ以上の元号にまたがるため、次の元号には重出がある。

正徳（元文との重複）、享保（文化との重複）、宝暦（明治との重複）、  
寛政（文化との重複2）、文化（享保との重複、寛政との重複2）

表6 城下絵図一覧

秋田城下絵図 (18)	A 214.5-31	地 13	県 C-179	県 C-601 県 C-607 (2枚)
	A 290-82	県 C-165	県 C-427	
	A 291.5-36	県 C-168	県 C-428	
	A 291.5-36-1	県 C-176	県 C-599	
	A 291.5-37	県 C-178	県 C-600	
大館城下絵図 (4)	県 C-189	県 C-193		
	県 C-191	県 C-195-2		
横手城下絵図 (2)	地 5			
	県 C-23			

表7 地籍図等の分類中の地域別内訳（1081点中）

鹿角地域	77	本荘・由利地域	86
大館・北秋地域	70	大曲・仙北地域	32
能代・山本地域	29	横手・平鹿地域	94
男鹿・南秋地域	386	湯沢・雄勝地域	106
秋田・河辺地域	195	不明	6

一紙の絵図は小さい物を除けば折り畳まれており、中性紙の封筒に入れ、桐箆等の棚に入れて保管している。折り目の劣化は保管のままでも、閲覧のため開閉しても進むことになる。また、袋入りが六一六ある。彩色の状況は、彩色有りが二、一五〇、彩色がないものが五〇〇である。

原本・印刷の別でいうと、木版が一七、印刷が八二で計九九が印刷物である。近世絵図の特色の一つである版行絵図の多さはあまり見られない。版行絵図は、藩のような公的機関ではなく、むしろ個人所蔵に多く残されている可能性が高いためと思われる。

次に個別地域の問題に移る。  
藩政期の秋田県全域の絵図（一一二点）の内訳を見てみると次のようになる。

国絵図等	……………	六八	
うち	秋田領分（六郡絵図）	……………	二二
	由利郡を含む秋田県域（七郡絵図）	……………	四三
	山形を含む出羽国全域（十一郡絵図）	……………	二
国境絵図（縁絵図を含む）	……………	二八	
海岸絵図	……………	九	
その他（郡村絵図四、木山絵図二）	……………	六	

国絵図関係でも、由利郡を含んだ出羽国（秋田県分）全域図の方が多く、縁絵図などの国境絵図がそれに次ぐ。海岸絵図も一種の国境絵図といえるので、七郡絵図・国境絵図の双方が藩で大事に保存

されてきたことになる。秋田藩の行政にとって、藩領域の絵図よりも、その周辺や他藩を含む国全体の絵図の方が重要であったといえるであろう。

さらに地域別の特色として、秋田藩領ではなかった鹿角地域、由利地域の状況を見ておきたい。

鹿角地域は、藩政期のものはすべて大館地域との重出で、秋田藩作成の境界図・裁許絵図である。明治期以降は地籍図七七（三二%）、社地平面図一四〇（五九%）が中心で、廃藩置県後、秋田県がほとんど史料を持たなかった同地域の地籍と社寺について、細かく史料を集めた結果、県に絵図が大量に残された。鹿角地域の明治期以降の絵図は九六%が県庁旧蔵（県C）である。また、社地平面図の明治期以降の八八%は鹿角地域である。

由利地域は、藩政期の絵図が四八あり、秋田藩であった他地域と比べてもその数は少なくはない。しかし、その内容は、境界に関わる秋田藩の絵図、国絵図作成のため秋田藩に提出された絵図等であり、秋田藩内の他地域とは大きく異なっている。

地域別でも一つ特徴的なことは、男鹿・南秋地域の明治期以降の絵図が項目中最も多いという点である。その内容の内訳は、地籍図が三九九中二八六で、九七%を占める。旧蔵別では、渡部斧松文書六五、狩野文庫九一、加賀谷家文書八七、郷土資料（整理記号A二九〇）が一四四となっている。斧松・狩野・加賀谷の比率が他に比べて高く、南秋田郡の地籍図が様々な所蔵形態をとって残され、

最終的に図書館を経て当館に残されたものである。他地域にも同じぐらいの地籍図が残されていたと思われるが散逸し、県庁保管分（図書館の郷土資料分も含む）だけが残されたのである。

また、渡部斧松文書・加賀谷家文書の地籍関係は秋田・河辺地域にもあり、同地域の明治期以降の絵図は男鹿・南秋地域に次いで多い数となっている。

ちなみに地籍図等の地域別の内訳は、表7のようになっていて。逆に言うと、能代・山本地域と大曲・仙北地域の少なさが際だっているともいえる。

さらに、絵図の旧蔵の内訳についてまとめてみたのが、表8である。図書館移管分が六割、県庁移管分が四割となっており、博物館移管分は一％に満たない。県庁分は県庁保管段階で県Cとして絵図のみまとめられており、その段階で原秩序は失われている。図書館移管分では、そのうち郷土資料に四割が分類されている（これも原秩序は破壊されている）。一方、藩政史料の中心となる佐竹文庫の絵図は、移管分の絵図のうち一割にも満たない。

すでに、佐竹文庫中の宗家史料（整理記号AS）については、菊池保男氏により絵図類が非常に少ないと指摘されているところである。絵図目録所収分は九三点であり、その内訳は、地域図三、城図三、合戦図三、建物平面図七三、社地平面図二、その他九となっている。地域図は常州鴨辺村付近図、上野絵図二枚で秋田県のものではなく、菊池氏の指摘の通り、国絵図等の対幕用、町絵図・村絵図

等の藩内用の絵図は全くない。菊池氏は、維新後それらは県に移管されたものかと推定しているが、むしろ佐竹文庫の位置づけとして藩行政の史料を含まないものとすべきであり、藩政期から公私を分けた文書管理がなされた可能性も否定できない。

一般に佐竹文庫＝佐竹家史料＝佐竹藩政史料と考えてしまうが、佐竹藩政史料は佐竹文庫中になく、むしろ図書館移管史料中の郷土資料・混架資料および県庁移管史料に含まれていると考えざるべきではないか。再整理の視点として、逆に佐竹文庫中に藩政関係が含まれた経緯を考えることも必要ではないかとも思われる。

図書館によって各地域の地元資料が収集されて郷土資料と分類されたが、県庁からの貸出分も多く分類されている経緯（例えば梅津政景日記が郷土資料に分類されているなど）から考えて、県Cと郷土資料の絵図が元々の秋田藩の絵図という性格を持っている可能性が高い。

表9では、その二つの史料群の絵図の時代別・分類別内訳の概略を示しておいた。一点ずつの検討が必要かと思われるが、次の点を指摘するのみにとどめる。

- ①双方とも藩政期四割、明治期以降六割（全体の比率と一致）。
- ②全体の四割を占める地籍図の割合が双方で大きく違う。（郷土資料はそれより多く、県Cはかなり少ない）
- ③社地平面図が、郷土資料では極端に少なく、県Cではかなりの割合を占める。

表 8 絵図目録掲載絵図の旧蔵内訳

○図書館移管史料	1579	(59.6%)
郷土資料(A記号)	622	23.5%
加賀谷家文書	200	7.8%
東山文庫	172	6.5%
狩野文庫	161	6.1%
渡部斧松文書	156	5.9%
佐竹文庫	112 (宗家 93、西家 19)	4.2%
その他	156	5.9%
(落穂 : 54、混架 : 45、戸村 : 20、岡 : 13、 山崎 : 9、湊 : 8、長岐 : 3、菊池 : 3、秋林 : 1)		
○県庁移管史料	1048	(39.5%)
県C	1039	39.2%
その他	9 (県A : 8、県B : 1)	
○博物館移管史料	23	(0.9%)
(323 : 1、354 : 1、383 : 3、303 : 1、 388 : 5、382 : 10、354 : 2)		

表 9 旧蔵内訳中の時代別・分類別内訳

	郷土資料及び混架資料 総数667 (622+45)	県C 総数1039
時代別 藩政期	281 (42%)	413 (40%)
明治期以降	386 (58%)	626 (60%)
分類別 地域図	213 (32%)	412 (40%)
地籍図等	362 (54%)	277 (27%)
社地平面図	15 (2%)	148 (14%)
残り	77 (12%)	202 (19%)

総じて言えることは、時代別の特色は無いが、分類別の内訳には双方でかなりの違いが見られる、ということである。その要因を一つだけ上げると、郷土資料として地元から収集した分に地籍図が多く含まれ、県庁保管分には前述のように鹿角地域の社地絵図面が大量に含まれているためであろう。その他、絵図とはいえ史料群ごとの特色を精密に追っていくと、各史料群の位置づけが見えてくる面もあると思われる。

以下、紙幅の都合で、主な絵図の紹介をし、史料紹介に代えたい。

まず、絵図で県や市の指定文化財となっているのは十三点あり、表10のようになっている。

表10 文化財指定絵図一覧 (13点)

1	番号なし	出羽一国御絵図(正保国絵図)	
※S27県文化財指定、分割写真による写真帳あり			
2	県C-4	湯沢絵図	複製有
3	県C-6	院内一円之図	〃
4	県C-91	仙北郡刈和野一円之図	〃
5	県C-95	仙北郡角館絵図	〃
6	県C-119	檜山一円御絵図	〃
7	県C-190	大館絵図	〃
※以上6鋪「秋田領給人町絵図」としてS63県文化財指定			
8	県C-165	御城下絵図	
9	県C-599	御城下絵図	複製有
※以上1幅1鋪「久保田城下絵図」としてH1県文化財指定			
10	県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図	
11	県C-174	出羽国秋田郡久保田城絵図	
12	県C-175	出羽国秋田佐竹修理大夫居城絵図	
※以上1鋪2幅「久保田城下絵図」としてH3県文化財指定			
13	県C-164	外町屋敷間敷絵図	複製有
※以上1幅はH1秋田市文化財指定			

所蔵絵図中で最大のものは、「出羽一国御絵図」(番号なし、旧県庁目録では県C-16〇三)で、南北(縦)一三三・五cm×東西(横)五三・五cmの寸法である。正保四年(一六四七)、幕命によって秋田藩で作成された国絵図の一つで、「正保国絵図」といわれる。現秋田県・山形県全域の郡村名・村高・道路・領境・地勢などが記入され、当館所蔵の史料の中で最も早く県文化財に指定された。その大きさのため図書館所蔵時代もそうであったが、当館書庫に搬入された後も広げることが非常に困難な状況である。そのため現在、分割写真帳の閲覧で対応している。

次に国絵図・縁絵図・城下絵図・屋敷絵図の代表的なものをあげる(いずれも複製有り)。

まず国絵図は、「秋田領絵図」(県C-14七)である。享保十四年(一七二九)のもので、元の大きさが縦二八・二cm×横四三・八cmあるため、縦一一・二cm×横一九・〇cmに縮小して複製した。江戸時代中期の秋田藩領の様子が分かる。

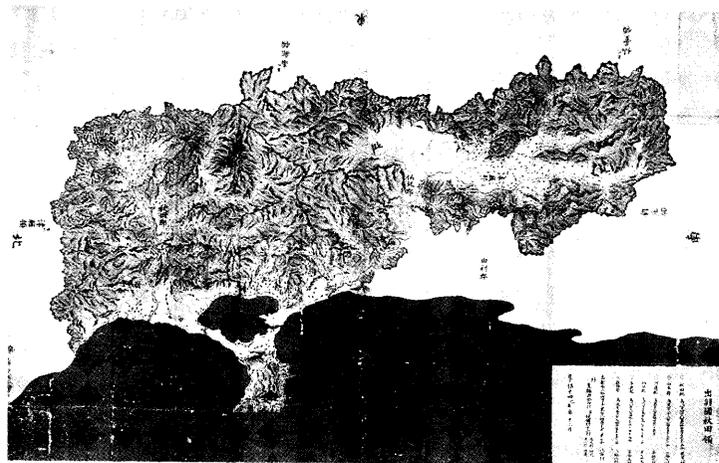


写真1 県C-147「秋田領絵図」  
(縦282cm×横438cm)

次に縁絵図として唯一複製化されている「仙台領秋田領縁絵図」(県C-348)である。元禄十三年(一七〇〇)の作成で、元禄国絵図作成に伴って仙台藩との境界を確認したものであり、仙台藩役人の印が捺され秋田藩に提出されたものである。この絵図には仙

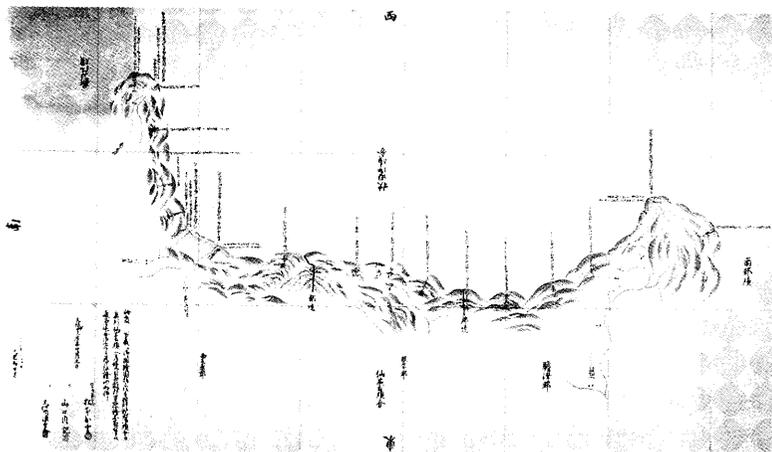


写真2 県C-348「仙台領秋田領縁絵図」  
(縦111cm×横199cm)

台領側からの境界が描かれているが、秋田藩からは秋田領側の境界を記して仙台藩に送っているはずである。白藩の控えや他藩と取り交わした正式の絵図など、元禄十三〜十四年にかけて、秋田藩の周開を取り囲む形で縁絵図が数多く残されている。

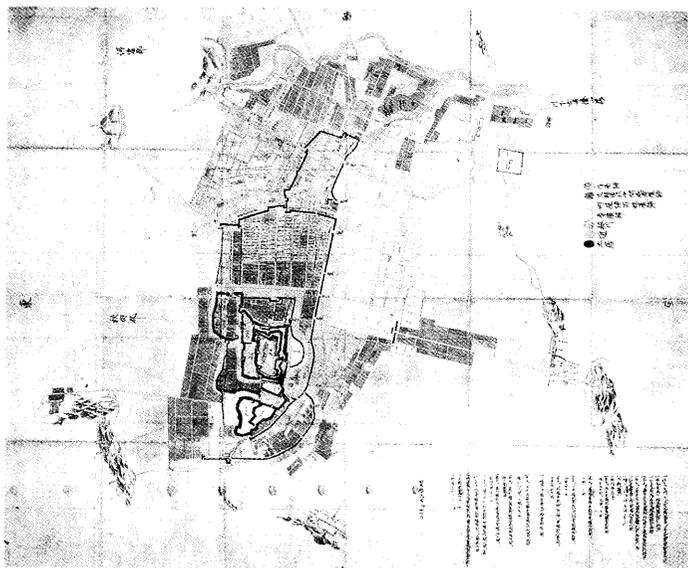


写真3 県C-599「御城下絵図」  
(縦221cm×横179cm)

次の城下絵図は「御城下絵図」(県C-599)で、宝暦九年(一七五九)の秋田城下絵図である。秋田城下絵図は五点が県文化財に指定されているが、他のものは大きいためこの絵図が今のところ唯一の複製物である。八代藩主義敦の襲封の際派遣された国日付に提出するため作成されたもので、同じ時期に「大館城下絵図」(県C-199)も作成された。

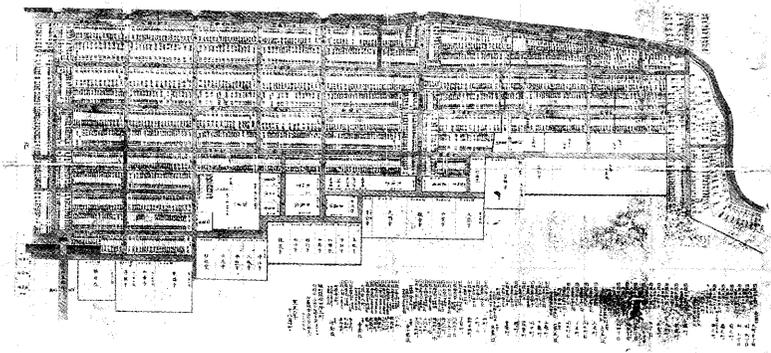


写真4 県C-164「外町屋敷間数絵図」  
(縦71cm×横145cm)

次は屋敷絵図として「外町屋敷間数絵図」(県C-164)を取り上げる。寛文三年(一六六三)のもので、秋田城下の町人町である外町の屋敷割や人名について書き上げたもので、秋田市の文化財に指定されている。

最後に絵図の複製化について触れておきたい。

絵図の複製はダイレクトプリント方式で行っている（業者委託）。予算の関係上、年一〇本程度しかできないため、平成十年度までで六〇本の複製化が終わったのみである。本数が少ないため、城下絵図・町絵図等閲覧頻度の高いもの、展示で使用するものを優先的に行ってきた。ただし、予算に限りがあり、大きなものは業者への搬送の問題等もあり（航空便の限界が三mまで）、一定の大きさ以内のものが中心となっていた。また、一・五m以上の場合は、閲覧や展示の便を考慮して、一・五m以内に縮小して複製化している（最大横一・八mまで）。詳しくはカウンターでお尋ねいただきたい。

今後は、予算のかさむ大きな絵図も複製化しつつ、残った予算で小さいものも含めてもう少し多めにできるように、デジタル撮影によるカラーコピー等の複製方法なども検討していきたい。

## おわりに

最後に絵図目録刊行の課題について触れておきたい。

今回の目録刊行の問題点としては、次の四点があげられる。

- ① 絵図の定義そのものの吟味が不十分であった。
- ② 絵図史料全部を網羅しているかどうか不明。
- ③ 目録の項目としての妥当性に欠ける（特に史料名の吟味）。
- ④ 他機関（特に県内）の絵図史料との関連が不明のまま。

これらの問題点は目録としてかなり致命的な欠陥といえるかもしれないが、現段階での一定の報告として意味のあることと考え、刊行することとした。

このようなテーマ別の目録は、いわゆる基本目録あるいは総目録（ガイド）の作成を経てつくられるものであり、所蔵史料全体の仮目録すらできていない段階での作成にはいろいろな問題を伴うであろうが、開館六年目を迎え、利用者の拡大も徐々に図られている現在、特に研究者の増加ではなく一般利用者、県内市町村史編纂担当者の利用の増加から見ても、まずそれらの人々への利用の便を図ることが急務と考えられる。しかし、史料保存機関の第一の業務である史料整理と目録作成の意義を問い直すことが今痛切に求められていることを、今一度肝に銘じつつ本稿を閉じたい。

## 〈参考文献〉

- 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院 一九八四
- 〃 『国絵図』吉川弘文館 一九九〇
- 〃 『近世絵図と測量術』古今書院 一九九二
- 杉本史子「国絵図」(岩波講座日本通史・第十二卷) 一九九九
- 金田章裕「絵図・地図と歴史学」(〃・別巻三) 一九九五

付記 本稿第一、三章は平成十年度史料管理学研修会(短期研修課程)提出レポートに大幅に加筆・訂正をしたものであり、本編である第四章を加えた。(古文書課専門員 さとう たかし)

# 公文書書庫収蔵資料の複製本作成について

桜庭文雄

はじめに

## 一 公文書課における複製本作成の概要

- 1 複製本の作成状況と利用状況
- 2 複製本の意義
- 3 当館での複製本の位置づけ
- 4 複製本作成の手順

## 二 複製本紹介

おわりに

はじめに

当館では平成九年度現在で一六六、一一〇点の公文書関係資料（公文書、行政資料、その他）を収蔵している。そのうち二四、六七七点の資料は開示資料として一般の閲覧に供されている。現在七八七冊が作成されている複製本は開示資料の一つであるが、その冊

数は開示資料全体の二パーセント強を占めている。

なお当館には他に古文書関係の複製本が六、一六一冊（平成九年度現在、うち写真帳は五〇八冊）あるが、この報告ではふれない。したがって、ここでいう「複製本」には古文書関係の複製本は含まれていない。

報告の第一章では当館の複製本について作成状況や利用状況、作成手順等を概観し、第二章では個々の複製本について資料紹介をしている。資料紹介にあたっては当館発行の『公文書館だより』や『研究紀要』、あるいは閲覧室備え付けの「資料目録」や「解題」等を適宜参考にし引用している。

また、当館では基本的に館蔵資料を中心に複製本を作成しているので、報告のタイトルも「収蔵資料」となっているが、いくつかの複製本は館外資料から作成したものであることをあらかじめ断っておきたい。

一 公文書課における複製本作成の概要

1 複製本の作成状況と利用状況

「事業年報」を見ると複製本が初めて閲覧室に配架されたのは平成七年度のことである。その年には「秋田県史料」五七冊と「秋田県報」四〇冊が配架されている。現在までに複製本は一〇の資料に

表1 複製本作成状況

年度	資料名	巻数	備考
平成7	秋田県史料	57巻	国立公文書館所蔵資料から作成。
	秋田県報	40巻	
8	秋田県勸業年報	31巻	1~100巻は秋田県立図書館所蔵の「三井氏本」から作成。
	秋田県布達集	126巻	
9	士族卒明細短冊	29巻	秋田県議会議事局所蔵資料から作成。 一部秋田県立図書館所蔵資料から作成。
	卒家譜	59巻	
	秋田県養蚕統計	3巻	
	文部省日誌	44巻	
	秋田県議公会議録	392巻	
10	秋田県勸業月報	6巻	

註・原本の冊数と区別するため、複製本の冊数を「巻数」とする。以後同じ。

ついて、七八七冊が作成されている。表1は、現在（平成十年度）までの複製本作成状況を示したものである。そのうち「秋田県史料」と「秋田県議公会議録」の全部、及び「秋田県布達集」の一部は後述するように館外資料から作成したものである。また、「秋田県議公会議録」と「秋田県布達集」は一〇〇冊を超える大部なものとなっている。

それでは複製本は一体どれくらい利用されているのだろうか。まず複製本の利用状況を見てみる。当館では複製本の利用に関して特

写真1 一般閲覧室



複製本を配架している低書架が見える。

表2 利用状況

年度	開館日数	資料利用点数	撮影コマ数	電子複写枚数	複製本巻数
平成7	275日	2,518点	30,341コマ	128枚	97巻
8	271日	1,575点	9,527コマ	447枚	254巻
9	273日	1,207点	4,681コマ	297枚	781巻
10	207日	1,454点	10,845コマ	600枚	787巻
計	1,026日	6,754点	55,394コマ	1,472枚	787巻

註・平成10年度は4月から12月のデータである。なおデータには古文書関係資料は含まれない。

- ・「撮影コマ数」にはマイクロフィルムによる撮影は含まれない。
- ・参考のため「複製本巻数」を累計で付け加えた。

に統計はとっていないが電子複写（電子コピー）は複製本にだけ認められているので、電子複写枚数を調べることで、ある程度複製本の利用状況を推定することができる。表2は複製本が閲覧室に配架された平成七年度から平成十年十二月末までの利用状況をまとめたものである。これを集計すると、開館一、〇二六日、資料利用六、

七五四点、撮影五五、三九四コマ、電子複写一、四七二枚となる（一日平均では、資料利用六、七点、撮影五四コマ、電子複写一、四枚）。電子複写枚数と撮影コマ数を比較すると、電子複写枚数は撮影コマ数のおよそ二・七パーセント程度にすぎない。現段階ではやはり圧倒的に原本からの写真撮影の方が多いと見える。ただし電子複写枚数が増加傾向にあることも事実である。電子複写は手軽に行え、文字を読むだけならかなりの程度まで対応できるものである。複製本が増加し豊富に揃っていけば、今まで写真撮影をしていた利用者の多くは電子複写に切り替えるようになるだろうと思われる。それゆえ複製本の潜在的需要はかなりあるものと考えられる。だから、現段階で写真撮影の方が圧倒的に多いことは、逆に言えば複製本を作成していく余地がまだまだ多いことを示しているとも言えるよう。

もっとも、複製本の利用は複写利用だけに限らない。数字で把握できないが、閲覧利用の数も相当多いものと思う。

## 2 複製本の意義

前節で見たように電子複写には手軽さと性能の良さ（文字を読むのに十分な鮮明さが得られる）があり、そのため電子複写が可能である複製本の意義は見逃がせない。しかし複製本の意義はそれ以外にも、資料保存の面その他から種々あげることができよう。ここでは複製本の意義・利点について利用面から若干考えてみたい。

カウンターについていると次のように複製本を利用している人を見かけることがある。第一の例。最初のうちは、複製本を閲覧して調査を行っている。ひととおりそれが終わると次は原本を閲覧請求する。モノクロで印刷された複製本では判別できない朱書きの部分付箋でかくれていて複製本では見えなくなっている部分等を原本で確認するためである。第二の例。まず最初は、複製本を下調べのために次々と閲覧・調査し、必要な箇所をチェックしていく。次にそのチェックに基づいて原本を閲覧請求し、必要箇所を原本でじっくり閲覧・調査するのである。

以上紹介した二つの例ではどちらも原本と複製本が効果的に連携され利用されているように思える。ここでは原本と複製本が相補つてうまく機能しているのである。複製本は原本の代用物であるばかりでなく、複製本であるがゆえに原本より素早く内容の検索確認が可能なのであり、この利点は調査や研究を行う場合、極めて有効であると思われる。

また次のようなことも言えると思う。たとえば利用者から資料の閲覧請求があり、原本を出納したり扱ったりする時には緊張感ともなうものである。それは資料を利用する側も同じことだろうと思う。緊張の内容は原本を何かの事故で傷つけてしまっただろうという恐れや不安であろう。確かに原本はこの世にこの一冊しか存在しないのだという事実を思えば、原本を扱う際のそのような緊張は当然かもしれない。それに比べて複製本を扱う場合にはそのような緊張は

あまり感じない(万一傷めてしまってもまた作成することができるという安心感が心のどこかにあるからだろう)。緊張を強いられずに安心して資料を利用できるということも複製本の特徴であり、ある意味での利点であろう。

さらに同じ複製物であっても、複製本とマイクロフィルムとは随分感覚が違う。多少古い感覚なのかもしれないが、マイクロフィルムで閲覧する時には感覚的な違和感を感じる。スクリーンに映った文字や資料には実体感が湧かず、何だか文字や資料が自分のものになっていないような感じがともない、気持ちが落ち着かないのである。一方、複製本に対した時にはそのような違和感は感じない。複製物ではあるが紙という媒体に記録され、本や簿冊の形態で提示されることで感覚的になじめ、気持ちが落ち着くのではなからうか。複製本は人間が長い間慣れ親しんできた紙、本、簿冊といった要素を備えている点に大きな特徴があり、そこに他の複製物とは異なる独自の価値が見出せるのではあるまいか。

### 3 当館での複製本の位置づけ

ここでは当館の規定を見ながら、当館での複製本の位置づけを考えてみたい。

当館での複製本の位置づけを端的に示していると思われるのは、平成五年十一月策定の「資料管理要綱<sup>3)</sup>」の次の規定である。

「資料管理要綱」第七条(資料の保全管理)第二項

館長は、公文書等のうち特に重要なもの又は利用の回数が多いものについては、複製物を作成して利用させる等原本の保存に努めるものとする。

(傍線筆者)

複製本はこの規定にある「複製物」の一つとして位置づけることができる。よって複製本は「原本の保存」を目的に作成されるものであり、「特に重要なもの又は利用の回数が多い」「公文書等」については、複製本を作成し利用に供することができるというのである。すなわち複製本は、「原本の保存」と「利用」の両方の要求を満たす目的で作成されたものであると考えられる。そして複製本の対象となる資料は、公文書等のうち「特に重要なもの」又は「利用の回数の多いもの」、言い換えれば(歴史資料としての)重要性又は利用頻度が複製本作成の重要な目安になっているのである。このことは複製本が作成された資料は、当館所蔵資料の中でも特に重要な資料又は利用頻度が高いと判断された資料であることを意味する。その他複製本に関するものとしては、「閲覧利用要綱」に次の三つの規定が見られる。

「閲覧利用要綱」第二条(資料の利用制限等) 第四項

館長は、汚損又は破損のおそれがある資料については、その複製物を利用に供するものとする。

同第四条(閲覧) 第四項

開架資料は、あらかじめ閲覧カードを提出することなく、利用者が自由に閲覧できる。但し、閲覧を終了したときは、当該資料を

館長に返却するとともに、閲覧カードを提出するものとする。

同第六条(複写) 第三項第四号

複製本又はマイクロフィルム等の複製物からの複写は、電子式複写機又はマイクロリーダープリンターにより、利用者が行うものとする。

汚損又は破損のおそれがある資料には、複製物(複製本も含まれる)での閲覧利用となる。また開架資緊(複製本も含まれる)は、利用者が自由に閲覧することができ、電子式複写機による複写つまり電子コピーも可能であるということが定められているのである。

#### 4 複製本作成の手順

最後に当館の複製本作成の手順を次の六つの段階に区切って見てみる。

(1) 資料の選定、(2) マイクロフィルムへの撮影、(3) 印刷及び製本、(4) 解題と目録の作成、(5) 配架、(6) 機関誌への掲載

このうち(2) マイクロフィルムへの撮影と(3) 印刷及び製本の作業は業者に委託して行っている。

##### (1) 資料の選定

複製本を作成する資料やマイクロフィルムに撮影する資料を選定する作業である。選定にあたっては、先にあげた「資料管理要綱」第七条第二項の「公文書等のうち特に重要なもの又は利用の回数の

多いもの」という規定を常に念頭に置かなければならない。つまり資料の（歴史的）「重要性」と「利用頻度」の二つをポイントにして資料を選定していくのである。また補足的なポイントとして、資料の「劣化」ということもある程度必要かもしれない。資料の劣化が原因で利用不可能になってしまうのは大きな損失であり、避けたい事態だからである。

(2) マイクロフィルムへの撮影

選定された資料をマイクロフィルムに撮影する作業である。公文書書庫内の一角を暗幕で覆い撮影場所にし、専門の業者が撮影を行っている。文献ターゲットには資料名、年代、資料のサイズ、リールNo等の資料情報を記録し、それはやがて複製本と一緒に綴じられることになる。書庫内での作業なので、たとえば文献ターゲットのとり方、貼り紙があった場合の撮影の仕方等で疑問や問題が起こった場合、担当職員がすぐ近くにいるので質問が容易であり、職員も実際に資料を見ながら問題を解決していける等利点が多い。マイクロフィルムはポジフィルム、ネガフィルム、マスターネガフィルムの三種類を作成し、書庫内のキャビネットに保管している。

(3) 印刷及び製本

マイクロフィルムから印刷・製本する作業であり、複製本はこの段階で出来上がる。複製本のサイズはA4判に統一され、各資料ごとに表紙が色分けされている。「秋田県報」、「秋田県勸業年報」、「秋田県布達集」、「土族卒明細短冊」、「卒家譜」、「秋田県養蚕統計」

写真2 書庫内の撮影室



書庫内の一角を暗幕で覆い撮影場所になっている。

は職員による手作りの印刷・製本である。「秋田県史料」、「文部省日誌」、「秋田県議会会議録」、「秋田県勸業月報」は業者が印刷・製本した写真帳であり、より鮮明な印刷で本格的な製本の複製本に仕上がっている。

(4) 解題と目録の作成

複製本を利用する際の参考となるように、解題や目録等を必要に応じて作成し閲覧室に備えている。現在閲覧室に備えられているの

は「秋田県史料」(解題・目次)、「秋田県報」(目録・マイクロ化索引簿)、「秋田県布達集」(解題・目録・目次)、「土族卒明細短冊」(解題・目録)、「卒家譜」(解題・目録)、「文部省日誌」(解題・目録)、「秋田県議会議録」(解題・目録・参考資料)、「秋田県勸業月報」(解題・目録)である。解題や目録を作成していくことで、職員自身の資料に対する理解や認識が深まるという思わぬ効果もある。

#### (5) 配架

複製本は一般閲覧室内の低書架に配架されている。本来ならば背表紙を手前に向けて配架しなければならないが、書架の奥行きが少ないためいくつかの複製本はやむを得ず背表紙を上にして配架している。その結果背表紙が見えなくなり、急いで検索する場合など不便である。現在は応急処置的に資料ごとに名札を立てて対応しているが、改善が必要であろう。解題、目録等は閲覧室内のテーブルに備え付けている。

#### (6) 機関誌への掲載

新たに作成した複製本をより多くの人に知ってもらうために、当館の機関誌『公文書館だより』に資料紹介などの形で極力掲載するようにしている。また複製本作成を契機に資料の整理や研究が進み、『研究紀要』にその成果がつながる場合もある。

## 二 複製本紹介

この章では当館複製本の資料紹介をしたい。紹介にあたっては当館作成の「解題」や「目録」、あるいは当館発行の『公文書館だより』や『研究紀要』などを活用し、できるだけ表も掲載した。ただし紙数の都合でかなり簡略にしてある。

### 1 秋田県史料

原本は国立公文書館内閣文庫所蔵「府県史料」中の「秋田県史料」全四二巻である。当館にはその副本四一冊が保管されている(欠本あり)。各府県は、明治七年(一八七四)十一月の太政官達により、政府に歴史稿本を提出することになった。「秋田県史料」もそうして作成された歴史稿本の一つである。明治四年(一八七一)から十六年(一八八三)までの県政や人事が記されている。構成は年毎に政治部、制度部、付録部に分れ、各部はさらに細かい項目に分かれている。項目を見ると、政治部には県治、宅地、勸農、行賞、賑恤、祭典、戸口、学校(病院、種痘所)、駅通、忠孝節義、騷擾事変、制度部には租法、職制、禁令、禄制、付録部には官員履歴、雑がある。

### 2 秋田県報

「秋田県報」は、明治二十二年(一八八九)五月十五日に第一号

が発行され、現在も「秋田県公報」として発行を続けている県の広報紙である。当初は週三回（月、水、金）の発行だったが、明治三十一年四月十九日の第一二五〇号からは週二回（火、金）の発行になっている。それ以外の曜日の発行は「号外」となっている。翌月

表3 秋田県史料

巻数	原本巻数	年代	資料請求番号
1～5	一～五	明治4～7年	12204  官員履歴之部のみあり
6～9	六～八	8年	12205～12207（禁令欠）
10～13	九～十	9年	12208～12210（制度部欠）
14～18	十一～十五	10年	12211～12215
19～23	十六～二十	11年	12216～12220（租法、職制欠）
24～30	二十一～二十四	12年	12221～12227
31～35	二十五～二十七	13年	12228～12231
36～43	二十八～三十一	14年	12232～12237
44～54	三十二～三十九	15年	12238～12244（会計欠）
55～56	四十～四十一	16年	---
57	四十二（次編）	---	---

註・「資料請求番号」は当館で所蔵する副本の資料請求番号で、資料名は「秋田県史稿」である。  
 ・欠本部分は（ ）書きで示した。

表4 秋田県報

巻数	年代	県報号数
1～4	明治22年	1～ 97号
	23年	98～ 109号
5～8	24年	110～ 247号
		248～ 397号
9～12	25年	398～ 408号
	26年	409～ 479号
13～16		26年
	17～19	27年
621～ 643号		
20～22	28年	644～ 767号
		768～ 914号
23～26	29年	915～ 925号
	27～30	30年
1063～1072号		
31～34	31年	1073～1207号
		1208～1229号（1221号は欠）
35～37	32年	1230～1322号
38～40		1323～1423号

には「秋田県報目録」が発行され、前月の内容が検索できるようになっている。掲載内容は県令、告示、訓令、任官及び辞令、公吏進退、彙報等である。

当館では明治二十二年の第一号から三十二年（一八九九）の一四二二号までの約一〇年分について複製本を作成した。

### 3 秋田県布達集

秋田県で布達の印刷が開始されたのは、明治六年（一八七三）十月三日の秋田県布令第五七三番からであり、以後明治二十二年（一八八九）五月十五日の秋田県訓令第八四号まで、いわゆる印刷による布達が続いた。この期間のものを総称して「秋田県布達集」と

表5-1 秋田県布達集（三井氏本）

巻数	年代	布達番号
1~2	明治6年	573~786番
3~9	7年	1~715番
10~19	8年	1~677番
20~28	9年	1~530番
29~31	10年	1~403番, 乙1~211番
32~34	11年	1~391番, 乙1~193番
35~39	12年	甲1~216番, 乙1~122番
40~44	13年	甲1~193号, 乙1~110号, 丁1~5号, (布告)1~59号
45~50	14年	甲1~207号, 乙1~90号, 丁1~3号 (布告)1~83号, (布達)1~2号
51~58	15年	甲1~170号, 乙1~119号, 告1~87号 (布告)1~74号, (布達)2~30号
59~68	16年	甲1~89号, 乙1~147号, 乾1~189号, 庶1~2号 (布告)1~50号, (布達)1~42号, (告示)1~6号,
69~75	17年	甲1~97号, 乙1~168号, 乾1~207号, 掲1~5号,
76~80	18年	甲1~89号, 乙1~141号, 乾1~177号, 坤1~7号, 勸1~2号, 庶1号
81~88	19年	甲1~56号, 県達乙1~46号, 県告乙1~140号, 県告141~171号, 丙1~82号, 県達83~144号, 乾1~59号, 県令1~29号, 郡33号及び157号, 衛1~3号, 収1号, 号外, 諭達
89~94	20年	達1~167号, 告示1~139号, 県令1~117号, 郡16~269号, 諭達
95~98	21年	達1~149号, 告示1~101号, 県令1~77号, 郡18~356号, 諭達
99~100	22年	達1~37号, 告示1~27号, 県告1~27号, 県令1~56号, 郡8~61号, 訓令8~83号, 諭達

註・(布達)、(布告)、(告示)は太政官による中央令達。

表5-2 秋田県布達集（捕遺編）

巻数	年代	布達番号	資料請求番号
101~103	明治5年	1~241番	11006~11007
104~108	6年	1~572番 (152, 336~473欠)	11035~11038
109~110	7年	乙1~69番, 告諭, 番外達	11039
111~112	8年	乙1~142番, 無番, 番外	11040
113~114	9年	乙1~227番 (101~200番欠)	11041~11042
115~119	17年	1~241号	11083~11085
120~124	18年	1~119号, 無号番外	11086~11088
125	19年	掲1~9号, 無号番外	11087
126	22年	達1~41号	11099

註・「資料請求番号」とは、当館が所蔵する原本の資料請求番号のことである。以下同じ。

呼んでいる（その後布達は「秋田県報」に搭載されるようになった）。

「秋田県布達集」は当館にも九六冊所蔵されているが、複製本の作成にあたっては欠本・欠損部分の少ない秋田県立図書館所蔵の

「三井氏本」を主に使用している。「三井氏本」は昭和六十二年に秋田県立図書館が古書店から購入したもので、明治六年から二十二年までの布達（太政官布告五冊を含む）が八〇冊に綴じられている。

複製本の第一巻から第一〇〇巻までは「三井氏本」から作成し、「三井氏本」の欠本・欠損部分は当館所蔵資料で補い、第一〇一卷から第一二六巻までの「捕遺編」とした。

#### 4 秋田県勸業年報

明治十年（一八七七）に農業通信制度が創設され、各府県は「府県通信仮規則」にもとづき「臨時報」、「月報」、「年報」を勧農局に

表6 秋田県勸業年報

巻数	年代	備考	資料請求番号
1	明治11年	第1回	12387
2	12年	2回	
3	13年	3回	
4			
5	14年	4回	
6	15年	5回	
7			
8	16年	6回	12388
9	17年	7回	
10			
11	18年	8回	
12			
13	19年	9回	
14			
15	20年	10回	
16	21年	11回	12389
17	22年	12回	
18	23年	13回	
19	24年	14回	
20			
21	25年	15回	
22	26年	16回	12391
23	27年	17回	
24	30年	18回	
25	31年	19回	
26	32年	20回	
27	33年	21回	
28	34年	22回	
29	35年	23回	
30			
31	28~29年	-	12392

註・明治28年、29年分は手書き原稿である。

通信することになった。「秋田県勸業年報」はこの規則中の「年報」に該当するもので、明治十一年の第一回から三十五年（一九〇二）の第三十三回まで刊行された（ただし、明治二十八年と二十九年の分

は「事務の都合により」未刊行である）。当館にはその全巻があり、未刊行だった明治二十八年と二十九年分についても原稿の形で残っている。

5 士族卒明細短冊

明治六年（一八七三）の管内布達第八番「士族卒禄高姓名其可差出事」にもとづき、県内の士族と卒は、家の当主の姓名及び住所、旧藩時代の役職及び禄高、廃藩以後の官吏任用状況及び改正禄高等を県庁に提出することになった。雛形により縦九寸、横三寸の美濃

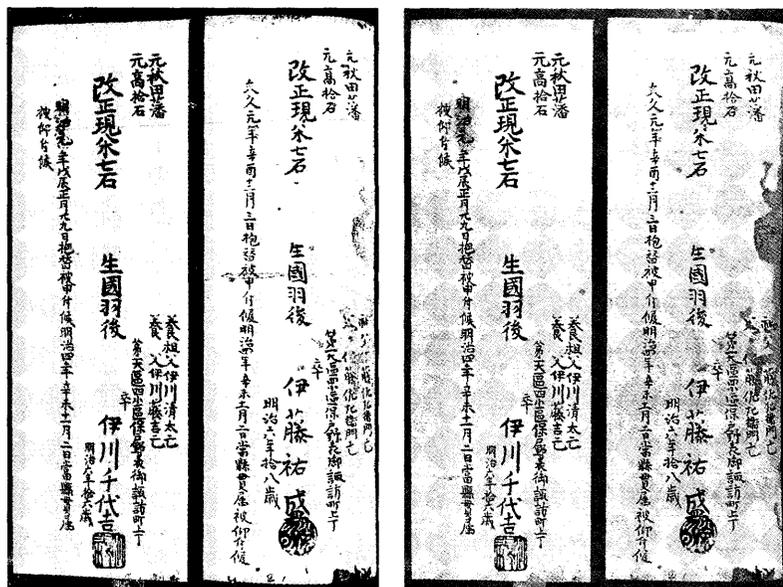
表7 士族卒明細短冊

巻数	備考	資料請求番号
1～11	秋田町2～16号（1, 9, 11, 13, 14号は欠）	11512～11522
12	山本郡19～20号	11523～11524
13～14	大館十二所21～22号	11525～11526
15	角館24号	11527
16～17	横手26～27号	11528～11529
	横手岩崎28号	11530
18		
19	角館29号	11531
20～21	湯沢院内30号	11532
22	本荘並湯沢院内31号	11533
23～24	本荘33号	11534
25～26	亀田34号	11535
27	矢嶋	11537
28～29	亀田	11536

公文書書庫収蔵資料の複製本作成について

写真3 士族卒明細短冊

紙に書きあげて提出したので、その形態から「士族卒明細短冊」と呼ばれるようになった。原本は秋田が二冊、山本、大館十二所、角館、横手、亀田が各二冊、横手岩崎、湯沢院内、本荘並湯沢院内、本荘、矢嶋が各一冊揃っている。



複製本

原本

## 6 卒家譜

「卒家譜」は明治六年（一八七三）管内布達第一九番「元秋田藩従来卒家譜明細調可差出事」にもとづき、県内の卒が県庁に提出したものである（前述の「士族卒明細短冊」と同じ年に、提出を命じ

られたことになる）。

原本は号数表示されたものが二四冊（一、二、三号が旧秋田藩、二四号が旧本荘藩）、分冊及び再提出分が八冊揃っている。複製本はその他に同時期の代数、人員調、分限帳等を追加して作成した。

表8 卒家譜

巻数	備考	資料請求番号
1	土手長町、保戸野	11485
2～13	檜山、十軒町	11480～11482, 11486～11490
14	上中嶋、下中嶋、御台所町	11492
15	新中嶋、北ノ丸新町	11483
16～23	保戸野	11493～11496
24	大王町、茶町菊ノ町、川口上裏町	11497
25	川口上裏町、川口下裏町	
26	蛇野町、保戸野村、川尻村、土崎湊御蔵町、八橋村、水口村、館越	11498
27～28	十二所、大館、銀山町	11499
29～30	檜山、檜山町、扇田村、鶴形村	11500
31	能代、馬口労町、森岳村、牛嶋村	11507
32	刈和野、半道寺村、角館	11510
33～39	横手、院内	11491, 11508
40～41	湯沢町	11489
42～43	大館	11461, 11506
44	十二所	11494
45	檜山、檜山町	11501
46	扇田村	11509
47～48	十二所	11502
49	大館	11511
50～53	本荘	11503～11505
54～55	元陪従士卒代数調	11479
56～57	御城下、組外大砲方並、七分年限三人扶持、人員調外三件	11478
58～59	元岩崎県士族元卒分限帳外二件	11462

註・54巻以降は同時期の代数調、人員調などを追加したものである。

7 秋田県養蚕統計

「秋田県養蚕統計」は「本県蚕糸業の梗概を庁内主務部課の調査及郡市役所町村役場の報告書類に拠り調査」（三十九年版の凡例）したもので、秋田県統計書として臨時刊行された。

当館は明治三十九年（一九〇六）から大正十三年（一九二四）までの分を所蔵している。ただし明治四十年、四十三、四十四年、大正元年、七年の分は欠けている。

原本は小冊子であったが、現在は明治期、大正期を各一冊に製本して綴じた状態で保存されている。

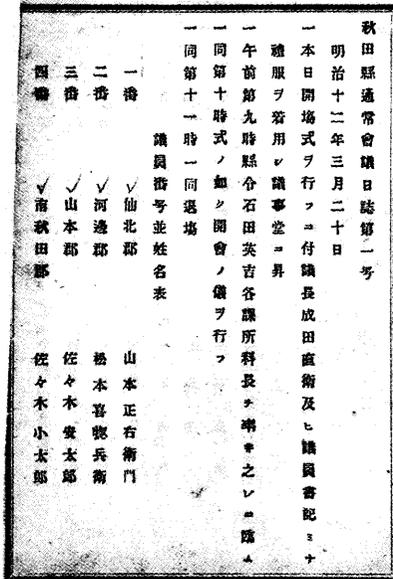
表9 秋田県養蚕統計

巻数	年代	資料請求番号
1	明治39~41年	12570
2	明治42年	12571
	大正2~大正4年	
3	大正5~13年	

註・明治40年、43~44年、大正元年、7年分は欠。

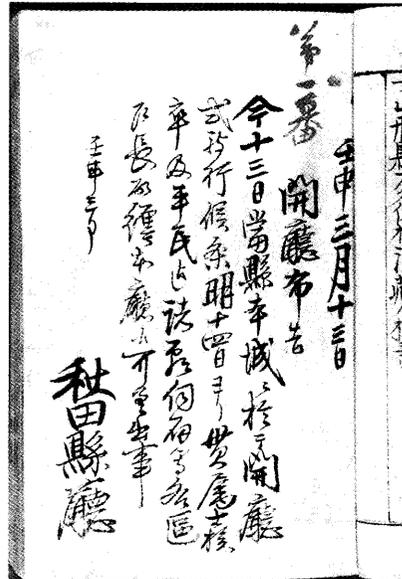
公文書書庫収蔵資料の複製本作成について

写真4 秋田県議会議録



明治12年3月20日の第一回県会の日誌  
〈複製本〉

写真5 秋田県布達集



明治5年3月13日の県庁開庁布告  
(布達第一番) 〈原本〉

8 文部省日誌

「文部省日誌」は明治五年（一八七二）から六年までに一九冊、明治十一年（一八七八）から明治十五年（一八八二）までに一七三冊発行された。「文部省日誌」は、文部省がその政策を各府県の担当者に伝達することを目的に作成した広報紙である。当時政府諸機関は、政策の趣旨を地方に徹底させる目的で「太政官日誌」、「民部日誌」、「外務省日誌」等の広報紙を発行した。「文部省日誌」もそのような広報紙の一つである。しかし明治十六年（一八八三）七月に「官報」が発行され、各省の達や告示がそれに掲載されるようになると、各省の日誌は相次いで廃刊になった。「文部省日誌」もそのような消長をたどった。

内容を見ると、明治五年から六年までは文部省の布達類が中心になっているのに対し、復刊後（明治十一年から十五年まで）は学事に関する各府県からの伺いや照会、それに対する文部省の指令や回答、各府県あての通牒や通知類等が中心になっている。特に復刊後の時期は、明治十二年（一八七九）の学制廃止と教育令公布による教育の自由化、翌十三年の教育令改正による教育の引き締め期等、日本の教育制度の大きな改編期に重なり、その記録は教育史研究のうえで極めて重要である。

「文部省日誌」は国立公文書館の内閣文庫に全卷一九二冊が揃っている他、当館に一七九冊<sup>1)</sup>、長崎県立長崎図書館に一九九冊、山口県立図書館に三五冊が保存されている。当館は一七九冊の原本を九冊

の簿冊に綴じた形態で保存している。

表 10 文部省日誌

巻数	年代	備考	資料請求番号
1	明治5年	1~11号 (8号欠)	11891
2	6年	1~8号	
3~6	11年	1~19号	11899
7~12	12年	1~27号	11900
13~18	13年	1~23号 (11号欠)	11901
19~26	14年	1~36号 (12, 14, 20号欠)	11902~11903
27~44	15年	1~68号 (22, 24, 62, 63, 65, 66, 67, 68号欠)	11904~11906

9 秋田県議会議録

秋田県立図書館所蔵の「秋田県々々議日誌」（請求記号番号A三二四一一）には、明治十一年（一八七八）四月十七日に開かれた地区総代による県会の様子が記されている。開場式で県令石田英吉は次の大意を朗読した。少し長くなるが、そこには県会開設の目的

や経緯が述べられていると思うので全文を引用する。

今茲に区戸長総代人等を会し県会を設く、さきに明治八年仮区長会を開きしより茲に三年、県治口に進み民物月に開く、従って人民其権利のあるところを知るに至る、そもそも地方の施政に於けるや官民相輔けて共に力を尽くすにあらざれば県治何を以て挙らん、人民何を以て息わん、昨明治十年区政を改革し県区町村三会の方法を設け公平無私の議を官民直接の間に取り以て県治上の一大関係となす、区会町村会はずでに開設すと雖も県会に於けるや明治十年十二月臨時会を開きしのみ、然るに今日始めて先に定むる所の成例に拠り純然たる県会を開くに至る、是を以て区戸長総代人三十六人を選び以て議員となし、議員中公選を以て議長を置き、其の議する処の目に於けるや民費学費道路貯蓄勸業の五大目を以てす、各議員等官旨と民情とを酌み其の便益を官民の間に謀り宜く至正公明の議を尽くされよ

そして翌明治十二年（一八七九）三月二十日には、公選された議員による第一回県会が開かれた。秋田県議会議務局には第一回から現在に至るまでの県議会議録が保存されている（議事録は現在も議会議務局で作成され続けている）。

当館では、秋田県議会議務局所蔵の県議会議録のうち、明治十二年から昭和二十年（一九四五）までの分で、かつ印刷行されたもの一六九冊について複製本を作成した。また、先に引用した秋田県立図書館所蔵の「秋田県々々議口誌」（A二二四—一）も同時

公文書書庫収蔵資料の複製本作成について

に複製本を作成した。複製本は合計で二九二冊となり、最も多いものとなっている。

#### 10 秋田県勸業月報

「秋田県勸業月報」は明治十二年（一八八〇）三月から十六年（一八八三）六月まで刊行された勸業広報紙で、第四〇号まで刊行された。前出の「府県通信仮規則」中の「月報」に該当するもので、内容は統計的記事（寒暖取調表、物備表）、農事通信的記事（農事月報、管内通信）、農事に関する啓蒙的記事などである。当館所蔵の資料はほとんどが手書原稿であり、「勸業課報告掛事務簿」の中に起案の形で綴じられている。ただし第二号は印刷本のみ、第一一号と二六号は手書き原稿と印刷本の両方が残されている。

表 12 秋田県勸業月報

巻数	年代	備考	資料請求番号
1	明治 13年	1～9号	6432(1)、6433(2)、 6444(3～7)
		10～11号	6445(8～10)、 6449(11)
2	14年	12～17号	6448
		18～22号	6449
3	15年	23～24号	6452(23～30)
		25～30号	6453(31)
4	16年	31～34号	6454(32～34)
		35～36号	6455(35)
5		37～40号	6456(36～40)

註・資料請求番号の後の（ ）内の数字は、その原本に含まれている月報の号数を表す。

表11 秋田県議会会議録

巻数	年代	備考
1	明治11年	秋田県々々議日誌
	12年	通常・日誌
2～3		通常・議事録
4～7	13年	通常・日誌
8～13	14年	通常・日誌・決議録、臨時・日誌
14～21	15年	通常・日誌・決議録、臨時・日誌
22～24		
25～28		
29～32		
33～36		19年
37～40	20年	通常・日誌・決議録、臨時・日誌
41	21年	通常・決議録
	22年	通常・日誌・決議録
42～44		通常・日誌、臨時・議事録
45～47	23年	通常・日誌・決議録、臨時・日誌
48～52	24年	通常・日誌・議事録・決議録、臨時・日誌・議事録
53～56	25年	通常・日誌・議事録
57～61	26年	通常・日誌・議事録、臨時・日誌・議事録
62～67	27年	通常・日誌・議案・議事録、臨時・日誌・議事録
68～77	28年	通常・日誌・議案・議事録、臨時・日誌・議案・議事録
78～84	29年	通常・日誌・議案・議事録、臨時・日誌・議案
85～95	30年	通常・日誌・議案・議事録、臨時・日誌・議事録
96～100	31年	通常・議案・議事録、臨時・日誌・議事録
101～109	32年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・日誌・議案・議事録
110～116	33年	通常・議案・会議録、臨時・会議録・決議録
117～121	34年	通常・会議録・決議録、臨時・議案・会議録
122～124	35年	通常・会議録
125～128	36年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
129	37年	通常・会議録、臨時・会議録・決議録
130～133	38年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録・決議録
134～135	39年	通常・会議録・決議録
136～138	40年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録
139～140	41年	通常・会議録・決議録
141～142	42年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
143～148	43年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録・決議録
149～156	44年	通常・議案・会議録、臨時・会議録

公文書書庫収蔵資料の複製本作成について

巻数	年代	備考
157～161	大正元年	通常・議案・会議録・決議録
162～166	2年	
167～174	3年	
175～181	4年	
182～184	5年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
185～188	6年	通常・会議録・決議録
189～193	7年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
194～200	8年	通常・会議録・決議録、臨時・決議録
201～205	9年	通常・会議録・決議録
206～212	10年	通常・議案・会議録・決議録
213～219	11年	
220～226	12年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録
227～233	13年	通常・議案・会議録・決議録
234～239	14年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録
240～245	15年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
246～251	昭和2年	通常・会議録・決議録、臨時・議案・会議録
252～258	3年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
259～268	4年	通常・会議録・決議録
269～270	5年	通常・議件録
271～277	6年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
278～285	7年	
286～294	8年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録
295～304	9年	
305～314	10年	
315～325	11年	
326～334	12年	通常・会議録・決議録、臨時・会議録
335～343	13年	通常・会議録・決議録
344～356	14年	通常・議案・会議録・決議録
357～368	15年	通常・議案・会議録・決議録、臨時・会議録
369～377	16年	通常・議案・会議録・決議録
378～382	17年	通常・議案・会議録
383～386	18年	
387～389	19年	通常・議案・会議録、臨時・会議録
390～392	20年	通常・会議録

註・明治11年の「秋田県々々議日誌」は秋田県立図書館所蔵資料である。

- ・備考の「通常」は通常県会、「臨時」は臨時県会を表し、「通常・会議録」は通常県会の会議録を意味する。

## おわりに

以上当館の複製本の状況について見てきたが、今回報告をしながら、複製本は資料の利用と保存のどちらの要求も満たす優れた方法であるという思いを強くした。理想的にはすべての資料について複製本を作成すべきかもしれないが、収容スペースの問題等があり無理である。それゆえ一定の基準で資料を絞って複製本を作成していくことになり、どの資料を複製本にするかの選択が一層重要になってくる。

## 註

- (1) 古文書関係資料については、平成五年度に七三冊の複製本が作成されている(『秋田県公文書館年報』第一号)。
- (2) 当館では資料保存の立場から、原資料からの複写は原則として撮影のみとしている。「閲覧利用要綱」第六条第三項第一号「原資料(映画フィルムその他の視聴覚資料を除く。 )からの複写は、次号に掲げる場合を除き、利用者が持参した器材により撮影するものとする」
- (3) 「秋田県公文書館管理規則」(平成五年秋田県規則第五一号)第七条の「この規則に定めるもののほか、公文書館の管理に關し必要な事項は、館長が知事の承認を得て別に定める。」に基づき、「史料管理要綱」、「閲覧利用要綱」、「県職員公文書館閲覧借用要綱」、「古文書寄贈寄託受入れ要綱」が策定された。
- (4) 「秋田県議会開閉期日一覽」(明治十二年〜昭和二十年)、「当館所蔵の県云に關する資料のリスト」
- (5) 『公文書館だより』第四号(平成八年四月一日発行) 参照。
- (6) 『研究紀要』第三号(平成九年三月発行)に「秋田県布達集について」と題する佐藤隆氏の論文が載っている。また、『公文書館だより』第五号(平成八年十月二日発行)に資料紹介が掲載されている。
- (7) 『公文書館だより』第六号(平成九年四月一日発行) 参照。
- (8) 『公文書館だより』第八号(平成十年四月一日発行) 参照。
- (9) 『公文書館だより』第九号(平成十年十月一日発行) 参照。
- (10) 『公文書館だより』第四号(平成八年四月一日発行) 参照。また、解題として佐藤秀夫氏の「解題―『文部省日誌』に關する研究―」がある(『教育史料日録Ⅰ文部省日誌総目録』国立教育研究所、一九七六年)。
- (11) 佐藤秀夫氏「解題―『文部省日誌』に關する研究―」(国立教育研究所『教育史料日録Ⅰ』『文部省日誌総目録』、一九七六年)では、当館所蔵の文部省日誌は一六三号分とあるが、平成十年の整理調査で、一七九号分あることが確認された。
- (12) 『公文書館だより』第七号(平成九年十月一日発行) 参照。

(公文書課主任 さくらば ふみお)

# 彙報

(平成十年十二月末現在)

## 一 展示

公文書館企画展

「近世秋田の国境

〜境争論にみる秋田藩の対外交渉〜」

前期 八月二十五日〜九月十九日

後期 十一月十六日〜十二月九日

今年度の公文書館企画展は古文書課が担当し、館蔵史料のうち秋田藩の境争論に関する史料の一部を、以下の展示構成で紹介した。

①近世秋田の国境

②境争論の発生と裁許〜奔走する藩役人〜

・裁許絵図とは

③境争論の再燃〜苦悩する藩役人〜

④境争論と抛人〜地元で活躍する人々〜

・県内の抛人関連史料

⑤境争論のあと

展示内容を簡単にまとめると以下の通りである。

①では、秋田藩が関連した境争論の概要を地図や年表で紹介し、また境明神や境塚などの関連写真をパネルで紹介した。

②では、南部藩との例をもとに、境争論の発生から江戸幕府の裁許までの流れを紹介し、藩役人や地元住民の奮闘の様子をまとめた。

また裁許絵図について特別にコーナーを設け、秋田藩に保管されてきた経緯などを紹介した。

③では、八卦通境争論を例に、幕府裁許後に再燃した争論の展開を、藩役人の書状や証文をもとにまとめた。

④では、地元で多岐にわたる活躍をした抛人と呼ばれる人々を紹介し、各地で重要な役割を担った様子を紹介した。また、これまで調査にあたった県内各地の抛人史料から、その一部を写真パネルで紹介した。

⑤では、大沢郷村替一件をもとに、近世末期の境争論の様子を、地図や略図などとともに紹介した。

一般にあまりなじみのないテーマではあったが、これまで展示のかたちでは一般に公開されたことがない史料が中心であったこと、秋田県北部から県南部にかけて多くの地域に触れた内容であったこと、加えてテレビや新聞でも多く報道されたこともあり、予想を上回る来館者数であった。

また古文書や絵図などの史料ばかりではなく地図や年表、写真などを多く用い、またキャプションの文字を従来よりひとまわり大きくするなど、「見やすい展示」をこころがけたところ、おおむね好評であった。これからも来館者への配慮を充実させ、親しみやすい展示をこころがけたい。

(加藤 昌宏)

## 二 講座

### ○古文書解読講座

平成十年度の古文書解読講座は、八月四・五日の両日、当館三階多目的ホールを会場に行われた。昨年度と同様に二日間同内容の講座とし、両日あわせて七十一名の参加があった(四日が四〇名、五日が三一名)。

対象を「古文書解読に関心のある方」と広げ、広報も市町村図書館にビラを送付したため、昨年より二一名の参加者増となった。

講座内容・講師は次の通り。

講座①「遊行上人の書状」

(使用文書は秋田藩家蔵文書より)

講師 煙山英俊(当館古文書課職員)

講座②「奥羽越列藩同盟と秋田」

(使用文書は戸村家文書より)

講師 柴田次雄(当館古文書課嘱託)

藩政初期と最末期の秋田藩の状況を知る好史料であり、講義を通じて双方の時期の秋田藩のおかれた政治状況を知ることができる内容となっている。

①は佐竹出身の第三二代遊行上人である他阿(普光)から佐竹義重(義宣の父)へ宛てた書状であり、佐竹が常陸にいた時代の政治状況から、戦国期にはたした時宗の役割等、これまで講座であまり取り上げられてこなかった関東の状況や文化的面を知ることができる

ものとなった。

一方②の方は、幕末の家老で、奥羽越列藩同盟に直接関係した横手城代の戸村十太夫が残した文書群から、奥羽越列藩同盟の盟約書や列強への宣言書、また当時の状況を子細に伝える書状などを取り上げた。一九九八年は戊辰戦争一三〇年にあたり、各種行事が行われたが、それらに先駆けての維新関係の講座となった。

今回初めて受講者へのアンケートを実施したが、おおむね好評であり、回数を増やしてほしい旨の要望もあったが、今のところ現在の形で行っていくのが課としては精一杯の所であり、その点について御寛恕を請いたい。今後もこれらの意見を踏まえて講座を継続していく予定であるので、多数の参加及び御支援を賜りたい。(佐藤 隆)

○講師派遣

各地区の解説研究会への職員派遣は以下の通りである。

六月十二日～十一月六日

岩城町解説講座 幸野義夫

十一月五日 角館町古文書解説研究会

幸野義夫

一月二十二日 大曲市図書館解説講座

佐藤 隆

三 研修・協議会

○第二四回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(沖縄大会)

平成十年十一月十一日～十三日の三日間、沖縄県・全国歴史資料保存利用機関協議会の主催で、パシフィックホテル沖縄・沖縄県女性総合センターでいるるを会場に行われた。参加者は二四五名。当館からは館長はじめ各課一名ずつ計四名が参加した。大会テーマは「地域史料の充実をめざして―史料の保存と記録の創造―」であった。概要は次の通り。

一日目 研修会・総会・懇親会  
 二日目 自由テーマ研究会(分科会)  
 全体会  
 三日目 大会テーマ研究会(分科会)  
 閉会行事  
 施設見学(沖縄県公文書館・北谷村公文書館)

京都府精華町史や天草史料調査会、阪神・淡路大震災からの事例など、地域史料の保存を強く意識した史料調査の事例報告や、沖縄県公文書館で実際に公文書館業務に携わっている立場からの史料保存と修復に関する報告など、意義深い内容だった。また総会では行政文書の管理に関する要望書・アーキビスト養成制度の確立が採択された。史料保存に関する課題は依然山積しており、当館を取り巻

く環境もまたその例外ではないことを改めて実感させられた。(煙山 英俊)

○第二四回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会・自由テーマ研究会

大会二日目の十一月十二日、パシフィックホテル沖縄を会場に自由テーマ研究会が開かれた。私は、第二分科会にて「公文書館の普及活動と展示―理解者層と利用者層の拡大を目指して―」の題で報告を行った。当館平成九年度企画展に関する報告で、内容は『研究紀要』三・四号の拙稿を纏めたものである。

理論的なことは紀要で述べているので、今回は展示の実践内容を中心に報告した。報告の後、公文書館の他にも博物館や大学よりの参加者からも質問や意見が寄せられた。予想はしていたが、展示の準備作業や予算、広報活動などに関する質問が多かった。何れの公文書館も博物館も、抱える悩みは共通であり、お互いに貴重な情報交換になったと思われる。報告については、概ね参加者の共感を得られたと思われるが、ここ十年ほどの展示論の状況説明が不十分となり、参加者が本報告を位置付ける上で困難の有ったことを深く反省している。公文書館の展示論が未確立で、各館の理論や方針も微妙に異なる状況では、これまでの流れを整理することが第一に必要であった。全史料協では過去にも普及及び展

に関する報告が行われている。本報告も含めて、展示論の流れが整理される機会の有ることを願うものである。(柴田 知彰)

### ○史料管理学研修会(短期研修)

文部省国文学研究資料館史料館主催の第四回史料管理学研修(短期研修課程)は、十一月九日(十四日)の日程で、同館で開催された。文書館施設の他、図書館、県史編纂室、大学機関などから四五名が参加した。

例年地方会場で行われる短期研修は今年度初めて長期研修と同じく東京会場で行われたため、参加者が定員の三五名を大幅に越えた。参加者が多くなった分、大学院生を含めて直接文書館に従事しない参加者が大半を占め、問題の関心が広範に涉り講義の焦点がぼけてしまった点は残念であった。

講義以外の時間で、史料館書庫や同じ敷地内の旧三井文庫収蔵庫(大正時代の蔵構造)の見学、さらに外務省外交史料館の施設見学などがあり、他館の特に国の施設の状態を知る機会としては大変有意義であった。

講義内容としては、史料管理理論としてはわからなくもないが、現実 realistically にどう生かしていくか、また市町村レベルでの史料保存の現実とのギャップを考えると、道遠しという感を持たざるを得ない。

来年の会場は秋田ということで当館の史料

整理の現状が問われる事になる。

(佐藤 隆)

### ○第一回公文書館等職員研修会

十一月十六日から二十日まで国立公文書館で行われた本研修は基礎知識についての講義とともに実務的内容の講義も行われ、非常に有意義なものであった。

特に神奈川県公文書館の評価選別の実務についての講義では、担当者により評価にばらつきが生じる可能性があることや保存期間が一年あるいは常用となっている簿冊の取り扱いについてなど今まで疑問を感じながらもそのままにしてしまっていた事柄について詳しく述べられ、評価選別を行っていく上での大きな手がかりを得ることが出来た。

さらに全体を通じて痛感したことは、公文書館の業務には百年以上先までを考慮に入れるような先見性を持ってあたるべきだということであり、様々な課題の解決についてもこうした姿勢で取り組むべきだと強く感じた。この他にも本研修では今まで分かっていたつもりで見過ぎていた多くのことを再認識することが出来たので、今後はそれらを十分意識しながら仕事に取り組んでいきたいと思う。

(菅原亜希子)

### ○市町村史料保存機関連絡協議会

昨年引き続き県内市町村の史料保存機関(史料保存担当者・文化財担当者)の協議会を、五月十一日(月)に当館三階他目的ホールを会場に開催した。三〇市町村から四二名の参加があり、史料保存に関する報告・討議が行われた。

当日の日程は次の通り。

午前：情報提供

「公文書館における資料の整理・保存について」

(報告：古文書課 加藤昌宏)

午後：情報交換

「市町村における史料の収集と保存について」

(報告：古文書課 煙山英俊)

午前は史料保存機関としての当館の業務についての理解を深めてもらうため、他館の現状を含めて報告が行われた。史料保存機関の全国組織である全史料協への参加や、史料保存の理論的・技術的講習である国立史料館の史料管理学研修への参加が、県内市町村からほとんどない現状を踏まえ、まず公的な史料保存機関の役割をってもらうことが必要と考えたためである。今年度初めて実施した参加者アンケートによると、公文書館の理解というねらいはおおむね果たせたようである。その上で午後には、当館で毎年実施してい

る県内各市町村への史料所在調査のこれまでの中間報告を行い、参加市町村ごとの現状と問題点を全体討議してもらった。

各市町村の抱える問題点は様々であり、全体の討議という形の限界もあり、あまり実りある討議とはならなかった点は参加者にお詫びしたい。今後は分科会や外部講師による講演なども含めて協議会のやり方を検討していきたい。またアンケートによって当面する問題として多く寄せられた、公文書の引継保存も視野に入れたあり方を検討していきたい。

最後の施設見学は好評であり継続したい。当協議会も今回で二回目を迎え、今後は市町村による自主運営組織への発展（新潟県や群馬県などの形）を目指しているが、アンケートによるとまだ時期尚早との意見が多く、当面は現在の形での継続ということになる。条件整備を含め、今後も実りある協議会に向けての準備を進めていきたいと思っているところであり、当協議会の目的・意義の各市町村への徹底を図りつつ、各担当者のご支援・ご協力を引き続きお願いしたい。

（佐藤 隆）

#### 〇公文書の管理・移管・評価選別に関する研究会

この研究は全史料協研修・研究委員会による第一回研修プロジェクトとして、広島県立文書館の安藤福平、数野文明両氏に研究を委託したものである。事務局は六月九日付で各都道府県立文書館を対象に、(一)現用文書の管理、(二)移管の規定と実態、(三)評価選別の方法と基準の三項目についてレポート提出を募った。その結果十一月までに二〇数館からレポートの提出があり、それらを「公文書館の管理移管評価選別に関するレポート集」としてまとめた。

十二月十五日、広島県立文書館で行われた研究会には全国から一〇館、一・二名が参加した。

前半は安藤氏が前述のレポートの集約結果を説明し、後半は研究テーマにそって自由な意見交換を行った。各都道府県の状況を知ることには大きな刺激になり有意義であった。とりわけ公文書移管システムの違いには驚かされた。また評価選別についても、年々増大する公文書の中から歴史的に価値の高い資料をいかにして見いだし評価選別していくべきなのか考えさせられる点が多かった。

（桜庭 文雄）

#### 四 県内古文書調査

この古文書所在調査は史料の所在確認を主目的としているが、その他に調査先自治体区域の史料に関する情報収集、実際に史料が保存されている環境（温湿度・虫害・鼠害・保管方法・利用状況など）についても調査することになっている。資料館・公民館などについては史料整理が進んでいるところが多く、また史料の収蔵庫に空調設備が整っている施設も見られ、公的機関においては、近代以降の公文書を含む史料保存に関する環境整備が進んでいるように思える。各自治体では個人宅の収蔵史料について公的機関に積極的に収蔵しようとするよりは、所蔵宅での現地保存を勧めている所が多い。桐箱などを贈り、各所蔵宅における保存環境の改善をはかっている町村もあった。ただし個人宅で史料を管理している方は高齢者が多く、将来の史料保存に関しては不安を抱える所も少なくない。

平成十年は一一町村の調査を計画し、すでに全て終了している。期日・調査先は次のとおり。

##### 【期日】 【調査先】

三月五日 東由利町公民館

三月六日 小松幸子氏宅（東由利町）

三月六日 大内町歴史民俗資料館

六月九日 伊藤祐藏氏宅（大内町）  
西仙北町中央公民館  
伊藤信氏宅（西仙北町）

九月二十八日 小山田明氏宅（西仙北町）  
五城目町中央公民館  
石井百合子氏宅（五城目町）

十月七日 琴丘町教育委員会  
児玉利光氏宅（琴丘町）

十月十四日 鳥海町教育委員会  
神豊昭氏宅（鳥海町）  
由利町公民館

十月十五日 木村正氏宅（由利町）  
藤里町教育委員会  
村岡己美子氏宅（藤里町）

十月二十二日 佐々木美穂氏宅（藤里町）  
二ツ井町教育委員会  
（二ツ井町史編纂室）

十一月十九日 羽後町歴史民俗資料館  
十一月二十日 増田町ふれあいプラザ

### 【主な調査資料】

小松家文書（岩城家本陣・近世玉米老方村関係史料）  
・大内町伊藤家文書（近世岩谷村肝煎史料）  
・西仙北町伊藤家文書（廻人関係史料）  
・小山田家文書（近世強首村肝煎・廻人関係史料）  
・石井家文書（近世馬場日村肝煎史料）  
・児玉家文書（近世鹿渡村関係史料）  
・村岡家文書（近世藤琴村関係史料）  
・神原文書

（修験関係史料）  
・木村家文書（近世米山村関係史料）  
（煙山 英俊）

### 五 図書

○寄贈図書（本館所蔵資料の出版掲載等の許可を受けた分）  
眠流し行事 能代役七夕 能代市教育委員会  
真壁家の歴代当主 真壁町歴史民俗資料館  
江戸時代の野田をいく 野田市郷土博物館  
駿台史学（第一〇四号） 駿台史学会

○各公文書館からの受け入れ図書  
国立公文書館  
北の丸（第三〇号）  
国際公文書館会議東アジア地域支部第三回  
総会報告書  
外務省外交史料館  
外交資料館報（第一二二号）  
国文学研究資料館史料館  
史料館研究紀要（第二九号）  
史料館所蔵史料目録（第六六、六七集）  
松代藩庁と記録（史料叢書二）  
記録史料の情報資源化と史料管理学の体系  
化に関する研究（研究レポートNo.2）  
北海道立文書館

研究紀要（第一三三号）  
北海道立文書館所蔵資料目録（一一三）  
北海道立文書館所蔵公文書件名目録（一二三）  
北海道立文書館史料集（第一二二）  
福島県歴史資料館  
福島県歴史資料館研究紀要（第二〇号）  
歴史資料館収蔵資料目録（第二九集）  
茨城県立歴史館  
茨城県立歴史館報（二五）  
史料目録（四二）  
茨城県行政文書目録（行政資料目録二）  
茨城県立歴史館史料叢書  
栃木県立文書館  
栃木県立文書館年報（第一二二号）  
栃木県立文書館研究紀要（第二二号）  
栃木県史料所在目録（第二七集）  
群馬県立文書館  
群馬県立文書館年報  
双文（第一五号）  
群馬県立文書館収蔵文書目録（一六）  
群馬県行政文書件名目録（第一〇集）  
埼玉県立文書館  
要覧（第一六号）  
文書館紀要（第一一〇号）  
収蔵文書目録（第三七集）  
収蔵地図目録（第三集）  
埼玉県史研究（第三三三号）  
千葉県文書館

- 千葉県の文書館(第三号)
- 千葉県行政資料増加日録
- 東京都公文書館
- 東京都公文書館年報(第一七号)
- 東京都公文書館所蔵行政文書日録
- (学事編・明治三九年)
- 東京都行政資料集録(平成八年度)
- 神奈川県立公文書館
- 神奈川県立公文書館年報
- 神奈川県古文書資料所在目録(第一〇集)
- 新潟県立文書館
- 新潟県立文書館年報(第六号)
- 富山県公文書館
- 富山県公文書館年報(第一一号)
- 富山県公文書館文書目録(歴史文書一四)
- 長野県立歴史館
- 長野県立歴史館収蔵文書目録(一)
- 長野県行政文書目録(行政簿冊二)年報(一)
- 長野県立歴史館研究紀要(第四号)
- 岐阜県歴史資料館
- 岐阜県行政文書目録(昭和五〇年度編一)
- 館蔵古写真集(第二集 明治期〜大正期)
- 愛知県公文書館
- 愛知県公文書館年報(第二二号)
- 京都府立総合史料館
- 資料館紀要(第二六号)
- 南北朝内乱と東寺
- 大阪府公文書館
- 大阪府行政資料・刊行物目録(第六集)
- 和歌山県立文書館
- 和歌山県立文書館紀要(第四号)
- 収蔵史料目録(二)
- 鳥取県立公文書館
- 鳥取県公文書簿冊目録(第二集 昭和編一)
- 行政資料目録(追録第六号)
- 広島県立文書館
- 広島県立文書館事業年報(第八号)
- 広島県立文書館収蔵文書目録(第五集)
- 山口県立文書館
- 山口県立文書館研究紀要(第二五号)
- 山口県内所在史料目録(第二五集)
- 香川県立文書館
- 香川県立文書館年報(第四号)
- 香川県立文書館紀要(第二号)
- 香川県立文書館史料集(一)
- 徳島県立文書館
- 徳島県立文書館年報
- 沖縄県公文書館
- 沖縄県公文書館研究紀要(創刊号)
- GHQ/SCAP文書目録
- 米国民政府ニュース・リリース及び関連資料目録
- 琉球水道公文書目録
- 琉球政府行政機構変遷図
- 大阪市公文書館
- 大阪市公文書館年報(第二〇号)
- 大阪市公文書館研究紀要(二〇)
- 大阪府行政刊行物目録
- 広島市公文書館
- 広島市公文書館紀要(第二一号)
- 広島市公文書館所蔵資料目録(第二二、二三集)
- 藤沢市文書館
- 藤沢市文書館紀要(二二)
- 藤沢市史研究(三一)
- 県内市町村史関連図書
- 鹿角市文化財調査資料(六一、六二)
- 鷹巣地方史研究(四二)
- 二ツ井町史稿
- 能代市史(資料編 古代・中世一)
- 能代市史(資料編 中世二)
- 能代市史資料(第二六号)
- 能代市史資料目録(第七集)
- 能代市史資料別集
- 男鹿(創刊号第三号)
- 男鹿市文化財調査報告書(第一七、一八集)
- 図版五城目町の文化財(第二七集)
- 秋田市史(第一四卷 文芸・芸能編)
- 秋田市史民俗調査報告書(三)
- 横手郷土史資料(第七二号)
- 横手市内の建造物(民家)

平鹿町史料集(第六集)

雄物川町郷土資料館報告書(第一五号)

雄物川町郷土資料(第二六号)

岩城町史資料編(二)

本荘市史神社仏閣調査報告書

西目町史(資料編)

西目町史研究(第三号)

由利町史(改定版)

由利町文化財調査報告書(第三、五集)

### ○県外自治体史

奥南新報「村の話」集成(上 青森県史叢書)

奥南新報「村の話」集成(下 青森県史叢書)

埼玉県史料叢書(埼玉県史料四)

都史資料集成(第一卷 日清戦争と東京①②)

三重県史(資料編 近世四 上)

石川県史資料(二四 近代編)

福岡県史(近世史料編 久留米藩初期 下)

福岡県史(近代史料編 筑豊興業鉄道 二)

福岡県史(近代史料編 労働及九州 二)

宮崎県史(通史編 古代二)

宮崎県史(通史編 中世)

宮崎県史(別冊 維新期の日向諸藩)

仙台市史(特別編五 板碑)

仙台市史(特別編六 民俗)

東町史(史料編 古代・中世)

板橋区史(通史編 上卷)

高崎市史(新編 資料編一〇 近代現代二)

龍ヶ崎市史(中世編)

名古屋市史(新修 第二、七卷)

南河内町史(通史編 自然・考古・古代・中世)

南河内町史(通史編 近世)

柳川歴史資料集成(第三集)

### ○本館刊行物

二月 『波江和光日記』(第三、四卷)

三月 研究紀要(第四号)

四月 公文書館だより(第八号)

六月 事業年報(第五号)

八月 パンフレット「近世秋田の国境」

十月 公文書館だより(第九号)

秋田県公文書館研究紀要 第五号  
平成十一年三月二十日発行

編集  
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三一  
郵便番号 〇一〇―〇九五二  
電話(〇一八)八六六―八三〇一  
印刷 太陽印刷株式会社  
秋田市卸町一丁目二―一五

(題字 寿松木 毅)

